

平成19年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 日 9月6日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明	31
○次会日程の報告	54
○散会の宣告	54
散 会 (午後 2時15分)	54
第 2 日 9月7日(金曜日)	
○議事日程	55
○出席議員	55
○欠席議員	55

平成19年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年9月3日

千代田町長 襟川幸雄

1. 期 日 平成19年9月6日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	福	田	正	司	君	2 番	小	林	正	明	君
3 番	柿	沼	英	己	君	4 番	富	岡	芳	男	君
5 番	細	田	芳	雄	君	6 番	黒	澤	兵	司	君
8 番	野	村	年	男	君	9 番	大	谷	直	之	君
1 1 番	小	林	榮	一	君	1 2 番	青	木	國	生	君
1 3 番	野	中	角	次	君	1 4 番	坂	本	金	光	君
1 5 番	川	島	悦	男	君	1 6 番	小	沢	惣	一	君

○ 不 応 招 議 員 (1 名)

7 番 今 井 和 雄 君

平成19年第3回千代田町議会定例会

議事日程(第1号)

平成19年9月6日(木)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第43号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第 4 議案第44号 政治倫理の確立のための千代田町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第45号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第46号 平成19年度千代田町一般会計補正予算(第2号)
日程第 7 議案第47号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第 8 議案第48号 平成19年度千代田町老人保健特別会計補正予算(第2号)
日程第 9 議案第49号 平成19年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第10 議案第50号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第11 認定第 1号 平成18年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
日程第12 認定第 2号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第13 認定第 3号 平成18年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
日程第14 認定第 4号 平成18年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第15 認定第 5号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第16 認定第 6号 平成18年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14名)

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
8番	野村年男君	9番	大谷直之君
11番	小林榮一君	12番	青木國生君
13番	野中角次君	14番	坂本金光君

15番 川 島 悦 男 君 16番 小 沢 惣 一 君

○欠席議員（1名）

7番 今 井 和 雄 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	襟 川 幸 雄 君
副 町 長	高 木 敬 司 君
教 育 長	大 澤 洋 生 君
総 務 課 長	栗 原 則 雄 君
企画財政課長	川 島 賢 君
税 務 課 長	加 藤 忠 夫 君
住民福祉課長	吉 永 勉 君
経済課長兼農業 委員会事務局長	野 村 耕 一 郎 君
建設水道課長	林 節 君
建設水道課 都市計画係長	石 橋 俊 昭 君
会計管理者長 兼会計課長	塩 田 稔 君
教育委員会 事務局 局長	高 橋 充 幸 君
農業委員会 会長	柿 沼 博 君
監 査 委 員	松 澤 初 江 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（小沢惣一君） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（小沢惣一君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の条例の制定1件、改正2件、補正予算5件、決算の認定6件であります。

続いて、例月出納監査結果報告については、平成18年度の平成19年4、5月分及び平成19年度4月、5月分、6月分が監査委員よりなされていますので、報告いたします。

本日の日程につきましては、会議日程表のとおり日程第10まで議了し、日程第11から日程第16までは町長の提案説明、監査委員からの監査報告、引き続いて各課長、局長の詳細説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（小沢惣一君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

1番 福 田 正 司 君

2番 小 林 正 明 君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（小沢惣一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から14日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から14日までの9日間と決定いたしました。

○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第3、議案第43号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第43号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成17年10月21日に公布され、郵政民営化法が本年10月1日より施行されることになったわけでございます。この制度改革の本質は、国に属していた郵政事業を民営化することございまして、自治体の組織や運営に直接かわるものではございませんが、整備法の施行に伴い改廃された関係法律が多数に上がることから、関係する町条例についても所要の整備を行うものでございます。なお、関係する条例につきましては、千代田町情報公開条例、千代田町個人情報保護条例、千代田町手数料徴収条例、千代田町公共下水道条例について用語の削除及び用語を改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第4、議案第44号 政治倫理の確立のための千代田町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第44号 政治倫理の確立のための千代田町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、郵便貯金法が廃止されましたのに伴い、本条例の郵便貯金にかかわる規定を削除するものでございます。なお、施行期日につきましては平成19年10月1日からでございます。

また、信託法及び証券取引法等の一部改正する法律が公布され、施行期日を平成19年9月30日とされましたので、関係する用語の削除及び用語を改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第44号につきまして、確認のため幾つか質問をさせていただきます。

まず、第1は第2条第1項第4号中「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」ということで、普通預金は除くという形で確保してある。これは、別に変えるわけではないのですけれども、要は普通預金を除くという意味がどういうことであったかということですが、簡単に言いますと資産ではないというふうに考えているのかどうか、この辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

そして、更に町長の資産公開について実際の運用と申しますか、具体的に何回公開したか、請求があれば公開をするということなのだろうということですが、公開を何かでしているかどうか。実際に資産を調整して、町長の役場の中でとっているだけということであれば、何ら公開にならないということもありますので、その点の運用についてこの間どのようにやられてきたか。これができたのがまだ最近だったということでありましてけれども、その間の移り変わりです。最初の公開からその額がどのように変わってきているか、資産がどのように変わってきているか、これを私は知りたいわけですが、その辺がいわゆる公開を請求しなければ公開しないのか、それとも自主的に町側が公表していくのかどうか、この辺も含めてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 川島議員の質問にお答えいたします。

まず、普通貯金の郵便貯金ですが、これは削除するというので、提案理由にもございましたように、郵便貯金法が廃止されるということで、一般の貯金については切りかわるわけでございますけれども、郵便貯金という文言を削除するというのでございます。

それと、町長の資産の公開の関係なのですが、お手元に新旧対照表が行っているかと思えます。これにつきまして、平成7年の12月に政治倫理の確立のための千代田町長の資産等の公開に関する条例を制定いたしまして、その後公開しておるところでございます。資産等の報告書等の作成ということで、この第2条にいろいろ規定がございます。これにつきましては町長に再選、あるいはなつた時点から起算して100日を経過する日までに作成しなければならないということで、それに基づいて資産報告を作成いたしまして、報告しているところでございます。今までにおきまして、そういう形の中で中にただつづっておくだけではなくて、報告しておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 1点目の質問の中での普通預金については除くというふうになっているわけですが、その辺の認識が普通預金はいわゆる資産というふうな認識をしていないのかどうかと、この点どのように考えているのかお聞かせを願いたいと思えます。

それから、作成をしなければならないということで、報告をしているということなのですが、公開と報告の違いです。どこへこれは報告しているのか、どういう文章で、広報で出しているのかどうかということです。議会に報告するのといろいろあると思いますけれども、要は私はこの間いろいろな問題で議論を重ねている中で、いわゆる区長会にはいろいろ資料、細かいものを出しているのですが、議会には出していないということが今回明らかになったわけです。そういったことが非常に、要は議会というのは住民の代表である。区長会というのは、確かに行政の一部であるというふうに私は認識しているわけです。法律上は、区長会というのがそういう形での、区長会そのものがないようなところもあるということですから、要は執行当局の補完といいますか、そういう形であるわけです。そういう中で、区長会という限定された中に出す、それで議会には出さないというような状態だと、確かに区長会というのは、区長会の皆さんは17人いるわけです。それから伝わるということはわかるわけですが、やはり何だかんだいっても議会に出すものが優先なのではないかと。この辺も含めて作成しなければならない、どこへどのように報告をしているのか詳しくお聞かせを願いたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） これにつきましては、第5条の規定で資産等報告書等の保存及び閲覧ということで、どなたでも町長に対しまして資産報告書及び資産等の報告書について閲覧を請求することができるというような規定になっておりますので、閲覧ができるということでございますので、ご

理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 後のほうの公開の仕方というのは、要は公開というよりも、つくってあるから、閲覧しろと、見たければ見ろということなのだということで了解をいたしますが、認識についてどう認識しているのか、いわゆる普通預金というのは資産というものに認識をしていないのかどうか、この辺をお聞かせ願いたい。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） これは、普通貯金というのは毎日のように入ったり出たりする、いわゆる財布がわりのようなものかと思います。そんなことも考えますので、いわゆる基準というのがはっきりしないということで除かれているというふうに私は考えますけれども、よろしく願います。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 政治倫理の確立のための千代田町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第5、議案第45号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第45号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案

理由の説明を申し上げます。

本案は、10月1日施行の郵政民営化法等の施行に関する法律に関する規定の整備でありまして、地方自治法第349条の3及び地方税法附属第15条それぞれ項の追加に伴いまして、千代田町都市計画税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、所要の措置を講ずるものでございます。今回の改正の要旨につきましては、法第349条、法附則第15条等の改正に伴う規定の整備によるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第45号につきましても、確認のため質問をさせていただきます。

この45号について、直接的な内容は郵政民営化に係るものだけというふうに、ただいまの説明ではそのようにとれるわけではありますが、その辺が私の確認のしどころです。といいますのは、今いわゆる住民には増税をして、金持ちあるいは資産家といいますか、こういったところには減税をするというような動きが出てきているということではありますが、この中で固定資産税の課税についてその関連が出てくるものがあるのかないのか、それだけを確認したいと思います。

それから、関連質問といたしまして、都市計画税ということで、決算の時期でありますから、その確認をしておきたいわけですが、この都市計画税を取るときに、目的税ですから、その使用目的を明らかにする、はっきりわかるような方式でやっていきたいということが表明されていたわけですが、どうも補正予算あるいは決算などの結果を見ますと、簡単に言いますと、別に都市計画税として取った金が、名前が書いてあるわけではありませんから、わかりませんが、要は7,000万円取って、7,000万円がいわゆる繰越金という形になっているというわけです。そうしますと、それがもう一般財源になってしまうのではないかと、この辺が私の確認なのであります。それでどのようにいわゆる目的税として使用目的をはっきりさせていこうとしているのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 川島議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、10月1日施行の郵政民営化等の都市計画税の一部を改正する条例でございますが、既にもう固定資産税関係では改正済みでございます。なお、地方税法第349条の3の郵政事業関係が追加になったための項ずれの一部改正でございますので、よろしく申し上げます。

なお、関連しまして、都市計画税は目的税という関係でございますけれども、税としましては住民の皆様に奥深いご理解を願ひまして、18年度が初めての新税ということでございまして、納税者のご

理解のもとに99.1%という収納率をいただきましたので、奥深く感謝申し上げます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 都市計画税の使い道についてでございますけれども、当初からご説明しておりますとおり、市街化区域内の事業、土地区画整理事業への補助金並びに公共下水道への繰出金ということで支出しております。

○議長（小沢惣一君） 川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 直接税関係については、仕方がないということというふうに認識しておりますが、ただいまの財政課長のほうのあれで、要は目的税だから、下水道とかそういうものに使うという、至ってもうそれは当然なのです。ですから、それをどう明確化していくかと、そういう方法について私は問うているわけです。そのときになぜそういう答弁をするのか。要は、私は結局この補正予算でも、ちょうど7,000万の一般財源になってしまうのではないかと、繰越金になれば一般財源になって、何にでも使えるようになるのではないのですかということを知っているのです。別に私はまだそれをそうしたと言っているわけではないのです。要するにこれからそう使いたいと言ったって、それはそれを具体的にどう使うのだと聞いているのです、私は。ここに書いてあるようなことに使うのだというのはどうしてわかるのですか。そこをわざわざわかっていてそういうふうに答弁したのか、ちゃんと内容をわかるように、どのように明確化していくのか具体的に文書で出してもらって、そしてそれをわかっていてやっているのかどうか、意識的に、そこをお聞かせ願いたい。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 使いたいとは申しておりません。支出していると説明したのでございます。都市計画税につきましては、平成18年度から新たに導入いたしまして、税としていただいているわけでございます。本日この後平成18年度の決算、上程されておりますので、その中で十分ご質問いただくなりご検討いただければと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） また開き直り答弁ですよ。要は、それは確かに決算なのだから、それは決算で明らかにして、もし出してあるのだったら、これの何ページには出ているから、ちゃんと見てくれと、そういうふうに答弁していただきたい。そのところを今の質問に対して後で答弁するからなんて、そんなばかげた話ないです。そういうことを平気でやっているところが結局千代田町の行政が不審を買う大もとになっているのではないかと、私はそう思っているのです。それは、別にあえて私だけが思っているのだったら、言えばそれまでですけども、そういうふうに非常に人をばかにしたような、そういうことが平気で通っている、ここが今回裁判の大もとになったのではないかと私は思っていますけれども、そういったことで今私が質問していることに対しては、どこのどういうところを参照すると、具体的にこの議会、この質問で答えていただきたい、このように質問するもの

であります。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 最初の答弁でも申し上げましたとおり、区画整理事業並びに下水道事業に支出しているということでございますので、該当するところをご覧になっていただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第6、議案第46号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第46号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,748万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,212万2,000円とするものでございます。

補正予算の概要についてご説明申し上げます。まず、歳入でございますが、町税のうち個人町民税、固定資産税、都市計画税を追加いたします。また、普通地方交付税、県支出金、繰越金を追加いたしますが、普通地方交付税につきましては前年度に比べ7,800万円の減となっております。

歳出につきましては、全般的には職員の人事異動に伴う人件費の整理等を行っております。主な事業といたしましては、現在広域農道の状態が非常に悪いことから、補正ではありますが、工事費を追加いたします。なお、来年度以降も計画的に補修工事を行っていきたいと考えております。

また、今後の財政運営に係る対策として財政調整基金の積立金を追加するとともに、公共施設建設基金につきましては現時点でまだ繰り入れが行われていないことから、歳入の基金繰入金を減額することで財源の確保を図るものであります。

詳細につきましては企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 議案第46号につきまして、詳細説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、補正予算書9ページと10ページをご覧いただきたいと思えます。

歳入でございます。1款の町税でございますが、個人町民税に2,500万円、固定資産税に4,500万円、都市計画税に80万円を追加いたします。9月補正において税の大幅な追加を行うのは今回が初めてですが、大枠として調定が確保できましたので、積極的に財源の追加を行うものでありまして、今後若干の修正が生じる可能性はございます。

次に、8款地方特例交付金でございますが、額が確定いたしましたので、1項1目地方特例交付金に47万5,000円を追加するとともに、2項1目特別交付金は380万4,000円を減額いたします。

ページをめくっていただきたいと思えます。次に、9款地方交付税ですが、普通地方交付税が確定しましたので、3,343万8,000円を追加いたします。今年度の普通地方交付税は、2億6,343万8,000円でございます。前年度と比較いたしまして約7,800万円、22.9%の減であります。県下26町村の普通交付税では、大泉町、上野村、そして今回明和町が不交付団体となりましたが、交付額の少ない順では次いで草津町、そして千代田町が第5番目となります。

次に、14款県支出金、2項2目の民生費県補助金に259万9,000円を追加いたしますが、これは学童保育との関係で当初予算に児童館運営費補助金を計上しなかったため、今回追加補正するものであります。

4目農林水産業費県補助金は、主に森林病虫害等防除事業費補助金を追加するものであります。

次に、17款繰入金、1項特別会計繰入金でございますが、1目老人保健事業特別会計繰入金として1,260万円、ページをめくっていただきたいと思えます、2目介護保険事業特別会計繰入金として1,117万6,000円をそれぞれ追加いたします。これは、前年度繰出金の精算分の繰り入れでございます。

次に、2項基金繰入金としまして3目公共施設建設基金繰入金を3,000万円減額いたしますが、これは今回財源の確保ができましたので、当初予定した繰入金の額を減らすものでございます。

次に、18款繰越金に2,929万2,000円を追加いたします。これは各担当課、局ごとの工事の入札減や

消耗品等の経費節減による前年度繰越金でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

そして、19款諸収入、3項1目貸付金元利収入を20万円減額いたしますが、これは返還金が30万円減額した反面、滞納繰り越し分が追加になったものであります。

ページをめぐっていただきたいと思ひます。15ページ、16ページになります。歳出でございます。まず初めに、補正予算全般で人件費を補正いたしました。4月の人事異動による影響も含めまして補正を行いましたので、人件費についての説明は省略させていただきます。

それ以外の歳出の主なものについて説明させていただきます。2款総務費、1項1目一般管理費の13節委託料に50万1,000円を追加いたしますが、例規集データベース化業務委託料の追加でございます。

ページをめぐっていただきたいと思ひます。4目財産管理費に財政調整基金積立金として7,000万円を追加いたします。これは、年度当初で8,000万円の基金繰り入れを行いましたので、今後の財政需要に備えて積み立てるものでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、2項徴税費、2目賦課徴収費に965万5,000円を追加いたします。これは、法人税の還付でございます。

ページをめぐっていただきたいと思ひます。19ページ、20ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費の23節に国庫負担金等精算金返還金160万1,000円を追加いたします。

次に、21ページ、22ページをご覧いただきたいと思ひます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費にも国庫負担金等精算金返還金を追加いたします。

4目児童福祉施設費、15節工事請負費に西保育園の駐車場の整備工事費を追加いたします。

次に、23ページ、24ページをご覧いただきたいと思ひます。4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健衛生施設費、13節委託料に保健センター施設改修に伴う設計委託料を追加いたします。

ページをめぐっていただきたいと思ひます。25ページ、26ページになります。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費に272万円を追加いたします。これは、松くい虫被害木伐倒処理委託料であります。

ページをめぐっていただきたいと思ひます。27ページ、28ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費に1,500万円追加いたします。これは、広域農道の舗装状態がよくないため、補修するものでありまして、先ほど町長から説明がありましたように、今後継続的に補修していく予定であります。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費に100万円追加いたしますが、都市計画図を修正して印刷する経費であります。

3目公園管理費の役務費、工事請負費への追加につきましては、公園関係の高木の剪定及び公園の遊具の修繕並びに撤去費用であります。

ページをめぐっていただきたいと思ひます。29ページ、30ページになります。4項4目公共下水道

費繰出金の減額につきましては、課の統合による人件費の削減であります。

5 項 1 目住宅管理費につきましては、工事請負費に300万円追加いたしました。町営住宅の解体工事費であります。

10款教育費、1 項教育総務費、3 目奨学金につきましては300万円減額いたします。これは、平成19年度の新規借り入れ者が予定より少なかったための減であります。

大きくページをめくっていただきたいと思います。33ページ、34ページになります。5 項社会教育費、4 目図書館費の18節備品購入費に70万6,000円を追加いたします。これは、図書館2 階の学習室の学習用機の購入並びに図書、視聴覚資料の購入費であります。

5 目町民プラザ費の需用費、役務費の追加につきましては、給水ポンプの修繕及び大ホールの照明の交換並びに建物南側の高木の剪定手数料であります。

ページをめくっていただきたいと思います。35ページ、36ページになります。6 項保健体育費、2 目体育施設費の工事請負費でございますけれども、町民体育館出入口の改良工事と植木の撤去工事等であります。

3 目総合体育館・温水プール費の工事請負費は、プールの非常放送設備の改修工事代であります。

5 目運動場管理費の工事請負費は、東部運動公園にあります谷川渡りの撤去と新たに設置するための工事費用であります。

最後に、予備費2,474万3,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第46号につきまして、先ほどの都市計画税の明確化といいますが、この点に関連いたしまして質問をしたいと思えます。

まず最初に、町税のところではいわゆるその総額が20億9,387万4,000円で、補正額は7,800万ですか、するということですが、一方都市計画税の補正前の額というのは7,741万8,000円で、80万円が補正額ということですが、これは事実上ですが、また見解の相違でいろいろ出てくるかと思えますけれども、7,000万円余りが一般財源になるのかどうかということなのです。要は、その辺が私の考え方がおかしいというふうに言っている人もいますわけでありまして、先ほどちょっと言いましたけれども、確かに何で取った金だから、いわゆるというふうに書いてあるわけではないのですよね。それがやっぱり都市計画税ない部分が思ったより入ってきたというふうに見えるわけですね、事実上はこの資料を見ると。そこのところに問題があるのです。要は予算というのは、当初歳入をす

べて見るわけです。すべて見て、それでこれ以上あり得ないと、それでいって今になって7,000万増えて、思ったより入ってきましたよと、だから積み立てをするのだということですから、これは確かに別に何ら問題ないというふうに考える方もいるかもしれませんが、私は先ほど来からの議論をしているように、いわゆる都市計画税を目的税として明確にそこにだけ使うという点でちょっと疑義を感じているということで、この辺をどのように理解したらいいのか。私の勘違いなのだとすればそれまででありますけれども、そのようになるべく私にわかるようにご説明を願いたいと思います。

それから、もう1つは歳出のほうで、これもやはり同じわけでありますけれども、18ページの積立金、これで7,000万円、これが戻されるという、ただいまの説明ですと8,000万円ほど繰り入れてあるから、それが思ったより金が入ってきたから、7,000万円が戻せるのだということでもあります。今回初めてですね。初めてと言うと、ちょっと語弊があるかもしれないですけども、先ほどの財政課長の説明では、9月補正で早くもこれだけの額が出てきたというのは初めてなのではないかというふうに言ったわけでありまして。その辺は確かにいいことなのです。いわゆるわかった時点でこの金をどう使うのかという議論に持っていければいいという、その点はいいいわけなのですけれども、そうやってきますと財政調整基金、あるいはいろいろな基金を繰り入れるときには大規模な財政の変動であるとか、そういった当初予算をしていなかったようなものをするときに繰り入れをすることができると。ですから、当初予算の段階でも既に繰り入れをするというのがちょっと私は理解できないわけですが、その辺のところをどのように考えてきているのか。この辺については、前ちらっとは言ったことあるのですけれども、どうもこんがらがってしまって、あれだったのですが、だんだん改めてまたこの辺を明らかにしていかなければならないというふうに私は考えているわけですが、要は8,000万円ほどを繰り入れていた、その分を減らすのだということになると、当初予算が計算のときにどのような計算をしていたのか、この辺を改めて聞かせていただきたい。

それから、すべてを積み立てるということではなくて、なるべく還元をすると。住民の皆さんは、金がないというふうに信じているわけでありまして、これだけの金を積み立てるよりも、還元をする方向で行政を進めていきたい、そのことを願って明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 財政関係1点に絞ってのご質問でございまして、大変うれしく思っております。

まず、最初のご質問でございますけれども、町税はすべて一般財源かどうかというようなご質問でございました。町税は一般的な税、それと目的税とございますが、すべて一般財源でございます。

2点目でございますけれども、財政調整基金8,000万円の大幅な繰り入れを当初しているというご指摘でございますけれども、新年度予算を編成するのは前年の11月末であります。特に歳入の大半を占めるのが税でございます。前年の11月の時点で翌年度1年間の税をすべて予想するということは、これは至難のわざでございます。議員のお話の内容を伺いますと、例えば国の場合は財務省という大

きな組織がありまして、その下に税務署があるわけですが、全国の景気の動向、それから見込まれるであろう税収、優秀な職員がいっぱいおります。細かいところまで計算をしまして、ある程度の到達する額は予想できるわけです。ところが、なかなか市町村の税務課になりますと職員数も少なく、情報もないというような中で、一生懸命努力をして予算計上しているわけでございますので、その点につきましてはぜひ寛大なお気持ちでご理解をいただきたいと思います。

それと、3点目の9月補正で税の大幅な追加があったと、評価しますというご意見につきまして大変感謝申し上げます。特に財政運営で難しいところは、財源があるかないかということであります。今までの9月補正を見てきますと、景気のいいときは普通地方交付税が確定しまして、思ったよりも入ってきたということで億単位で追加になっておりました。それと、繰越金についても思ったより残りましたという形で、9月で補正ができたわけです。しかし、こういう全国的に厳しい財政状況の中になってきますと、なかなか繰越金もぎりぎりになってしまう、交付税は大幅な削減になってしまうと、つまり9月の時点での財源がもうないわけです。そこで、税務課のほうにお願いしまして、3月ぐらいまでいけばある程度確定した数値は出てくるのですが、今の時点ですとあくまで収納予想率を掛けまして、見込みで税を追加しているわけでございます。ですから、先ほど説明の中で今後変動がある場合もありますよというご説明を申し上げましたけれども、そういう中で財源の確保をするために、税について目いっぱい確保をしたということでございますので、十分ご理解のほどお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 財源に絞って議論をしているということで、喜んでいるということなので、私のほうも喜びますが、ただ私は余り喜んでばかりいられないというふうに思うので、質問しているわけです。なぜ喜んでばかりいられないかということ、先ほどの財政課長の説明ですと、前年の11月ごろに予算編成をするということですから、つかみ切れないということです。税務課長に要請をして、ある程度3月にはわかるでしょう、ある程度数字がつかめるのではないかと。3月というのは、まだ予算を調製している段階です、少なくとも。それで、ではつかんでいるのだけれども、確実性がないから、出さないということなのか。もしも本当にそれが、私も別に困難ではないとは申しませんが、少なくともそういう入りを見て出を考えるという中で出がある、これだけ必要だから、入りがこれだけありますよという状況ではないということ、そこをやはり逆にしてしまうと大変なことになるというのが私の考えであるわけです。要は町がつかんだ時点で、住民にその財源が幾らあるかというのを明らかにするべきではないかということなのです。その辺がつかんだ時点ではまだ確実かどうかかわからないということで、確定してからというのがこの間のやり方ですよ。そうしますと、ちょっと私は納得できないのです、喜んでばかりいられないのです。やはりそれをわかっていて、いいですか、町当局は少なくとも地方財政法上の入りを考えて予算をするのだというのが地方財政法の基本でしょう。そこをわかっているからこそ、そういうふうに前年の11月ごろつくるのだから、だからわ

からないのが当たり前かのように言っているわけでしょう。そうではないのですか。私だけがとっているのですか、そういうふうに。私がそういうことを言えば喜んでいいるのでは、これはちょっと余りにも私のほうからすると、私が非常に業つくばりで欲張りで偏屈だから、そういうふうにあれしているのだろうということかもしれませんけれども、それではちょっと行政と、これから行政が何のためにあるかというのは大議論していかなければならない、私の残りの任期中やるつもりでありますけれども、やはりこのところが何のために町長がいるのか、何のために財政課長がいるのか、町が、行政がすべて何のためにあるのかということなのです。住民に奉仕をするためにその最大限の予算が、どのくらい金が入ってくるかというのを見なければならぬということなのです。そこのところが奉仕というよりも、町は金がないのだから、積み立てているのでは財政危機突破なんて言ったって、確かに私は財政危機というふうな言い方はしたくはありませんけれども、財政再建しなければならないということは私もわかります。しかし、それをどう財政を再建していくかというときに、金がないから、住民の皆さんの福祉を削る、金がないから、補助金を削る、あるいは都市計画税を取ると、こういうふうになっているでしょう、今千代田町は。本当にないのかということが、私のほうも別にあるのだとはなかなか言えないのです。それは証拠出せと言われたって、なかなか私は細かいところまで見ていないから、そういうことで結局3月になり、ある程度の数字が見込まれていたのに、6月には出さなかったと、9月になって出してきたと。今回はよかったから、9月に出したのだから、よかったということなのですが、では6月にはなぜ出せなかったのかお聞かせをお願いします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） なぜ喜ぶのかということですがけれども、喜ぶというより財源確保の重要性についてご質問いただいたということに感謝を申し上げたということであります。

それから、何かちょっと勘違いされているのではないかと思うのですが、予算編成について申し上げたのは、前年の11月ごろに税とかそういう歳入関係も見積もりしますので、新年度までにかかなりの時間があると。新年度がスタートしたにしても、なかなかすぐに内容を確保することは難しいということであります。3月にはわかるというのは、今回9月に税の追加を出したということについて、今までその年度の3月、つまり翌年の3月になれば、大体税がどのくらい入ってくるであろうということとはわかるということをお願いしたのでありまして、9月の時点ではあくまで調定額に対しての見込みでしかないということであります。

福祉についても、前進はしていても後退はしていないというふうに判断いたします。ぜひ説明のほうご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 容易でないというふうにしていただいているところに感謝を申し上げるということで、私は何か勘違いしているということなのですが、そうしますと前年の11月ごろに予算編成の数字がいろいろつかめるということは、前年の6月の確定でいわゆる11月ごろの数字から入るのではないので

すか。それで、いわゆる3月の時点までに確定と言っていいのですか、ほとんど前年度の税収がその年の6月ではっきりするわけでしょう、5月31日。それが11月、例えば19年の予算編成をする場合には、18年の11月ごろの数字をもとに同じ予算編成に入るのではないかと、私を聞いています。それが3月にならないとわからないというのでは、18年のそういう数字がわかるのは翌々年の3月なのですか。この辺がちょっと私はわからない。要は19年の3月になれば、18年の数字はほとんどわかっているのではないのですかというのを聞いています。ところが、何か私が勘違いをしているかのように言うわけですね。3月で確かにそれはまだ自信がないよということなので、では6月はもう少し見まして、確実性が出てから9月になって出しましょうというのかどうかということなのです。それとも、今財政課長が言ったように、翌々年度の3月までわからないのかと、確定ではないのかと、確かに確定ではないかもしれないけれども。その辺のところを私はどう勘違いしているのかお聞かせ願いたい。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 具体的に申し上げます。

平成19年度の予算というのは、平成18年の11月の末ごろ編成するわけですが、税につきましては、税務課のほうで平成19年度の見込みについて試算するわけですが、予算を編成しまして3月の議会でご承認をいただいたと。4月から新年度がスタートしまして、今回税の追加をしましたけれども、これは間違いなくこの数字が入ってくるという保証はないわけです。それは、あくまで見込みということですから、税がある程度わかるのは来年、平成20年の3月にならないとなかなかわからないと。しかも、1点だけ法人税については3月議会ではわかりません。3月末にならないとわからない。なぜかといいますと、昨年3月、17年度ですけれども、法人税3月で8,000万入りました。ことしの3月景気がいいので、同じくらい入るか、あるいは半分くらい入るかなと思いましたが、2,000万程度でした。ですから、幾ら景気がいいとはいっても、いろいろな諸事情によってそのくらい金額が変わってしまうという部分があります。税務課の職員も十分な情報はないかもしれませんが、一生懸命努力してそういう部分を調査しております。財政担当も一生懸命調べております。ぜひ職員を信頼していただいて、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 質問いたします。

26ページの松くい虫の被害ですか、それが大分270万ほど増えているということで、そういう伐採が増えているのかどうか確認したいと思っております。

それから、30ページの公共下水道がかなり減額になっておりますが、その工事の進捗というか、計画がダウンしているのかどうか、整備事業がダウンしているのかどうか確認したいと思っております。

それから、34ページの図書館の図書購入費が27万ほどですが、それが妥当であるのかどうか再確認

したいと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、野村耕一郎君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） それでは、柿沼議員さんの質問にお答えをいたしたいと思います。

26ページの松くい虫被害木伐倒処理委託料ということで、272万円の補正でございますが、先ほど伐採が増えているかどうかの確認だという質問でございました。現実に新福寺、中島、鍋谷の中田です、それと後天の松林、ここで平成17年から18年にかけて大量のアカマツが枯れております。それを早期に駆除するために、ここで補正をお願いして処理するものでございます。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） 柿沼議員のご質問にお答えいたします。

公共下水道に対する繰出金でございますが、600万ほどの減額ということでございます。工事の進捗状況が心配ということでございますけれども、この金額に関しましては4月の人事によります人件費の繰り出し分に対する削減額でございます。そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 柿沼議員のご質問にお答えいたします。

図書購入費ですが、まず1つはブックスタート本、ゼロから3歳児を対象にしたブックスタート本の利用者からの要望がありまして購入です。それから、2つ目が図書館協議会の意見ということで環境関連図書の購入、それから小学生を対象にした調べ学習図書の購入を予定しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 駆除といいますか、非常に松くい虫というか、枯れている木が増えているということで、これは恐らく酸性雨ということで、土壌が酸性化しているのではないかと思います。あるところによりますと、石灰をまくとかそういったことも必要ではないかというような話も聞いておりますので、検討していただければと思います。

以上であります。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第46号につきまして、もう一步というところでしたが、残念ながらまだ原案のとおり賛成するわけにいかないということで討論を行いたいと思います。

先ほど来からの財源問題で議論しておりますけれども、要はなるべく早くつかんで住民の皆さんにその還元をするというのが行政の仕事であると。それが私は別に困難ではないとは言っていないわけです。つかんでいたのではないですかというふうに聞いているのに、困難だと言っているわけなのです。つかめていたのがいつなのかということについてあれしても、いろいろああではない、こうではないと言って具体的にはしないというのがやはりこの辺の問題かなというふうに思うわけです。今回9月議会を出してきたのだから、要はいいのだと、こういうふうな開き直り的な感覚なのです。今までは3月であるとか12月に出してきたのですから、それは確かに一步前進だということは評価できるのですが、もうちょっと親身になって、住民の皆さんが主権者であるという立場から、当局が主権者ではなくて、要はつかめなくて申しわけないという態度にならないかどうかということなのです。だから、つかめなかったらどうしてつかめなかったのかという問題と、つかんでいたのかつかめていなかったのかという問題は別問題なのです。そのところもぐちゃぐちゃ、ぐちゃぐちゃ言ってごまかしているところに問題があると。この辺を私はやはりまだ批判をしなければ、もう一步前進できると、財政運営で。そのように考え、この点について指摘をしておいて、いわゆる原案のとおりには賛成できないという立場を表明するものであります。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第46号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第2号）につきまして賛成の立場から討論いたします。

この補正に対しまして、今回の補正は歳入では地方交付税や繰越金が確定したこと、そして町税については調定に対する収納見込みを立てて、財源の追加を行ったものと理解いたします。今までの質疑の中で、町税についての調定ですか、質疑の中では何回も質疑しながら答えてもらって、あくまでもこの補正というのは19年度につきましてです。それで、今19年度の中で税はまだ全部もらっているわけではないから、幾らよく見ても確定はしないのだから、多少の誤差は出てきて、今ここで9月の補正をして、幾らかでもその誤差を少なくして補正したって私は評価したいのです。そういうふうに理解しています。そして、その財源を広域農道の補整工事や公園の管理、補修工事、町営住宅の解体工事等に充てるとともに、当初予算で財源不足で補てんするために取り崩した財政調整基金に積み戻すということでありまして、まだ繰り入れが行われていない公共施設建設基金については繰り入れを減額し、財源の確保を図るということでありまして、非常に手がたい財政運営であると理解しております。

ただし、申し上げるならば、その確保した財源を今後ぜひ町民の福祉の向上に充てていただきたい。

先ほど財政課長さんが福祉は前進はしているけれども、後退はないと言っていましたけれども、私が考えると、福祉については細かい部分ではあるけれども、後退した部分も出ていますと判断しております。そういうことでもありますので、福祉を向上するというのもう少し強く考えていただく中ではございますけれども、賛成です。この予算に対しましては賛成でございますので、今どちらかなと思っている方も私は賛成ですから、ぜひ賛成の立場をご理解いただきまして、賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第7、議案第47号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第47号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,322万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億3,138万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、18年度の繰越金の確定及び過年度分退職者医療交付金の追加並びに人件費の減額等によるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を

申し上げます。

7ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入でございますが、4款1項1目療養給付費交付金に431万円追加をいたします。過年度分の退職者医療交付金の額が確定をいたしまして、精算した結果追加交付となりますことから、増額するものでございます。

次に、8款1項1目一般会計繰入金を81万9,000円減額いたします。内容につきましては、歳出のほうでご説明を申し上げたいと思います。

次に、9款1項2目その他繰越金に973万4,000円追加をいたします。平成18年度の繰越額が確定したためのものでございます。

次に、9ページをご覧ください。歳出でございます。1款1項1目一般管理費を81万9,000円減額いたします。人事異動に伴います人件費の調整でございます。

次に、2款1項2目退職被保険者等療養給付費ですが、過年度分の療養給付費が追加交付されますことから、431万円追加をいたします。

次に、6款1項1目保健衛生普及費に156万4,000円追加をいたします。これまで住民の方々の基本健康診査につきましては、老人保健法に基づき希望されるすべての町民の方を対象に実施してまいりましたが、このたびの健康保険法等の改正によりまして、この事業が各医療保険者への義務事業となり、各保険者に対し今年度中にその健診等の計画書を策定し、40歳以上の加入者に糖尿病等に着目した健康診査及び保健指導を来年度から実施するよう義務づけてまいりました。そこで、本町でも国民健康保険加入者の健康診査を実施するための計画を作成しなければならないことから、これに係る業務委託料でございます。

次のページをご覧ください。9款1項1目一般被保険者保険税還付金に10万円追加をいたします。社会保険加入等による保険税の還付金でございます。今年度に入り、5年前に社会保険に加入し、届け出をされなかった方が届け出しましたので、5年分約60万円還付をする等、現在までに予備費を充用いたしまして139万円ほど支出をしてございますので、残額がないことから、追加するものでございます。

最後に、10款予備費ですが、歳入歳出の調整額を追加いたします。

以上、簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第8、議案第48号 平成19年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第48号 平成19年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額に1,908万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億5,282万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、繰越金の確定等によるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第48号につきましても、確認のため質問をさせていただきます。

9ページの歳出で、繰出金として一般会計繰出金ということでその補正を1,260万円ですか、繰り出しをするということですから、老人保健特別会計のほうから一般会計へ繰り出しをするということはどういうことなのかちょっとお聞かせを願いたい。一般会計のほうに出すということなのかどうかお聞かせを願いたいと思います。要はその分が1,900万ですか、繰越金があるということで、その分を1,200万は一般会計に戻すということなのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、一般会計からの繰入金

出ておりますので、繰越金が出たということで一般会計へ戻すものでございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） それでは、なぜその繰り入れをしたのか、その辺のところをお聞かせ願いたい。先ほどからこれは一般の財源とはちょっと違って、いわゆる出る金から入る金の予算補正というところから、予算の説明ということにもかかわってくるかと思うのですけれども、そういったしますとわざわざ戻すということになるから、繰り入れるときの理由と戻すときの理由が明らかにならないと、私もちょっとこんがらがるわけなので、ご説明をお願いします。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 予算組みのときは、想定される療養費を決めまして、それに対する国、県支払基金、こちらからの収入を見まして、不足する額につきまして一般会計から繰り入れをいただいております。今年度も7,700万強の繰り入れを予定しておりましたが、当初予算では繰越金590万ほどだろうということで組みましたが、それ以上に繰り越しができましたことから、一般会計の繰入金金を少なくするというので戻し入れるものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 平成19年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

ただいまより10時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時28分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第9、議案第49号 平成19年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第

1号)についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(小沢惣一君) 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長(襟川幸雄君)登壇]

○町長(襟川幸雄君) 議案第49号 平成19年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に5,004万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億6,982万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(小沢惣一君) 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長(吉永 勉君) 介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、7ページの事項別明細書をご覧ください。7款1項4目1節の職員給与等繰入金でございますが、包括支援センターのほうの職員が結婚いたしまして、住居手当等の増加が見込まれますので、52万円追加をいたします。

次に、8款1項1目の繰越金ですが、18年度の決算によりまして繰越金が確定いたしましたので、4,952万4,000円追加をいたします。

次に、9ページをお願いいたします。歳出ですが、1款の総務費の一般管理費を2万6,000円更正減いたします。これは、職員手当等の減によるものでございます。

次に、4款2項1目の包括的支援事業・任意事業費ですが、54万6,000円追加をいたします。歳入でも申し上げましたが、包括支援センターの職員の結婚による住宅手当等の増額によるものでございます。

次に、5款1項1目の基金積立金ですが、前年度繰越金のうち保険料剰余金が2,490万3,729円出ましたので、1,999万9,000円積立金に追加をいたします。

次のページをお願いいたします。6款1項1目の還付加算金に6万円追加をいたします。死亡等による過誤納保険料の還付金でございます。また、2目の償還金ですが、18年度の給付費の減によりまして国庫負担金等の返還が必要なことから、1,491万7,000円追加するものでございます。

次に、6款2項1目の繰出金に1,117万6,000円追加いたします。包括支援センター職員人件費が給付の対象となりましたことから、国庫負担金等を充当いたしましたので、一般会計の職員給与等繰入金を返還するものであります。

また、7款1項1目の予備費につきましては337万2,000円追加し、収支の均衡を図るものでございます。

以上、簡単ではありますが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第49号につきまして、これは確認ではなくて、ちょっとおかしいなということで質問をしたいと思います。

といいますのは、一般会計の繰出金1,100万円、そして積立金が1,990万余りですが、合わせますと要は3,000万ができれば積み立ててもいいのではないかなという私の考え方であります。従いまして、なぜ一般会計に戻さなければならないのか、この辺が先ほどのところの老人保健等の場合は、要は老人保健の場合には国のほうからとか、あるいはその支払基金といいますか、そういったところから等を合わせて一般会計等でいろいろやっているわけですから、それを一般会計に戻してやることも町にとって、住民にとって利益になることというふうに思うわけですが、この介護保険については、要は一たん一般会計から出したものを余ったからといって戻す必要、その辺が必要があるのだということなのだろうと思いますけれども、私は必要ないと。逆に言うならば、3,000万円を積み立てておいて、余ったのであれば今後の介護保険制度充実のために使うべきではないかという立場から、なぜ戻さなければならないのか。また、当初簡単に言いますと3,000万からの、いわゆる予備費でも300万、それから1,100万、1,900万、3,300万余りが当初の予算したよりも余ったということです。要は何回も言いますが、一般会計の場合には入るほうを先に見て出を考える。ところが、こういったものについては大体出るほうを予想して、どこからその金を見るか、歳入を見るかというのが予算の大きな違いだというふうに私はこの間当局の皆さんに教わってきました。従いまして、これがわざわざ戻されるということになると、これは理由がない場合には不利益になると。介護保険のほうのお金、一般会計に戻すことと介護保険のほうの積み立てにすることとの違いについては、今後いろいろ議論していかなければならないわけですが、その下準備としてのこの辺の考え方をお聞かせ願いたい。なぜ戻さなければならないのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） ご質問にお答えを申し上げます。

一般会計に戻すお金につきましては、給付費で繰り出しをいただいているものでございまして、人件費分でございますので、保険料に係らない部分、こちらにつきましては余りますれば一般会計へ戻し入れをするということでございまして、今回包括支援センター職員の人件費を一般会計のその他繰り入れで予定をしておりましたが、国庫等からの給付がございますということで戻すものでござい

ます。人件費まで積立金に積みれば、介護保険としては一番よろしいわけですが、一般会計も苦しい中でやっておりますので、人件費分につきましては戻すということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 戻すのが当たり前だという感覚で、それでしますと、では法律的根拠、戻さなければならないという法律的根拠があるのかどうか。要は逆に言いますならば、積立金に回してもいい金ではないのですかということを知っているのです、私は。人件費で予算していたから、戻さなければならないというのはあり得ないのです、私の考えでは。戻すか戻さないかは保険者の考え方でしょう。それに対して私たちが賛成するか、反対するかということでしょう。だから、法律で戻さなければならないという法律があるのかどうかお聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） お答え申し上げます。

町の財務規則を準用いたしまして、戻し入れをしたものでございます。ご理解をいただきたいと思っております。保険料分の規定の12.5%、町の持ち出し分につきましては余っておりますが、そちらは返還をしないということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 町の財務規則ですか、ということは財務規則の大もとは、ではどういう法律を使っているか。憲法があり、法律があって条例があって規則があるのでしょうか。どういうその財務規則の大もとになる法律、これはどれなのかお聞かせを願いたい。要はそれでは今の答弁でいきますと、戻すのが当たり前で、その積み立てにはいけないという法律があるのかどうか、あわせてお聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 先ほどの戻し入れの部分を訂正させていただきたいと思っております。

財務規則は、積立金のほうでございますが、2分の1以内を積み立てなさいという財務規則を準用しております。

特に法的な根拠というのはございませんが、あくまで人件費、例えば社会福祉協議会の補助金、これらについても人件費で補助しておりますが、余った分については戻してもらっておりますので、特別会計も同様、人件費部分については戻し入れをすると、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第49号につきまして、原案のとおり決することができないという立場から反対討論を行いたいと思います。

ただいまの議論でおわかりのように、これは確かに戻すこともできる、しかし積み立てをすることもできる、こういうことで、そういう中でそれをだれが提案をするか、町当局が提案をするわけです。そして、それに対して私たちが賛成をするか反対をするかと、議会が。住民の皆さんがそれを理解するかしらないかが、この議会での議論の大もとなのですよね。それを、要はいわゆる何ら法的根拠がないのに戻さなければならないかのように説明をして、戻すのが当たり前だというふうに皆さんに誤解を与えるようにすると、この辺がやはり千代田町の大がんであるということを申し上げるものであります。

そして、なぜ私が戻さずに積立金にするべきだというふうに主張するかといいますと、今のところ千代田町は、この介護保険でもいわゆる減免規定、国が決められている減免規定のほかにその減免をするような申請減免、これをやっていないというのが現実であります。地方税法、介護保険というのは目的税ですから、どのように解釈をするかというのは非常に難しいところなのですけれども、簡単に言ってもその運用の中では地方税法と同じように運用していくという中で、地方税法では、その地方公共団体は住民にそういう徴収するほうばかりではなくて、還元をするほうでちゃんとその法律をどんどんつくって、減免規定をつくって、そしてそういう低所得者に対するその補助をしていくというふうに同じ税法の中でうたっているわけです。ところが、その部分については知らぬ顔をしているのです。

もしそれを、ではやれというふうに言ったときに、介護保険の会計の中からやれる状況かどうかというのは、その時々を会計を見なければわからないわけです。だけれども、その時々を会計の中でそれだけの予算をするかしらないかは、そういう減免規定があれば、どの程度の実績に対して減免が、これだけ申請が出てくるかもしれないという予測が立つわけです。そのときに、その財源としてこの積立金が使えらるわけです。そういった意味で、住民にサービスを増大をさせていくということであれば、これは一般財源に戻すよりも積立金にしたほうが住民の皆さんにとっては利益になるというふうに私は判断をし、これは賛成できないということを申し上げるものであります。

終わります。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 介護保険特別会計補正予算、賛成討論の立場から討論したいと思います。

人件費を一般会計に、余ったものをおろすと、そういうことで、財政規律を進める上でも大切なことではないかと思えます。また、いざというときは、一般会計からまた出すことも考えられます。そういう意味で円滑なる介護保険制度のために必要かと思えます。

議員諸兄のご賛同をお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 平成19年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第10、議案第50号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第50号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万8,000円を追加し、2億2,326万円とするものです。

補正内容につきましては、職員人件費の減額に伴う一般会計繰入金の減額及び繰越金の追加に伴う一般管理費と管渠整備費の追加であります。

詳細につきましては建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） 補正予算の詳細につきましてご説明を申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算、事項別明細書の7ページ、8ページをご覧いただきたいと思っております。まず、歳入関係でございますが、第5款の繰入金でございます。こちらにつきましては、一般会計繰入金を606万6,000円減額するものでございます。内容につきましては、機構改革によりまして職員の減により歳出の人件費が減額となるものでございます。

次に、第6款繰越金でございますが、平成18年度の事業が確定いたしましたので、890万4,000円を追加するものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。歳出の関係でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費を606万6,000円減額するものでございます。これにつきましては、歳入でも触れましたけれども、機構改革によります職員人件費の更正減によるものでございます。

次に、第2款事業費、第1項公共下水道事業、第1目管渠整備費でございますが、890万4,000円を追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明のほうを終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、認定第1号 平成18年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第12、認定第2号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第13、認定第3号 平成18年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、日程第14、認定第4号 平成18年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第15、認定第5号 平成18年度千代田町下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定、日程第16、認定第6号 平成18年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定、以上6件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 認定第1号 平成18年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成18年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成18年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号 平成18年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定、以上6件の決算認定につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

詳細につきましては、この後担当課長並びに局長から説明させますが、私からは平成18年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

まず、平成18年度千代田町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。我が国の経済は、ここ数年良好な状況の中にありますが、平成16年度から始まった三位一体改革により地方交付税の総額は減少傾向にあり、地方を取り巻く財政状況は一層厳しさを増しております。このような中で、平成18年度の決算を迎えたわけですが、厳しい中ではありますが、歳入総額39億6,632万9,250円、歳出総額37億8,044万7,023円、歳入歳出差引額は1億8,588万2,227円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源659万円を差し引いた実質収支額は1億7,929万2,227円という結果になりました。平成18年度は、町総合計画10年の中間となる後期5年のスタートの年であり、財政危機突破計画による自主自立の財政運営を進めながら、その効果についても自信を感じた年であります。

主な事業といたしましては、まちづくり総合支援事業や小規模土地改良事業、教育施設の改修工事に加え、安全対策といたしまして、小中学校や公共施設への自動体外式除細動器、すなわちAEDの設置や、東西小学校校舎耐震診断の実施、西保育園へのエアコンの設置、これまで小学校就学前までの対象となっておりました子供たちの福祉医療費無料化を町単独で小学校卒業まで拡大するなど、ソフト面でも大きな飛躍をさせた年であります。

財政的な数値の面から比較しますと、昨年度よりも公債費比率は減少しましたが、経常収支比率が高くなっております。これは、財政構造が硬直化の状態にあることを示しておりますが、事務の電算化や委託料の増加といった経常経費に加え、子供たちの医療費無料化が影響しているものと考えられ

ます。

歳入面では、所得譲与税が増加した以上に地方交付税や国庫支出金が削減されておりますので、厳しい財政運営であることに変わりありません。今後も、財政危機突破計画に基づく最善の財政運営に心がけていきたいと考えております。

次に、平成18年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。国民健康保険事業は、加入者の高齢化及び医療の高度化などによりまして、医療費の増加が国民健康保険事業の財政に大きな負担となっております。

決算額は、歳入総額10億8,538万8,712円、歳出総額10億4,886万1,353円、歳入歳出差引額3,652万7,359円、繰越明許費繰越額479万3,000円、実質収支額3,173万4,359円という結果になりました。平成17年度は、保険税の値上げをさせていただきましたが、依然として保険税の滞納が多く、厳しい財政運営となっております。特に本年3月には、国保会計が苦しいため、一般会計から新たに5,000万円の追加繰り出しを行い、援助したものでございます。

国保事業は、国民皆保険制度を支える基盤的役割を担っておりますので、今後も厳しい事業運営が予想されますが、収納率の向上を一層進めながら、健康増進事業にも力を入れていきたいと考えております。

次に、平成18年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算について申し上げます。老人保健事業につきましては、急速に進む高齢化社会の中にあつて、給付と負担の公平化を目指し、受給対象年齢が引き上げられるなど、今後更に医療保険制度改革が進められていくものと思われま

す。決算額は、歳入総額8億9,737万5,338円、歳出総額8億7,228万8,368円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額の2,508万6,970円という結果になりました。今後、新たに後期高齢者を対象とした医療制度への移行が予定されていますが、それまでの間は高齢者が安心して医療が受けられるよう、医療費の適正化や健康意識の高揚を図りながら、本事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、平成18年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。介護保険制度がスタートして7年が経過しました。この間、在宅サービスや施設サービス利用者が急速に拡大するなど、介護保険は高齢者の介護を社会全体で支え合う制度として、その重要な役割を果たしております。

決算額は、歳入総額で6億942万6,490円、歳出総額で5億5,837万1,251円、歳入歳出差引額5,105万5,239円、繰越明許費繰越額53万1,000円、実質収支額5,052万4,239円という結果になりました。平成18年度は改正介護法が制定され、新たに地域包括支援センターを設置しました。今後とも介護予防、生活支援など高齢者福祉事業との連携を強化しまして、より一層介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、平成18年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から欠かすことのできない施設として、平成12年7月に供用を開

始し、順次区域を拡大しながら管網整備を進めているところであります。

決算額は、歳入総額 2 億 2,506 万 3,813 円、歳出総額 2 億 1,615 万 8,984 円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額の 890 万 4,829 円という結果になりました。平成 18 年度事業といたしましては、管渠築造工事と開削工法で 738.65 メートル、推進工法で 65.5 メートル実施いたしました。また、管渠実施設計も 886.6 メートル実施いたしました。今後も、快適な生活基盤整備の早期実現を目指し、計画的に、そして積極的に事業の推進に努めてまいります。

最後に、平成 18 年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算について申し上げます。水道事業は、安全な水を安定的に供給するため、施設の維持管理を初め老朽管の布設替えなど給水体制の充実を図ってまいりました。

決算額は、収益的収支において、事業収入 2 億 4,856 万 7,637 円、事業支出 2 億 4,684 万 5,560 円、差し引き 172 万 2,077 円の純利益を計上することができました。

また、資本的収支においては、資本的収入 1,840 万 7,250 円、資本的支出 8,897 万 2,074 円でありまして、不足する額は本年度分消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんし、収支の均衡を図った次第であります。今後とも公営企業として、より一層の経営努力を図ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 続いて、監査委員、松澤初江君から決算審査意見書の報告を求めます。

監査委員、松澤初江君。

[監査委員（松澤初江君）登壇]

○監査委員（松澤初江君） 平成 18 年度決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定によりまして、審査に付されました千代田町一般会計、各特別会計、水道事業会計について、8 月 8 日、9 日に審査を実施いたしました。

各会計ごとの詳細につきましては、お手元の平成 19 年 8 月 28 日付の意見書のとおりでございます。総体的には、一般会計、特別会計を通じまして、審査に付されました決算関係諸帳簿は正しく記載されており、証憑類も整理されておりまして、計数的にも正確でありました。基金運用も含め、総体的にはほぼ健全な運営がなされており、有効かつ適切な予算執行に努力され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

平成 18 年度の財政状況を財政指数で見ますと、財政力指数は、前年度 0.773 でしたが、今年度は 0.802 となっております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率が前年度 89.1% でありましたが、93.0% となっております。町債の元利償還額の負担状況を示す指標である公債費比率が前年度 9.9% に対しまして 9% となっており、昨年度と比較すると財政力指数や公債費比率では改善が図られてお

りますが、経常収支比率が引き続き高い水準にとどまっております。しかし、各種基金等の運用による対応がなされておまして、健全財政を保つための努力が見受けられました。

歳入については、一般会計において町税の収納率が向上しており、各種未納対策への取り組みに対し、高く評価いたします。しかし、依然として相当な収入未済額が計上されていることから、今後も税負担の公平の原則に立ち、貴重な財源確保のため、さらなる徴収体制の強化と効果的な方策の実施を図っていただき、また不納欠損処分についても法令等を適正に運用し、慎重かつ厳正な取り扱いに努められるようお願いいたします。更に、一般会計の住宅使用料、特別会計の国民健康保険税、介護保険料、上水道、下水道使用料等の収入未済額についても、町税同様適切な対応を望むものであります。

歳出については、予算方針にのっとり、少子化対応のまちづくりや安全安心のまちづくりの推進が図られております。特に小学校卒業までの医療費無料化の拡大など少子化対策に積極的に取り組まれました。

平成18年度は、第四次総合計画後期5年のスタートの年であり、この計画に掲げる施策を基本とし、事業の緊急性、重要性を考慮し、限られた予算を効率的、効果的に活用するよう望むものであります。

水道事業会計では、有収水量率が昨年度と比較すると0.1ポイント改善されたものの、75.8%と依然として低い状況にありますので、引き続き改善策を講じていただくようお願いいたします。

今後も、財政危機突破計画、集中改革プラン、行財政改革大綱の各種計画による徹底した行財政改革を推進し、少子高齢化の進行などにより増大する行政需要に対応するため、町の実態を認識し、引き続き経費の節減、コスト意識の徹底等、職員一人一人が自覚し行動することによって、より効率的な運営と高度な住民サービスが望めるものと考えます。現在、町民の理解を得て町の運営も充実してきておりますが、人と自然に優しい活力のあるまちづくりのため、更に堅実で明るい行財政運営を期待し、審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） ご苦労さまでした。

次に、一般会計歳入歳出決算について、それぞれの担当課長、局長より説明を求めます。

初めに、企画財政課長、川島賢君の説明を求めます。

企画財政課長、川島賢君。

[企画財政課長（川島 賢君）登壇]

○企画財政課長（川島 賢君） 企画財政課関係の決算につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、税を除いた歳入全般についてご説明申し上げます。決算書の13ページ、14ページをお開き願いたいと思います。

まず、2款地方譲与税でございます。収入済額は1億8,767万5,000円、前年度よりも36.9%の大幅増となっております。これにつきましては、三位一体改革により国庫補助金等が減ったため、地方へ

の財源移譲として所得譲与税が大幅に伸びたものであります。

3 款利子割交付金につきましても、収入済額は430万円で、前年度よりも205万1,000円の減であります。

4 款配当割交付金の収入済額は490万円、前年度よりも182万1,000円ほど増となっておりますが、5 款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は308万6,000円で、こちらは前年度よりも減額となっております。

次に、6 款地方消費税交付金につきましては、収入済額は1億2,490万円で、前年度よりも5.6%の増となりました。

続きまして、15ページ、16ページをお開き願いたいと思います。7 款自動車取得税交付金につきましては、収入済額は5,248万円で、前年度とほぼ同額となっております。

8 款地方特例交付金につきましては、地方税の恒久的な減税に伴う減収額の一部を補てんするために国から交付されるもので、収入済額は3,691万6,000円、前年度よりも13.2%の減となりました。

9 款地方交付税につきましては、収入済額は4億7,101万3,000円、前年度よりも24.7%の大幅な減であります。特に普通交付税につきましては、当初予算で3億8,000万円を見込みましたが、法人税等の税収が予想よりも多かったため、結果的に過大見積もりとなり、昨年9月議会で補正減とさせていただいたものであります。内容的には、基準財政需要額が対前年度比で1.3%減少しましたが、基準財政収入額が7.1%増加したため、普通交付税は対前年度比1億4,959万9,000円、30.5%の大幅な減となりました。特別交付税につきましては、対前年度比で468万2,000円、3.5%の減であります。

10 款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度よりも7.2%の増となっております。

11 款分担金及び負担金につきましては、収入済額は4,962万2,080円、前年度よりも7.7%の減であります。まず、1 目民生費負担金につきましては、前年度よりも若干の減となっております。

17ページ、18ページをお開き願いたいと思います。中ほどになりますが、2 目教育費負担金につきましては、前年度と同様であります。

次に、12 款使用料及び手数料につきましては、収入済額4,062万3,476円、前年度よりも3.5%の減であります。1 項1 目衛生使用料につきましては、前年度よりも34.4%の増となっております。これは、ふれあいタウンちよだへの転入者が増えたための増であります。

また、2 目土木使用料では、収入額が約100万円減少するとともに、収入未済額が約91万円増えております。

3 目教育使用料は、幼稚園授業料は増えてましたが、温水プールが工事のため3カ月休館となったため、使用料が減少しております。

19ページ、20ページをお開き願いたいと思います。2 項手数料につきましては、総務手数料、衛生手数料合わせまして、前年度よりも約76万円の減となっております。

21ページ、22ページをお開き願いたいと思います。続きまして、13 款国庫支出金につきましては、

収入済額 1 億4,687万5,819円、前年度よりも55.9%の大幅減であります。1 項国庫負担金につきましては、前年度より約1,000万円の減となりましたが、これは三位一体の改革により、児童手当関係の国庫負担金が減となったためであります。

23ページ、24ページをお開き願いたいと思います。2 項国庫補助金につきましては、前年度より約1 億7,500万円の大幅減となりました。

ページをめくっていただきたいと思います。3 目土木費国庫補助金については、公営住宅補助金がなくなりましたが、まちづくり総合支援事業補助金が前年度よりも4,100万円の増となっております。

4 目教育費国庫補助金につきましては、昨年度は総合体育館の建設資金の一部借入金につきまして、償還時補助として一時金が交付されたものであります。18年度はなくなったため、大幅な減額となったものであります。なお、新規に4 節建築物耐震改修等事業補助金として、東西小学校の耐震診断に補助金が出ております。

3 項国庫委託金につきましては、前年度より減額となっております。

続きまして、14款県支出金でございますが、収入済額は1 億3,370万6,542円、前年度よりも3%の減であります。

27ページ、28ページをお開き願いたいと思います。1 項県負担金につきましては、前年度より1,300万円ほど増えておりますが、これは民生費県負担金の2 節、3 節の児童手当負担金関係が増えたものであります。

2 項県補助金につきましては、前年度より943万円ほど減となりました。

29ページ、30ページをお開き願いたいと思います。2 目民生費県補助金では、1 節の高齢者福祉関係で、在宅介護が4 月から介護保険事業の地域包括支援センターに移行したということで、大きく削減になりました。また、5 節の児童福祉関係では、新しい児童館運営方法に対応した補助金の追加並びに学童保育所整備補助金が追加になったための増であります。

ページをめくっていただきたいと思います。31ページ、32ページになります。3 目衛生費県補助金につきましては、前年度より28.5%の減となりました。

ページをめくっていただきたいと思います。4 目農林水産業費県補助金につきましては、農業委員会交付金が削減されるとともに、農地地図情報システムの整備が完了したため、減額となっております。

5 目土木費県補助金につきましては、サイクリングロードネットワーク整備事業補助金が減額となっております。

6 目教育費県補助金につきましては、若干の増となりました。

3 項県委託金につきましては、前年度より814万円の減となっております。

36ページをお開き願いたいと思います。4 節統計調査委託金では、国勢調査委託金が、6 節選挙費委託金では、衆議院議員選挙委託金が18年度はそれぞれなくなったための減であります。

37ページ、38ページをお開き願いたいと思います。15款財産収入につきましては、収入済額669万2,934円、前年度よりも9.7%の減であります。まず、1項財産運用収入でございますが、各種基金につきましては、ペイオフ対策としまして決済預金に変更し元本の確保を図っておりましたが、金融不安も一応解消したことを受けまして、少しずつ定期預金への変更を行っておりますので、若干の増となりました。

2項財産売払収入につきましては、土地の売払収入としまして、3件で513.19平方メートルを360万714円で売却したものであります。

39ページ、40ページをお開き願いたいと思います。次に、16款寄附金でございます。収入済額152万109円、前年度よりも22.4%の減であります。

17款繰入金につきましては、収入済額1億4,133万2,506円、前年度よりも6,949万円、33%の大幅な減であります。

41ページ、42ページをお開き願いたいと思います。2項基金繰入金でございますが、前年度と比較しますと、財政調整基金は6,000万円の減、減債基金は2,000万円の減、公共施設建設基金は2,208万円の減、緑地管理整備基金は300万円の減、地域福祉基金は3,500万円の増となっております。

18款繰越金につきましては、収入済額2億5,745万1,528円、前年度よりも14%の増であります。

19款諸収入につきましては、収入済額4,404万1,426円、前年度よりも21.7%の増であります。

1項延滞金加算金及び過料は、増加傾向にあります。

ページをめくっていただきたいと思います。43ページ、44ページになります。3項貸付金元利収入の収入未済額が前年度よりも98万円ほど増えて1,838万9,610円となっておりますので、今後更に改善を図るよう努力いたしたいと考えております。

また、4項雑入につきましては、2目雑入の2節証紙等売りさばき料が16万2,233円と大幅に増加しております。

45ページ、46ページをお開き願いたいと思います。3節雑入では、新たに介護予防支援事業収入及び町営住宅取り壊し等補償金が追加となっております。

20款町債につきましては、収入済額1億9,170万円、前年度よりも18.4%の減であります。内容的には、減税補てん債が1,340万円、臨時財政対策債が1億7,830万円でございます。

以上、歳入合計額は39億6,632万9,250円でございます。前年度に比較しまして2億5,093万1,000円、6%の減であります。また、前年度と比較して不納欠損額は509万円ほど減少しましたが、収入未済額につきましては1,146万円ほど増加しておりますので、今後もお一層未済額縮小のために努力していきたいと考えております。

続きまして、企画財政課所管の歳出の説明を申し上げます。53ページ、54ページをお開き願いたいと思います。2款1項2目の広報広聴費でございます。支出済額は865万521円でございます。主な支出につきましては、備考欄の項目ごとの説明になりますが、職員人件費は1名分でございます。

56ページをお開き願いたいと思います。備考欄、広報広聴事業のうち広報発行事業として345万4,270円を支出しております。また、広聴事業として町への手紙を実施しておりますが、その郵便料を支出いたしました。

続きまして、60ページをお開き願いたいと思います。中段になりますが、2款1項4目財産管理費の中の基金積立金でございます。財政調整基金、減債基金、公共施設建設基金などに合わせて2億4,193万363円を積み立てました。

続いて、2款1項5目の企画費でございます。支出済額は9,946万6,164円でございます。主な支出につきましては、備考欄の職員人件費は企画財政課職員5名分の人件費でございます。

ページをめくっていただきたいと思います。62ページになります。まちづくり推進事業の中のふるさと事業でございますが、印刷製本費はふるさとカレンダーの印刷代、まちづくり講演会は大沢悠里さんをお招きいたしました。

広域行政事業につきましては、統合広域圏の組合負担金を初め各種協議会、同盟会等の負担金であり、広域公共路線バス事業につきましては、太田・大泉及び館林方面4路線のバス事業で、計1,033万9,207円を支出いたしました。

64ページをお開き願いたいと思います。国際交流事業につきましては、中学生の海外派遣ホームステイ事業としまして隔年で実施しております。平成18年度は、千代田中学校の2年生、3年生の生徒10名がオーストラリアのシドニーで語学研修やホームステイを行い、交流を深めました。

情報システム事業につきましては、後ほど総務課長より説明がございます。

6目合併推進費につきましては、支出はありませんでした。

次に、81ページ、82ページをお開き願いたいと思います。6項監査委員会費でございます。支出済額は36万7,319円でございます。内容は、監査委員の報酬、事務費、そして負担金であります。18年度は、千代田町が邑楽郡の監査委員連絡協議会の代表として群馬県への日帰り実務研修を行うとともに、監査委員全国研修会へも参加いたしております。

最後に、209ページ、210ページをお開き願いたいと思います。12款公債費でございます。支出済額は3億7,241万1,672円でございます。内容は、長期債の元金3億1,909万9,928円と、212ページになりますが、長期債の利子5,331万1,744円でございます。

以上、平成18年度一般会計歳入歳出決算の総計につきましては、215ページ、216ページをお開き願いたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は39億6,632万9,000円、歳出総額は37億8,044万7,000円、よって歳入歳出差引額は1億8,588万2,000円でありましたが、翌年度へ繰り越す繰越明許費繰越額が659万円ございますので、実質収支額は1億7,929万2,000円となります。

217ページ、218ページには債務負担行為額調べが、219ページから226ページにかけましては財産に関する調書が載せてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

なお、決算の具体的な内容につきましては、お手元に配付させていただきました平成18年度決算説

明書及び平成18年度決算資料並びに千代田町公共工事一覧、平成18年度決算カード、平成19年3月31日現在のバランスシート、財政危機突破計画の平成18年度数値目標実施結果に細かなデータが掲載してございますので、これらも参考にさせていただきたいと思います。

簡単ではございますが、以上で税を除く歳入全般並びに企画財政課所管の決算につきましての詳細説明を終了させていただきます。どうぞよろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時51分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

総務課長、栗原則雄君の説明を求めます。

総務課長、栗原則雄君。

[総務課長（栗原則雄君）登壇]

○総務課長（栗原則雄君） それでは、総務課所管の決算につきましてご説明させていただきます。

決算書の49ページ、50ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費全体の支出につきましては8億770万5,708円でございます。このうち、1目の一般管理費につきましては2億3,867万7,880円ございました。執行率につきましては97.7%でございます。主な支出につきましては、右側の備考欄をご覧くださいまして、丸印のついております事業項目ごとに説明させていただきます。

まず、職員人件費でございますが、総務課職員11名及び特別職2名分の給料等でございます。

次に、一般経費でございますが、ここでは臨時職員8名分の賃金、顧問弁護士への謝礼、役場全体で使用しますところの消耗品及び電話、郵送料等の役務費でございます。めくっていただきます。電算業務の委託料及び有料道路使用料を初めとする各種機械等の使用料並びに町村会等の負担金がここで支出されております。

次に、人事事務事業でございますが、ここでは人事事務費、職員研修事業では職員の研修に係る経費でございます。めくっていただきまして、福利厚生事業では、職員の健康診査委託料、職員福利厚生補助金等が支出されております。

次に、功労者表彰事業でございますが、本年度は町政功労者6名、金婚者12組の記念品等が支出されております。

次に、名誉町民準町葬費でございますが、昨年の10月22日に行われました名誉町民の葬儀にかかわる経費が支出されております。

次に、55ページ、56ページをお開きいただきたいと思います。下段の4目財産管理費でございますが、ここでは役場庁舎管理に必要な諸経費が支出されております。

次に、めくっていただきまして、58ページをお開きいただきたいと思います。下段にございます町

有自動車管理事業でございますが、公用車関係に係る諸経費が支出されてございます。

めくっていただきたいと思えます。2段目にございます町有自動車購入につきましては、本年度軽自動車2台分を購入させていただきまして、支出されております。

次に、町有財産管理事業でございますが、法定外公共物の売り渡しに係る不動産鑑定委託料及び公有財産に係る委託料等が支出されてございます。

次に、64ページをお開きいただきたいと思えます。上段にございますが、情報システム事業につきましては、情報システム管理事業といたしまして、データ通信料、ネットワークシステムの保守管理委託料や機械のリース料等を支出してございます。行政情報システム推進事業におきましては、財務関係の保守管理及び機械のリース料等が支出されておるところでございます。また、地域情報システム推進事業につきましては、L G W A N関係の経費を支出しているところでございます。

次に、めくっていただきたいと思えます。7目の公平委員会費でございますが、ここでは公平委員の報酬が支出されているところでございます。

次に、防犯対策費でございますが、ここでは防犯灯の設置及び修繕料等が支出されております。

次に、9目の交通安全対策費でございますが、ここでは交通安全活動推進事業といたしまして、交通指導員20名分の報酬、めくっていただきまして、交通安全教室におけるところの人形劇の委託料あるいは各種協議会、団体への負担金及び補助金が支出されているところでございます。交通安全施設整備事業につきましては、道路反射鏡の設置等に係る工事費等が支出されているところでございます。

次に、チャイルドシート購入費補助金事業といたしましては、本年度27件分について補助をさせていただいたところでございます。

次に、10目の自治振興費でございますが、ここでは各行政区の区長報酬及び運営費等が支出されております。

めくっていただきます。11目の諸費でございますが、ここでは自衛官募集に係る協議会への負担金が支出されているところでございます。

次に、75、76ページをお開きいただきたいと思えます。4項1目の選挙管理委員会費でございますが、ここでは選挙管理委員会委員4名分の報酬が支出されてございます。

それとめくっていただきますと、電算委託料でございますが、これにつきましては、選挙人名簿の登録にかかわるところの電算委託料が支出されているところでございます。

次に、2目の群馬県議会議員選挙費でございますが、投票日は4月8日でございますが、18年度分に係る諸経費がここで支出されておるところでございます。

次に、151、152ページをお開きいただきたいと思えます。9款の消防費でございますが、ここでは館林地区消防組合の負担金が支出されているところございまして、1目の常備消防費につきましては、常備消防の運営に要する経費ございまして、消防職員の人件費に充当するほか、本年度につきましては明和分署の庁舎の新築工事、それに伴いますところの庁舎の解体工事及び平成19年度で新築

移転工事が予定されております邑楽分署の設計業務委託料などがここで支出されているところがございます。

また、2目の非常備消防費につきましては、千代田消防団員104名の報酬、消防団の運営経費、補償組合等の負担金及び婦人消防協力会の運営報償費等がここから支出されているところがございます。

次に、めくっていただきまして、3目の消防施設費でございますが、本年度は上五箇地内に防火水槽1基、それと萱野、新福寺地内の火の見やぐらの解体工事及び庁内がございます消火栓の維持管理及び消火栓の工事についての負担金が支出されております。

次に、4目の災害対策費でございますが、災害対策事業費といたしましては、災害救助用の物資の購入、また防災行政無線管理事業といたしましては、防災行政無線の維持管理に要する経費が支出されているところがございます。

以上で誠に簡単でございますが、総務課所管の決算説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、会計管理者、塩田稔君の説明を求めます。

会計管理者、塩田稔君。

[会計管理者兼会計課長（塩田 稔君）登壇]

○会計管理者兼会計課長（塩田 稔君） それでは、会計課関係の決算についてご説明を申し上げます。

決算書の55ページ、56ページをお開き願いたいと思います。2款1項3目の会計管理費でございますが、支出済額は1,632万5,321円となっております。2節、3節、4節につきましては、職員3名分の人件費でございます。また、11節需用費の印刷製本費29万9,346円につきましては、主に平成17年度決算書の作成費を一般会計と各特別会計で案分いたしまして、一般会計に係る支出となっており、99.56%の執行率となっております。

以上で会計課の決算内容の説明とさせていただきますが、会計課は、地方自治法の一部改正によりまして収入役制度が廃止となり、これに伴いまして、今年の4月1日から会計課として課の設置がされたわけですが、公金の保管及び管理につきましては、法の改正前と同様に町民の皆様の大切な財産でありますので、安全性を最重要視して保管及び管理に努めております。

また、公金の効率性の確保の観点から、平成17年4月からペイオフが全面解禁となりましたけれども、今は金利が上昇局面にありますので、公金預金が町民全体の財産であることを踏まえまして、預金額に損失が生じることがないように元本の確保を図ることを前提とした上で、可能な限り有利な運用を行い、金利収入が得られるように定期預金として各種の基金運用に努めております。会計課では、現在そのような状況で進めておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上で簡単ではございますが、会計課関係の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

す。

○議長（小沢惣一君） 次に、税務課長、加藤忠夫君の説明を求めます。

税務課長、加藤忠夫君。

[税務課長（加藤忠夫君）登壇]

○税務課長（加藤忠夫君） それでは、税務課所管の決算につきまして説明させていただきます。

初めに、歳入から申し上げます。11ページ、12ページをお願いします。第1款町税全体でございますが、調定額は21億7,047万6,993円に対しまして、収入済額は20億6,468万1,285円となっております。なお、収入済額では前年度より1億2,263万円ほど町税が伸びております。また、収納率では95.1%でございます。前年度より0.38%上昇しております。また、次の不納欠損につきましても、前年度より約500万円ほど減となっております。次の収入未済額は、町税が増えた関係及び不納欠損額の減に伴いまして、約300万円ほど増えております。なお、この件につきましても、今後税源移譲等で調定及び収入額が増加する中、滞納処分も視野に入れ、税の公平の観点から全力で滞納整理をより強化したいと思っております。

次に、税目別に説明申し上げます。初めに、1項の町民税でございます。収入済額6億1,237万701円でございます。前年度に比べ、約3,800万円ほどの増となっております。この主な要因といたしましては、個人の住民税では給与所得者の自然増及び税制改正等による増、また法人町民税では大手企業の業績の向上及び好調に推移したことによるものであります。

次に、2項の固定資産税でございます。収入済額12億7,735万861円ございまして、前年度に比べ約580万円ほどの増となっております。なお、主な要因といたしましては、大手企業の償却資産の投資によるものでございます。

続きまして、3項1目の軽自動車税でございます。収入済額2,285万3,600円で、前年度より約90万ほどの増となっております。主な要因といたしましては、燃料高騰により普通車から軽自動車への買い替え等によるものでございます。

次に、4項1目の町たばこ税でございます。収入済額7,456万9,482円ございまして、たばこを取り巻く環境の厳しい中、また喫煙場所の減少等もありますが、24万6,000円ほどの増となっております。

次に、5項1目の新税でございます都市計画税でございますが、調定額7,823万5,600円のところ、収入済額7,753万6,641円ございまして、現年収納率99.1%であり、納税者の奥深いご理解を得たものと思っております。

続きまして、33、34ページをお願いします。第14款第3項第1目の総務費県委託金でございますが、下段の2節の県税徴収委託金が1,255万6,584円で、前年度より21万9,000円ほどの増となっております。

続きまして、41、42ページをお願いします。第19款1項1目の下から3行目の延滞金でございます

が、収入済額372万3,000円で、前年度より約87万5,000円ほどの増となっております。なお、要因といたしましては、収納率がわずかながら0.38%上昇している関係でございます。

次に、43、44ページをお願いします。4項2目の雑入でございます。44ページの一番下段の確定申告書郵送料負担金といたしまして11万2,849円、次のページの46ページ、不動産取得税通知業務交付金2万9,000円、また中ほどの土地評価精通者謝金3万6,640円とそれぞれ収入となっておりますが、前年度とほぼ同様でございます。

続きまして、歳出につきまして説明させていただきます。69ページ、70ページをお願いします。下段の2款2項徴収費の中の1目の税務総務費でございますが、支出済額7,095万8,720円でございます。なお、この目におきましては、職員の人件費及び各種負担金等の経費並びに消耗品及び封筒代の印刷製本費等税務課全般の経常的な経費を支出しております。

続きまして、次のページをお願いします。2目の賦課徴収費でございます。支出総額3,672万5,897円でございます。この目におきましても、税額の計算から徴収に至るまでの一連の経費を支出しております。特に13節の委託料及び14節の使用料及び賃借料につきましては、合計で約3,000万円ほどとなっておりますが、電算業務、固定資産客体資料作成業務委託料、また電算機器使用料等が主な経費として支出されております。

また、最後に23節の償還金利子及び割引料でございますが、前年度より840万円ほど減の491万7,589円でございます。ここ最近では1年ごとに増減の変動があるようでございます。この点につきましても、町税過誤納金還付金及び還付加算額でございます。

以上で非常に簡単ではございますけれども、税務課所管の歳入歳出の決算説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（小沢惣一君） 次に、住民福祉課長、吉永勉君の説明を求めます。

住民福祉課長、吉永勉君。

[住民福祉課長（吉永 勉君）登壇]

○住民福祉課長（吉永 勉君） 住民福祉課所管の決算につきまして説明を申し上げます。

73ページをお開きいただきたいと思います。2款3項1目戸籍住民登録費ですが、3,944万5,370円でございます。職員4人分の人件費、戸籍住民登録事務関係の電算委託料等が主なものでございます。戸籍等の届け出件数につきましては、決算資料に記載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

次に、81ページをお開きいただきたいと思います。民生費でございますが、総額で8億9,112万6,547円となりました。前年比14.8%の増となっております。まず、3款1項の社会福祉費ですが、総額で6億161万5,382円となりました。また、平成20年4月から発足いたします後期高齢者医療にかかわるソフトの導入及びシステム改修を予定をいたしました。国における標準仕様が年度内に示されなかったことから、事業消化ができませんでしたので、高齢者福祉費で1,270万4,000円翌年度に繰

り越しをいたしました。

1目の社会福祉総務費は1億9,909万1,703円で、このうちの54%が国保特別会計への繰出金でありまして、その他の主なる支出は、職員5名の人件費、老人福祉センターの運営管理委託料、社会福祉協議会の運営費補助金、町の福祉の推進にご協力をいただいております民生児童委員21名及び主任児童委員2名の活動費等であります。また、不用額が686万ほど発生いたしましたが、こちらにつきましては、社会福祉協議会からの委託料の戻し入れ及び国保特別会計への繰り出しが予定より少なくて済んだためでございます。

次のページをお願いいたします。2目の障害者福祉費ですが、7,485万1,509円でございます。町内におります身体障害者手帳取得者307人、療育手帳取得者55人、精神障害手帳取得者36人のうち、施設入所者24人のほか在宅サービス利用者に対するサービス提供に要した経費でございます。提供したサービスの詳細等につきましては、決算資料に記載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

次に、89ページをお開きください。3目の高齢者福祉費ですが、2億4,318万5,694円でございます。このうちの72.1%に当たる1億7,541万4,582円が老人保健及び介護保険特別会計への繰出金であります。その他の主なる支出につきましては、次のページをお願いいたします。養護老人ホームに男性1名、女性3名の計4名入所しておりますので、この入所委託料、延べ2,563人の利用がございました自立支援サービスセンターの委託料、在宅で介護を行っております20人の方への介護慰労金及び50の方に配付をいたしました1万8,088枚の紙おむつ代、ひとり暮らし高齢者へ貸し出しをしております緊急通報装置47台分のリース料、次のページをお願いいたします。老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの補助金、会員数20人、年間受注高1,391万円のシルバー人材センターの運営委託料、喜寿、米寿を迎えられた方134人及び100歳到達者1人の方への敬老祝金、特別養護老人ホーム建設補助、次のページをお願いいたします。平成20年度から県内全市町村を1つの保険者として発足いたしました後期高齢者医療広域連合の負担金であります。

次に、4目の医療福祉費ですが、7,874万7,252円でありまして、延べ1,737人の福祉医療対象者の医療扶助費でございます。

次に、5目の同和対策費ですが、573万9,224円でありまして、このうちの82%に当たります470万円が人権啓発団体である部落解放同盟群馬県連合会千代田支部への助成金であります。その他人権啓発講演会の講師謝金、中天・大日地内の児童遊園遊具塗装代等であります。

次に、2項の児童福祉費ですが、総額で2億7,410万7,599円となりました。1目の児童福祉総務費ですが、1,392万1,410円で、次のページをお開きください。主なる支出につきましては、1万5,128人の利用がございました児童館の管理運営委託料、学童保育所開設準備経費等でございます。

2目の児童措置費ですが、7,232万8,332円で、延べ1万2,909人分の児童手当であります。

次のページをお開きください。3目の母子福祉費ですが、34万5,000円で、幼稚園入園1人、小学

校入学10人、中学校入学6人、高校進学12人、就職1人、計30人に対しまして、支度金を支給をいたしました。

次に、4目の児童福祉施設費ですが、1億8,751万2,857円でございます。例年同様保育園2園の運営管理経費であります。年度末の園児数につきましては、東保育園54名、うち広域受託3名、西保育園159名、うち広域受託4名であります。主なる支出は、正職員13、臨時職員11人、パート職員26人、計50人分の人件費及び東西保育園の運営管理費であります。また、西保育園へ念願のエアコン7台の設置も行いました。これによりまして、両園ともエアコン完備となりました。

次のページをお開きください。106ページでございますが、広域入所児童保育実施事業でございますが、仕事の関係から町内の保育園に通園できない児童に対しまして、広域委託保育事業として妻沼町へ1人、邑楽町へ1人、大泉町へ6人、館林市へ2人、足利市へ1人、計11人をお願いをいたしました。

次に、3款1目の国民年金事務取扱費でございますが、1,530万328円でございます。職員2名の人件費、電算業務委託料等でございます。

次に、4項1目の災害救助費ですが、10万3,238円でございます。昨年度は、住宅火災が1件、附属家が1件、2件発生をしております。また、不幸にしまして1名の方が焼死をいたしましたので、これにかかります見舞金と町村自然災害負担金を支出をしております。

次に、4款の衛生費ですが、総額で4億1,001万9,651円でございます。1項1目保健衛生費ですが、6,817万8,824円で、次のページをお願いいたします。保健センター職員6名の人件費、邑楽館林医療事務組合負担金、生活環境委員活動事業費等でございます。また、厚生病院の町内からの利用者につきましては、入院が延べ5,828人、外来が8,582人でありまして、厚生病院全利用者の入院が6%、外来が5.3%となっております。

次に、2目の予防費ですが、5,548万8,350円でございます。各種予防接種、次のページをお願いいたします。がん検診、次のページをお願いいたします。基本健康診査事業、献血推進事業、毎年11月に実施しております健康まつり、食生活改善推進事業等の経費であります。健診等の受診者数につきましては、決算資料に記載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。3目母子保健費ですが、427万2,171円でございます。乳幼児の健診等にご協力をいただいております母子保健推進委員さんの活動費、両親学級、妊婦乳児1歳6カ月児、2歳児3カ月児健診等の経費でございます。事業ごとの参加者あるいは受診者数につきましては、後ほど決算資料をご覧いただきたいと存じます。

117ページをお願いいたします。4目の環境衛生費ですが、797万1,238円でございます。次のページをお願いいたします。1,088頭実施をいたしました犬の登録、狂犬病予防注射77頭実施の犬、猫の避妊手術の補助、29基設置をされました合併浄化槽の設置補助等であります。

次に、5目の保健衛生施設費ですが、490万7,357円でございます。保健センターの管理運営経費で

あります。

次のページをお願いいたします。施設補修工事費として130万円ほど支出しておりますが、雨漏りの修理、それから外壁、目地の補修等を行いました。また、施設用備品といたしまして、給湯器が壊れてしまいましたので、購入をいたしました。

次に、2項1目じんかい処理費ですが、2億3,625万692円でございます。このうちの97.6%が大泉町外二町環境衛生施設組合、太田市外三町広域清掃組合の負担金であります。その他といたしましては、ごみ減量化推進助成金として、各地区で資源ごみ回収時に延べ3,124名の方に立ち会いをいただきましたので、これに対する助成金を交付をいたしました。また、資源ごみ回収助成金につきましては、6つの子供会、育成会に助成金を交付をいたしました。

また、下から3行目の再資源化处理手数料ですが、こちらにつきましては、不法投棄をされました家電4品目72台分のリサイクル料でございます。ごみ収集場整備助成金は、新設が1カ所、補修2カ所分であります。

次のページをお願いいたします。2目のし尿処理費でございますが、2,939万2,000円でございます。館林衛生施設組合の負担金であります。

次に、3目のコミュニティプラント施設費ですが、355万9,019円でございます。70件のご利用をいただいておりますコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

以上、簡単でございますが、住民福祉課所管の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、経済課長、野村耕一郎君の説明を求めます。

経済課長、野村耕一郎君。

[経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君）登壇]

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） それでは、経済課並びに農業委員会の決算につきましてご説明を申し上げたいと思います。

最初に、79ページ、80ページをお開きいただきたいと思います。2款5項1目の統計総務費の支出済額は12万7,900円でございます。統計調査を円滑に行うための統計調査員確保に係る経費及び統計調査基礎データ作成のための電算業務委託料などが主なものでございます。

次に、2目の統計調査費は70万7,990円の支出となっております。18年度につきましては、事業所企業統計調査、事業所企業統計調査単位区設定事務、商業統計調査準備事務、工業統計調査などに要した費用で、5年に1度行われます国勢調査が17年度に終了しておりますので、大幅な減になっております。なお、統計調査に関する経費につきましては、ほぼ全額が県委託金により賄われております。

次に、123ページ、124ページをお開き願いたいと思います。5款1項1目の労働諸費は16万3,569円の支出でございます。内容は、館林地区職業訓練運営会負担金、館林邑楽地区労働者福祉協議会負担金、町勤労者生活資金利子補給金などでございます。全体的には、18年度に町勤労者協議会が解散し

た関係で大幅な減額になっております。

次に、125ページ、126ページをお開き願いたいと思います。6款1項1目の農業委員会費でございますが、農業委員会運営のための経費1,832万6,082円の支出でございます。1節が農業委員さんの報酬、2節から4節までが職員人件費で大部分を占めている状況でございます。その他一般経費といたしまして、農家台帳等の電算業務委託料など例年どおりの支出となっております。

続きまして、127ページ、128ページをお開き願いたいと思います。2目農業総務費につきましては、3,855万3,471円の支出となっております。農政関係職員の人件費と農政審議会委員報酬、生活改善グループなどの活動助成金でございます。そのほか館林邑楽農業共済負担金1,398万1,000円を支出しております。

次に、3目農業振興費でございますが、2,296万9,448円の支出となっております。一般経費の中では、農用地利用協議会委員報酬などの委員報酬を初め農業の担い手確保及び団体育成のための助成金、補助金を支出しております。次のページをお願いいたします。生産調整推進対策事業では、生産調整事業に要する経費と生産調整達成者に対する奨励金が主な支出でございます。18年度生産調整実施面積は193ヘクタール、達成率は66.9%という状況でございました。水田農業経営確立対策事業の中では、水田担い手育成対策交付金が主な支出となっております。続いて、花いっぱい運動推進事業は、各行政区で区長さんを中心に協力をいただいておりますが、小中学校でも花の栽培講習など実施するとともに、花壇の手入れなど事業を展開しており、これらの助成を行っております。ふれあい農園管理事業は、土地の借上料、アメリカシロヒトリ防除事業は、薬品代がそれぞれ中心的な支出となっております。

続いて、131ページ、132ページをお開き願いたいと思います。4目畜産業費につきましては、畜産振興のための補助金、団体への助成金など43万3,848円の支出がされております。

次に、5目農地費ですが、1,461万906円の支出でございます。主なものとしまして、小規模土地改良事業になりますが、農業用排水路及び農道整備工事費を支出しております。続いて、農地整備事業につきましては、補修工事といたしまして、農業用排水路及び農道整備工事費144万2,805円のほか、土地改良関係助成金などの支出でございます。

続きまして、2項1目の林業総務費でございますが、536万1,000円の支出となっております。松くい虫対策の事業を中心として、平地林活用対策事業、森林ボランティアなど育成事業実施のための支出となっております。

次のページをお開き願いたいと思います。7款1項1目商工総務費でございますが、1,346万676円の支出となっておりますが、ほとんど商工統計係の職員の人件費でございます。

次に、2目商工振興費は525万6,000円の支出でございます。内容につきましては、商工会活動費補助金が大部分でございます。

次に、3目中小企業制度融資費につきましては、小口資金融資に関する審査員報酬及び保証料補助

金55万937円でございます。

次のページになります。4目消費者行政費は、太陽熱温水器設置に係る補助金ですが、18年度には支出はございませんでしたので、このようになっております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、建設水道課都市計画係長、石橋俊昭君の説明を求めます。

建設水道課都市計画係長、石橋俊昭君。

[建設水道課都市計画係長（石橋俊昭君）登壇]

○建設水道課都市計画係長（石橋俊昭君） それでは、建設水道課所管、一般会計の決算につきましてご説明を申し上げます。

137ページ、138ページをご覧いただきたいと思います。8款土木費でございますが、総額で3億8,967万5,135円の支出額でございます。

次に、各項目ごとの主な内容についてご説明を申し上げます。初めに、1項1目の土木総務費でございますが、支出総額4,993万4,356円でございます。主な内容といたしましては、2節給料のほか、3節、4節の職員人件費でございます。また、19節負担金補助及び交付金では、各種協議会等への負担金を支出いたしました。

次に、139ページ、140ページをご覧いただきたいと思います。2項1目の道路橋梁費でございますが、支出総額776万795円でございます。主な内容といたしましては、町道の維持管理等に係る経費でありまして、13節委託料では、道路台帳補正業務及び法定外公共物データ管理保守委託料を支出いたしました。また、19節負担金補助及び交付金では、前年同様に各行政区への道路愛護奨励金を支出いたしました。

次に、2目の道路維持費でございますが、支出総額3,142万2,575円でございます。主な内容といたしましては、13節の委託料、街路樹管理委託業務11路線分と道路維持補修工事に係る路線測量設計の業務委託2路線分を支出いたしました。15節工事請負費では、道路側溝等改修工事4路線分と緊急を要します舗装補修、側溝補修等の雑工事費及び側溝清掃や除草等の環境整備工事費を支出いたしました。また、16節原材料費では、町道の舗装補修材や敷き砂利等の材料代を支出いたしました。

次に、141ページ、142ページをご覧いただきたいと思います。3目の道路新設改良費でございますが、支出総額5,483万8,880円でございます。主な内容といたしましては、13節の委託料では道路改良工事等に係る路線測量設計業務委託2路線分とサイクリングロードネットワーク整備事業に係る調査設計業務委託1路線分を支出いたしました。15節工事請負費では、道路側溝新設工事1路線分と都市計画道路赤岩新福寺線道路改良工事1路線及びサイクリングロードネットワーク整備事業に係る利根川堤防上や利根加用水沿線の路面カラー舗装工事と案内板指導標の設置工事費を支出いたしました。なお、工事関係の詳細につきましては、お手元に配付してございます公共工事一覧表をご覧になっていただければと思います。

4目の橋梁維持費につきましては、支出はございませんでした。

次に、5目渡船管理費でございますが、支出総額851万2,792円でございます。主な内容といたしましては、2節給料のほか、3節、4節、7節の職員人件費を初め赤岩渡船運行に係る経費を支出いたしました。

次に、143ページ、144ページをご覧いただきたいと思います。6目の用悪水路費でございますが、支出総額1,080万4,500円でございます。主な内容といたしましては、12節の役務費では基幹排水路しゅんせつ費用を支出いたしました。13節委託料では、排水路改修工事に係る路線測量設計業務委託1路線分を支出いたしました。また、15節工事請負費では、排水路改修工事2路線分を支出いたしました。

次に、3項1目の河川総務費ですが、支出総額33万6,000円でございます。主な内容といたしましては、19節負担金補助及び交付金の各種協議会等への負担金と地域の河川美化運動に伴います奨励金を支出いたしました。

次に、145ページ、146ページをご覧いただきたいと思います。4項1目の都市計画総務費でございますが、支出総額7,329万8,361円でございます。主な内容といたしましては、13節の委託料では都市計画法に基づき、おおむね5年周期で行います都市計画基礎調査委託料を支出いたしました。19節負担金補助及び交付金では、舞木土地区画整理組合助成金を初め各種協議会等への負担金を支出いたしました。

次に、147ページ、148ページをご覧いただきたいと思います。公園整備事業費でございますが、支出総額7万4,358円でございます。主な内容といたしましては、公園工事がございましたので、19節の負担金補助及び交付金の協議会負担金等の支出のみでございます。

次に、3目の公園管理費でございますが、支出総額1,575万1,348円でございます。主な内容といたしまして、7節の賃金では臨時職員の賃金を支出いたしました。11節の需用費、12節、13節では、なかさと公園を初めほか5公園の維持管理費を支出いたしました。

次に、149ページ、150ページをご覧いただきたいと思います。4目の公共下水道費でございますが、公共下水道特別会計繰出金1億2,215万円を支出いたしました。

5目の東部住宅団地建設費につきましては、支出はございませんでした。

次に、5項1目の住宅管理費でございますが、支出総額1,479万1,170円でございます。主な内容といたしましては、151ページ、152ページをご覧いただきたいと思います。2節給料のほか、3節、4節では、職員人件費を支出いたしました。11節の需用費のほか、12節、13節、14節では、町営住宅3カ所に係る維持管理の費用を支出いたしました。

次に、209ページ、210ページをご覧いただきたいと思います。11款2項1目の公共土木施設災害復旧費でございますが、幸いにも大きな災害等がございませんでしたので、支出もございませんでした。

最後になりますが、211ページ、212ページをご覧いただきたいと思います。13款3項1目の開発公

社費でございますが、西邑楽土地開発公社運営費補助金といたしまして、前年同様の30万円を支出いたしました。

以上、建設水道課所管の一般会計決算についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、教育委員会事務局長、高橋充幸君の説明を求めます。

教育委員会事務局長、高橋充幸君。

[教育委員会事務局長（高橋充幸君）登壇]

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） それでは、続きまして教育委員会関係の決算説明を申し上げます。

決算書の153、154ページをお開きください。左側153ページの下の方に10款教育費があります。教育費全体では、右側のページの支出済額を見ていただきますと4億9,251万5,683円で、前年度に比較しまして12.3%増、金額で5,400万円ほど増額となっています。主な原因としましては、東西小学校のプール関係の改修工事、町民プラザの舞台照明関係の改修工事、温水プールの天井改修工事など、施設の老朽化等により修繕や工事費が増えております。

最初に、1項教育総務費、1目教育委員会費が、次の155、156ページの上段にかけて記載されています。

次に、155ページの左側ですが、2目事務局費で職員人件費が主な支出となっています。

次のページ、157、158ページをお開きください。157ページ上の方に3目奨学金があります。続いて、その下に4目教育研究所費で、内容は右側の備考欄のとおりで、臨時補助教員賃金、障害児補助員賃金が主な支出となっています。

左側157ページの下の方に2項小学校費があります。1目の学校管理費で、右側の備考欄を見ていただきますと、白い丸印で学校運営費、その下に小さい黒い点で東小学校運営事業、ページが飛びまして、162ページ、右側の備考欄の上の方に小さい黒い点で西小学校運営事業となっております。ともに東西小学校の運営上必要となる人件費や消耗品費、光熱水費、コンピューター機器使用料が主な支出となっています。

次に、163ページ、164ページをお開きください。右側備考欄の中ほどに白い丸印で学校管理運営事業、そのすぐ下に黒い点で施設管理事業が記載されております。警備保障を初め各種委託料が主な支出となっています。

次の165、166ページをお開きください。右側備考欄上の方に黒い点で施設整備事業があります。東西小学校の施設整備関係の支出で、特に最後の施設補修工事費では3,500万円ほど支出しており、前年度に比べ大幅に増額しています。東西小学校のプール関係の工事費が主な支出となっています。

左側165ページ中段に2目教育振興費があります。右側の備考欄を見ていただきますと、白い丸印で教育振興事業となっており、東西小学校の教材用の備品購入費、図書購入費が主な支出となってい

ます。備考欄の下のほうで、白い丸印、就学奨励事業がありまして、次のページにかけて記載されております。

次に、167、168ページをお開きください。左側167ページに3項中学校費があります。1目の学校管理費で、右側の備考欄を見ていただきますと、白い丸印で学校運営費、その下に小さい黒い点で千代田中学校運営事業となっています。中学校の運営上必要となる人件費や消耗品費、光熱水費、コンピューター機器使用料が主な支出となっています。

次の169、170ページをお開きください。右側170ページ、備考欄で、下のほうに白い丸印で学校管理運営事業があり、1つ目の小さい黒い点では英語指導助手設置事業として、中学校での英語指導助手関係の支出が記載されています。

ページが飛びまして、173、174ページをお開きください。左側173ページの中段で4項幼稚園です。右側の備考欄を見ていただきますと、白い丸印、職員人件費で東西幼稚園職員の人件費が記載されています。次の白い丸印、幼稚園運営費で、その下の小さい黒い点が東幼稚園運営事業、次のページ、175、176ページを開いていただきますと、右側備考欄中段に白い黒い点、西幼稚園運営事業があります。ともに臨時職員等の人件費、光熱水費、電子複写機使用料が主な支出となっています。

次の177、178ページをお開きください。右側備考欄の中段に白い丸印、施設管理事業がありまして、東西幼稚園の管理に必要な手数料や委託料が記載されています。備考欄の下のほうに白い丸印、施設整備事業があります。その下の小さい黒い点、東幼稚園施設整備事業の一番下の行に施設改修工事費があり、浄化槽改修工事費が支出されています。

次に、179、180ページをお開きください。左側179ページの中段に5項社会教育費、1目社会教育総務費があります。右側の備考欄を見ていただきますと、最初の白い丸印で職員人件費、次の白い丸印で一般経費が記載されています。一番下のほうの白い丸印で地域社会教育活動総合事業があります。その下の小さい黒い点、地域社会教育活動事業で、次の181、182ページを開いていただきますと、右側備考欄の一番上の講師謝礼が主な支出となっています。学校週5日制事業として、おもしろ化学教室や魚釣り教室などを開催しました。その下の白い丸印で生涯学習推進事業があります。各種講師の謝礼、文化祭の費用、IT講習会の委託料、文化協会の補助金が主な支出となっています。

次に、183、184ページをお願いします。左側183ページの中段に2目人権教育費があります。右側の備考欄を見ていただきますと、一般経費で議員報酬、印刷製本費、電話料が主な支出となっています。備考欄の一番下から次のページにかけて集会所管理運営費で、集会所の修繕料や管理補助金が主な支出となっています。185、186ページをお開きください。右側備考欄の中段に白い丸印、人権教育推進市町村事業がありまして、各集会所で開催しましたふれあい交流学習会関係の支出が主なものとなっています。

左側の185ページ下の方に3目文化財保護費で、文化財保護調査関係の支出が記載されております。

次に、187、188ページをお開きください。左側中段に4目図書館費があります。右側の備考欄を見

ていただきますと、白い丸印で職員人件費、次の白い丸印で図書館管理運営費で臨時パート職員の人件費、電算機器保守委託料、情報機器使用料が主な支出となっています。備考欄の一番下から次のページにかけて図書館資料購入費として図書や視聴覚資料の購入費が記載されています。

次の189、190ページをお開きください。左側中段で5目町民プラザ費があります。右側の備考欄を見ていただきますと、最初の白い丸印が職員人件費、次の白い丸印が一般経費で、臨時職員賃金や消耗品費、電話料、電子複写機使用などが主な支出となっています。

ページが飛びまして、193、194ページをお開きください。右側備考欄の中段に白い丸印、町民プラザ管理運営費がありまして、その2行ほど上に機器補修工事費があります。町民プラザ舞台関係の照明のケーブル等交換工事により、大幅な増額となっています。

左側193ページの下のほうに6項保健体育費、1目体育総務費があります。

次の195、196ページをお開きください。右側の備考欄中ほどに白い丸印でスポーツ振興事業がありまして、小さい黒い点の事業名を順に追っていただきますと、最初が町民体育祭事業、次が県民スポーツ祭事業、次に各種審判講習事業等が記載され、次のページへ続いております。

197、198ページをお開きください。右側備考欄の一番上のほうで、小さい黒い点、サッカーフェスティバル大会事業、順に下のほうに各種スポーツ大会教室関係の支出が記載されております。

左側197ページ、下のほうに2目体育施設費がありまして、右側198ページ備考欄で白い丸印、社会体育施設管理運営費で、次のページ、199、200ページを開いていただきますと、右側の備考欄に町民体育館の運営経費が記載されております。

左側199ページの下の方に、3目総合体育館温水プール費があります。

次の201、202ページをお開きください。右側備考欄中ほどに白い丸印、総合体育館温水プール管理運営事業で、燃料費が主な支出となっています。

次の白い丸印がスポーツ教室事業、その次が総合体育館・温水プール施設管理事業で、施設の光熱水費が主な支出となっております。

次の203、204ページをお開きください。右側の備考欄を見ていただきますと、施設管理に必要な手数料や清掃委託料、空調機器の保守委託料が主な支出となっています。備考欄の下の方に流用金額が記載してあり、それから3行ほど上に施設改修等工事費が記載してあります。温水プール天井改修工事が主な支出となっております。

次に、左側203ページの下の方に4目給食センター費がありまして、右側備考欄に職員人件費が記載されております。

次の205、206ページをお開きください。右側備考欄を見ていただきますと、一番上の行に白い丸印、共同調理場施設運営費で臨時職員賃金、光熱水費、修繕料が主な支出となっています。備考欄の下の方に白い丸印、共同調理場施設管理事業があり、次のページにかけて警備保障やボイラーの保守管理の委託料が主な支出となっています。

次の207、208ページをお開きください。左側207ページの中段に5目運動場管理費があります。右側の備考欄を見ていただきますと、白い丸印、東部運動公園施設管理事業で、緑地管理の委託料が主な支出となっています。

次の209、210ページをお開きください。右側の備考欄を見ていただきますと、白い丸印、東部運動公園施設整備事業、その次がサッカー場施設管理事業で、緑地管理の委託料が主な支出となっています。

教育委員会関係の施設全体として、老朽化により修繕、補修工事が多くなってきており、順次緊急性の高いものから修繕工事を進めているところです。また、細かな事業内容につきましては、別冊の平成18年度決算資料38ページに教育委員会関係が記載されておりますので、後でご覧いただければと思います。

以上で教育委員会関係の決算説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小沢惣一君） 以上で平成18年度一般会計歳入歳出決算についての各課長、局長の詳細説明を終わります。

○次会日程の報告

○議長（小沢惣一君） 本日の日程はこれで終了いたします。

あす7日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（小沢惣一君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午後 2時15分）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	5 5
○職務のため出席した者の職氏名	5 6
開 議 （午前 9時00分）	5 7
○開議の宣告	5 7
○認定第2号～認定第6号の説明	5 7
○次会日程の報告	6 6
○散会の宣告	6 6
散 会 （午前 9時51分）	6 6

第 9 日 9月14日（金曜日）

○議事日程	6 7
○出席議員	6 7
○欠席議員.....	6 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	6 8
○職務のため出席した者の職氏名	6 8
開 議 （午前 9時00分）	6 9
○開議の宣告	6 9
○認定第1号の質疑、討論、採決	6 9
○認定第2号の質疑、討論、採決	9 2
○認定第3号の質疑、討論、採決	9 7
○認定第4号の質疑、討論、採決	9 9
○認定第5号の質疑、討論、採決	1 0 5
○認定第6号の質疑、討論、採決	1 0 6
○一般質問	1 1 2
小 林 正 明 君	1 1 2
福 田 正 司 君	1 1 5
川 島 悦 男 君	1 1 9
○日程の追加	1 2 5
○議員派遣の件	1 2 6
○閉会中の継続調査の申し出	1 2 6
○町長あいさつ	1 2 6
○閉会の宣告	1 2 7
閉 会 （午後 3時23分）	1 2 8

平成19年第3回千代田町議会定例会

議事日程(第2号)

平成19年9月7日(金)午前9時開議

- 日程第 1 認定第1号 平成18年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第2号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第3号 平成18年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
認定第4号 平成18年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第5号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第6号 平成18年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14名)

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
8番	野村年男君	9番	大谷直之君
11番	小林榮一君	12番	青木國生君
13番	野中角次君	14番	坂本金光君
15番	川島悦男君	16番	小沢惣一君

○欠席議員(1名)

7番 今井和雄君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	襟川幸雄君
副町長	高木敬司君
教育長	大澤洋生君
総務課長	栗原則雄君
企画財政課長	川島賢君

税 務 課 長	加 藤 忠 夫 君
住 民 福 祉 課 長	吉 永 勉 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 村 耕 一 郎 君
建 設 水 道 課 長	林 節 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	塩 田 稔 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君
農 業 委 員 会 会 長	柿 沼 博 君
監 査 委 員	松 澤 初 江 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 議 （午前 9時00分）

○開議の宣告

○議長（小沢惣一君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○認定第2号～認定第6号の説明

○議長（小沢惣一君） 昨日に引き続き各課長の詳細説明を求めます。

初めに、平成18年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算並びに平成18年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算及び平成18年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について、住民福祉課長、吉永勉君の説明を求めます。

住民福祉課長、吉永勉君。

[住民福祉課長（吉永 勉君）登壇]

○住民福祉課長（吉永 勉君） おはようございます。まず、122ページをお開きいただきたいと思いますが、昨日の説明の中で、ごみ減量化推進助成金につきまして、1,562人分ということでお話し申し上げましたが、3,124人の誤りでございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

では、233ページを、平成18年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。事項別明細書により説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款1項国民健康保険税が一般、退職とを合わせまして3億3,553万6,366円となりました。不納欠損額が360万2,200円ほど出ておりますが、滞納繰り越し分の保険料でありまして、行方不明とか外国人の出国等によります欠損処理をしたものでございます。

次に、3款の国庫支出金、1項の国庫負担金ですが、3億2,021万533円となりました。次のページをお願いいたします。療養給付費及び高額療養費共同事業の国の負担分が記載のとおり交付されました。

次に、2項国庫補助金、1目の財政調整交付金ですが、8,654万7,000円となりました。これは財政力の格差を調整するために交付されるものでございまして、普通調整交付金が一般被保険者療養給付費の7%、特別調整交付金が2%交付されました。

次に、4款1項1目療養給付費交付金ですが、1億6,597万1,653円となりました。退職被保険者の医療交付金として社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

5款1項1目高額医療費共同事業負担金ですが、412万5,948円となりまして、標準高額医療費拠出金の25%交付されました。2項の県補助金ですが、5,065万5,000円となりました。次のページをお願いいたします。財政健全化補助金、財政調整交付金として記載の金額がそれぞれ交付をされました。

6款1項1目共同事業交付金ですが、7,188万6,825円となりまして、高額医療費の共同事業交付金、

保険財政共同安定化事業交付金として国保連合会から記載の金額がそれぞれ交付をされました。

次に、8款1項1目一般会計繰入金でございますが、1億774万9,844円となりました。保険基盤安定繰り入れとして保険税軽減分と保険者支援分の繰り入れをいただきました。

次のページをお願いいたします。また、職員人件費、事務費、出産一時金、財政安定化支援事業の繰り入れをいただきました。その他一般会計繰入金につきましては、給付費の不足の補てんとして繰り入れをいただきました。

次に、9款1項2目その他繰越金ですが、2,754万5,615円で前年度繰越金でございます。

10款1項延滞金、加算金及び過料ですが、82万3,600円で、一般被保険者40名で49件分、退職被保険者3名、4件分の延滞金となっております。

次のページをお願いいたします。2項の雑入ですが、第三者行為納付金として一般被保険者分3件、退職被保険者分1件及び国保連合会館林邑楽支部解散による精算金であります。

以上、歳入合計は10億8,538万8,712円であります。

次のページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目の一般管理費1,589万4,454円となりました。職員2名分の人件費、電算委託料、レセプト点検に係る臨時職員の賃金等となっております。また、来年度スタートいたします後期高齢者医療制度に係るシステム改修を予定いたしましたが、国の事務がおくれており、システムの標準仕様が提示されませんでしたので、この経費479万3,000円を翌年度に明許繰り越しいたしました。2目連合会負担金ですが、記載の金額を国保連合会へ納入をいたしました。

1款2項1目賦課徴収費ですが、159万2,175円で、次のページをお願いいたします。税額計算の電算委託料、口座振替収納事務手数料等であります。3項1目運営協議会費ですが、2回開催いたしました協議会の委員報酬等となっております。

次に、2款保険給付費ですが、7億2,627万9,799円となりまして、対前年1,426万5,831円増加いたしました。率にしますと約2%の増でございます。1項療養諸費ですが、6億5,540万7,763円となりました。一般被保険者療養給付費につきましては、3万2,560件分、次のページをお願いいたします。退職被保険者等療養給付費は1万6,290件分、一般被保険者療養費は949件分、退職被保険者等療養費は168件分、審査支払手数料は5万478件分となっております。

2項高額療養費ですが、6,177万2,036円となりました。一般被保険者が640件分、退職被保険者等が200件分となっております。

次のページをお願いいたします。4項1目出産育児一時金ですが、出産育児一時金の支給額改定により10月から35万円に引き上げられました。決算額につきましては、30万円分が10件と35万円分が5件であります。5項1目葬祭費につきましては、87件分でございます。

次に、3款1項老人保健拠出金ですが、1億4,992万2,260円となりました。老人医療費分と事務費分として社会保険診療報酬支払基金へ納入をいたしました。

4款1項1目介護納付金ですが、7,553万5,240円となり、介護納付金としてやはり社会保険診療報酬支払基金へ納入をいたしました。

次に、5款共同事業拠出金ですが、6,883万8,754円となりました。高額療養費共同事業医療費及び事務費並びに保険財政安定化事業費として国保連合会へ納入をいたしました。

次のページをお願いいたします。6款1項1目保健衛生普及費ですが、815万5,005円となりました。保健福祉啓発事業は、保険証の更新時に同封いたしましたエイズに関するパンフレット2,200枚分の作成経費でございます。医療費適正化対策事業は、医療費のお知らせ用はがきの電算処理委託料及び郵送経費であります。人間ドック受診補助につきましては、1万円を支給し、56件分となっております。健康まつり事業につきましては、健康優良家庭の表彰を保健センターのほうで実施しております健康まつりの際に行いまして、57世帯に対し3,000円の町商工会商品券を贈呈いたしました。国保ヘルスアップ事業につきましては、住民基本健康診査データにより抽出いたしましたメタボリックシンドローム及び糖尿病予備軍対象者としてリストアップした300人に対しまして、郵送により事業への参加を取りまとめ、22名の申し込みがあり、この方々に対しまして7月から約3カ月間保健指導を行った経費となっております。

次に、9款1項償還金及び還付加算金ですが、186万4,185円となりました。次のページをお願いいたします。年度途中での社会保険等加入者への還付金及び国庫支出金精算返還金であります。

次のページをお願いいたします。以上歳出合計が10億4,886万1,353円となりまして、前に戻っていただき、231ページをご覧いただきたいと思っております。歳入歳出差し引き残金が3,652万7,359円となりました。また、基金につきましては、259ページに記載のとおり、年度末残高が2,995万9,984円となっております。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明とさせていただきます。

次に、265ページをお願いいたします。平成18年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、1款1項支払基金交付金ですが、4億7,000万円となりました。医療費分と審査支払手数料分として社会保険診療報酬支払基金から交付をされたものでございます。

2款1項1目医療費負担金ですが、2億6,737万7,702円となりました。現年度分の医療費負担金と過年度分の精算金が交付されました。

2項1目老人医療費適正化対策事業費補助金ですが、26万2,000円となりました。医療費の自己負担分の改正により、これまで2割負担だったものが3割となったことから、それにかかわるシステム改修の補助として交付されたものでございます。

次に、3款1項1目県負担金ですが、6,752万1,506円となりました。国同様、現年分の医療費負担金と過年度分の精算金が交付されたものでございます。

次のページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金でございますが、7,205万5,000円と

なりました。町の負担分として繰り入れをいただいたものでございます。

5款1項1目繰越金ですが、1,956万1,856円で前年度繰越金でございます。

6款2項1目雑入ですが、第三者行為納付金として2件で2人分、国保連合会のほうから納付されたものでございます。

以上合わせますと、歳入合計が8億9,737万5,338円となりました。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費ですが、334万8,715円となりました。電算業務委託料等でございます。

2款1項1目医療給付費ですが、8億4,793万9,959円となり、3万4,590件分でございます。2目医療費支給費ですが、1,069万5,160円となり、マッサージ等の診療費1,637件分でございます。3目審査支払手数料ですが、369万7,033円となりまして、レセプトの審査手数料3万4,580件分となっております。

次のページをお願いいたします。4款1項1目償還金でございます。660万7,501円となりまして、17年度分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金が超過交付されていまして、返還をしたものでございます。

以上合わせますと、歳出合計が8億7,228万8,368円ございまして、263ページをご覧いただきたいと思いますが、歳入歳出差し引き残金が2,508万6,970円となりました。

以上が老人保健特別会計歳入歳出決算の説明でございます。

続きまして、介護保険特別会計決算につきまして説明をさせていただきます。事業の実施状況につきましては、お手元にご提示申し上げました決算資料のとおり、年度末における65歳以上の第1号被保険者数は2,009人ございまして、総人口の20.1%となっており、前年度と比較いたしますと49名ほど増加をいたしました。また、認定申請件数は、新規及び更新等合わせまして363件、うち要介護、要支援認定者が328人となっており、前年度より14人ほど増加をいたしました。また、サービス受給者につきましては、居宅介護、居宅支援サービス受給者が183名、施設介護サービス受給者が86名となり、居宅介護、居宅支援サービス受給者が3人の減少、施設サービス受給者が9人ほど増えております。

それでは、281ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書により説明をさせていただきます。まず、歳入でございますが、1款1項の介護保険料が特別徴収、普通徴収、滞納繰り越し分を合わせまして1億928万円となりました。不納欠損額が18万1,500円ほど出ておりますが、滞納繰り越し分の保険料でありまして、生活困窮者、死亡者を含みますが、5名、行方不明者2名分を欠損処理したものでございます。

次に、3款の国庫支出金、1項の国庫負担金ですが、介護給付費の20%が交付されますが、給付実績を待たずに交付されることから、1,491万7,000円超過交付されまして、1億649万6,000円となりました。従いまして、この超過分につきましては、翌年度精算することとなっておりますことから、補

正予算（第1号）において昨日ご承認をいただいたものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目の調整交付金ですが、3,441万6,000円となりました。これは財政力の格差を調整するために交付されるものでございまして、標準介護給付費の5%が基準となっておりますが、75歳以上の後期高齢者の加入割合によって調整をされまして、今年度は6.59%交付されたものでございます。2目地域支援事業交付金の介護予防事業分ですが、197万750円となりました。制度改正によりまして新たに創設されました事業でございまして、町の健康診査で特定高齢者と認定された方に対するサービス費用の国庫負担分として事業費の25%が交付されたものでございます。

次のページをご覧ください。3目地域支援事業交付金の包括的支援事業及び任意事業ですが、167万6,947円となりました。やはり制度改正により創設された事業で、新たに設置する地域包括支援センターの運営費及び平成17年度まで一般高齢者施策として実施してありました在宅福祉事業の一部を介護保険事業といたしまして位置づけ、事業費の40.5%が交付されたものでございます。5目の介護保険事業費補助金ですが、37万1,000円となりました。介護保険法の一部改正に伴いますシステム改修に係る補助金として交付をされたものでございます。

次に、4款1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金ですが、1億5,123万円となりました。40歳以上65歳未満の医療保険加入者の介護納付金でございまして、保険給付費の31%が交付をされたものでございます。2目地域支援事業支援交付金ですが、244万3,000円となりました。介護給付費の2%が基準となっております、基準額の31%が交付されたものでございます。

次に、5款1項県負担金の介護給付費負担金ですが、7,552万5,302円となりました。保険給付費の施設サービス分が17.5%、居宅サービス分が12.5%交付をされました。

次に、3項県補助金1目地域支援事業交付金の介護予防事業分ですが、49万2,000円となりました。事業費の12.5%交付をされたものでございます。2目の地域支援事業交付金の包括的支援事業、任意事業分ですが、163万8,308円となり、事業費の20.25%が交付されたものでございます。

次のページをお願いいたします。7款1項1目介護給付費繰入金ですが、6,286万5,893円となりまして、介護給付費の12.5%の町負担分として繰り入れをいただきました。

次に、2目地域支援事業繰入金の介護予防事業分ですが、40万3,000円となりました。事業費の町負担分として12.5%同じく繰り入れをいただきました。3目地域支援事業繰入金の包括的支援事業、任意事業分ですが、55万6,000円となりました。事業費の町負担分として20.25%繰り入れをいただきました。4目その他一般会計繰入金ですが、3,953万4,689円となりました。介護保険係2名分、包括支援センター職員2名分の人件費、事務費等として繰り入れをいただきました。

2項の基金繰入金ですが、介護給付費準備基金積立金を436万円取り崩し、繰り入れをいたしました。

8款1項の繰越金ですが、1,615万4,301円でございます、前年度繰越金であります。

次のページをご覧ください。9款3項の雑入ですが、生活保護者1名分の介護認定経費分として県

より1万3,300円受け入れをいたしました。

以上合わせますと、歳入合計が6億942万6,490円でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。次のページをお開きください。1款1項1目一般管理費ですが、2,009万9,500円となりました。介護保険係2名分の人件費及び電算業務委託料、システム改修委託料等でございます。また、平成20年度からスタートいたします後期高齢者医療保険制度にかかわるシステム改修を予定をいたしました。やはり国保と同様、国の事務がおくれておりまして、標準仕様書が提示されませんでしたので、この経費106万1,000円を次年度に明許繰り越しいたしました。

2項の徴収費ですが、227万1,100円となりました。賦課徴収事務に係る電算業務委託料及び保険料決定通知書等の郵送料等でございます。

次のページをご覧ください。3項の認定調査等費ですが、506万1,579円となりまして、認定に必要な主治医意見書及び調査書の作成業務委託料並びに館林外5町介護認定審査会共同設置負担金等でありまして、主治医意見書作成手数料は在宅施設新規が138件、在宅施設継続分が221件分でありまして、介護認定調査委託料につきましては、居宅認定が241件分となっております。また、認定者数につきましては、要支援が15人、要支援2が20人、要介護1以上が148人で、昨年と比較いたしますと3名ほど減少をいたしました。

4項運営協議会費ですが、2回開催をいたしまして、延べ16名の公職にある方を除いた委員さんの出席をいただいておりますので、そちらの報酬等として支出をいたしました。

次に、2款の保険給付費ですが、5億292万7,148円でございます。前年と比較いたしますと4.28%ほど減少をいたしました。

1項介護サービス等諸費ですが、4億7,237万4,999円となりまして、これは認定審査におきまして要介護1以上の判定を受けた方々が利用したサービスに要した費用の給付でありまして、次のページをご覧くださいと思います。ホームヘルプサービス等の居宅介護サービス受給者が延べ3,203人、地域密着型介護サービス受給者が延べ105人、施設介護サービス受給者が延べ948人、福祉用具購入が14件、次のページをお願いいたします。住宅改修が7件、サービス計画書作成が延べ2,058件分であります。

次のページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費ですが、990万2,002円となりました。これは介護認定で要支援と判定された方々が利用したサービスに要した費用の給付でありまして、ホームヘルプサービス等の予防サービス受給者が延べ313人、福祉用具購入が4件、次のページをお願いいたします。住宅改修が2件、サービス計画書作成が延べ277件分でありました。

3項その他諸費ですが、これは保険給付に係るレセプトの審査手数料でございます。延べ6,870件分でございます。

次に、4項高額介護サービス等費ですが、利用者負担が非課税世帯で2万4,600円、課税世帯で3

万7,200円を超えた場合給付するものでございまして、延べ590件分であります。

次のページをお願いいたします。5項特定入所者介護サービス等費ですが、改正介護保険法の施行に伴いまして、平成17年10月より居住費と食費が原則自己負担となりました。しかし、生活保護受給者等と市町村民税世帯非課税の者のうち、介護保険3施設利用者に対しましては、補足的給付を行うこととなったことから、これに該当した延べ511名分を抽出したものでございます。

3款1項1目財政安定化基金拠出金ですが、記載の金額を群馬県介護保険財政安定化基金へ繰り出しをいたしました。

4款1項1目介護予防事業費ですが、65歳以上の方を対象に町の基本健康診査の問診票に生活機能評価事項を追加いたしまして、これに基づき要支援、要介護になるおそれのある者、これを特定高齢者と言いますが、この特定高齢者に該当する方が31名ほどおりました。このうち事業型、事業の参加者が11名、それから訪問型事業参加者が2名、計13名おりましたので、これにかかわる需要費と包括支援センターの訪問用自動車購入経費等として記載の金額を支出いたしました。

次のページをご覧ください。2項1目包括的支援事業、任意事業費ですが、1,220万3,549円となりました。職員人件費につきましては、包括支援センター職員2名分の人件費でございます。それから、包括的支援事業、任意事業の報酬につきましては、地域包括支援センター運営協議会、こちらを1回1回採用いたしておりますので、公職にある方以外の委員さん15名の委員報酬であります。それと、地域密着型サービス運営協議会1回分、合わせまして2回分の委員さんの報酬でございます。家族介護教室実施委託料につきましては、社会福祉法人もくせい会に委託をし、実施いたしました1回分の経費でございます。次のページをお願いいたします。家族介護慰労金につきましては、1件分でございます。

5款基金積立金ですが、保険給付費等の補てん財源といたしまして、記載の金額を準備基金に積み立てをいたしました。

6款諸支出金、1目の還付加算金ですが、1号被保険者の特別徴収分に過誤納がありましたので、10件分、5万9,300円還付をいたしました。次の2目の償還金ですが、平成17年度分の介護給付費負担金が超過交付されておりましたので、国及び支払基金へ精算返還した額でございます。

次のページをお願いいたします。2項1目の繰出金ですが、一般会計の繰出金の事務費分を140万7,506円戻し入れいたしました。

以上、歳出合計が5億5,837万1,251円となりまして、279ページをご覧いただきたいと思いますが、歳入歳出差し引き残金が5,105万5,239円となりました。また、基金につきましては、また戻っていただきまして307ページ、308ページに記載のとおり、年度末現在高が2,255万4,000円となっております。

以上で介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、平成18年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算並びに平成18年

度千代田町水道事業会計歳入歳出決算について、建設水道課長、林節君の説明を求めます。

建設水道課長、林節君。

[建設水道課長（林 節君）登壇]

○建設水道課長（林 節君） おはようございます。引き続きまして、建設水道課所管の下水道事業特別会計並びに水道事業会計の決算についてご説明を申し上げます。

最初に、下水道事業特別会計から申し上げます。決算書の313ページ、314ページの事項別明細書をお願いいたします。歳入から申し上げます。第1款分担金及び負担金は、収入済額687万5,000円で、すべて第2項負担金であり、89件分の収入でございます。これは、都市計画法の規定によりまして公共下水道事業費用に充てるため受益者に係る負担金でございます。

第2款の使用料及び手数料は、収入済額1,243万8,064円でございます。1項使用料は1,237万1,064円、第2項の手数料は6万7,000円で、指定工事店証交付手数料並びに排水設備工事の検査手数料37件分となっております。

第3款国庫支出金2,960万円につきましては、公共下水道整備事業国庫補助金でございまして、事業費の2分の1相当額となっております。

次のページをお願いいたします。第5款繰入金1億2,215万円は、一般会計からの繰入金でございます。

第6款繰越金987万749円につきましては、前年度の繰越金でございます。

第8款の町債4,410万円につきましては、下水道事業債として借り入れたものでございます。

以上、歳入合計は2億2,506万3,813円でございます。

続きまして、317ページ、318ページをお願いいたします。歳出関係でございます。第1款の総務費1,780万8,070円の支出でございます。内容につきましては、職員人件費が主な支出となっております。

次のページをお願いいたします。第2款の事業費でございますが、1億1,773万9,748円の支出でございます。第1項の公共下水道費、第2項の流域下水道費で構成されておりますが、そのほとんどが管渠整備を行うため公共下水道費でございまして、次のページの流域下水道費につきましては、西邑楽処理区の負担金が主な支出となっております。

第3款公債費につきましては8,061万1,166円の支出でございます。内容につきましては、長期債の元金及び利子の償還金でございます。

以上、歳出合計2億1,615万8,984円、歳入から歳出を差し引いた実質収支につきましては890万4,829円となり、翌年度へ繰り越しをするものでございます。

続きまして、水道事業会計の決算について説明申し上げます。

340ページ、341ページをお願いいたします。収益費用明細書に基づきまして説明させていただきます。第1款事業収益の総額につきましては2億4,856万7,637円でございます。そのうち第1項営業収益につきましては2億4,856万7,383円、第1目給水収益は2億4,189万6,307円で、営業収益のうち大

部分が水道使用料となっております。

次に、第3目その他の営業収益は667万1,076円でございます。これは新規加入者に係る収益及び消防関係消火栓の維持管理負担金が主なものでございます。

次に、事業運営に係る費用関係でございますが、第1款事業費用の総額は2億4,684万5,560円でございます。第1項営業費用は2億1,692万155円の支出でございます。内容につきましては、水道施設全体の維持管理並びに運営等の費用でございます。

第1目の原水及び給配水費につきましては8,768万3,752円の支出額でございます。浄水場の施設の維持管理並びに修繕、漏水等の整備及び東部地域水道からの受水費が主な支出となっております。

次に、第3目総係費につきましては4,465万2,786円の支出額となっております。職員人件費と、次のページにございます水道システム保守委託料などが主な支出となっております。

4目の減価償却費につきましては8,425万2,992円でございます。浄水場施設の建物、構築物等有形固定資産の償却費でございます。

続きまして、第2項営業外費用は2,992万5,405円の支出額でございます。内容につきましては、企業債の借り入れに伴います利子の償還でございます。

以上、事業費用の総額が2億4,684万5,560円でございます。事業収益の総額から事業費用の総額を差し引きますと、172万2,077円の純利益を計上することができました。

戻っていただきまして、328ページ、329ページをお願いいたします。決算報告書の資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。初めに、資本的収入につきましては、決算額が1,840万7,250円。第1項の企業債1,500万円及び第2項の工事負担金340万7,250円の決算額でございます。工事負担金につきましては、公共下水道事業に伴う配水管の布設がえに伴います経費並びに消火栓の設置に係る負担金でございます。

資本的支出につきましては、決算額が8,897万2,074円。第1項の建設改良費は3,356万2,550円の決算額でございます。内容につきましては、老朽管等配水管の布設がえ工事、消火栓設置工事に係る工事費並びに工事に伴う詳細設計の業務委託料などが主な支出となっております。第2項の企業債償還金は5,540万9,542円の決算額でございます。

資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額につきましては、本年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金により補てんを行い、収支の均衡を図ったものでございます。

なお、損益計算書等財務調書につきまして添付してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、下水道事業特別会計並びに水道事業会計の決算説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(小沢惣一君) 以上で各特別会計歳入歳出決算についての各課長の説明をすべて終わります。

○次会日程の報告

○議長（小沢惣一君） これで本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから13日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、13日まで休会といたします

なお、10日月曜日は総務文教常任委員会、11日火曜日は福祉環境常任委員会、12日水曜日は経済建設常任委員会を、それぞれ全員協議会室において午前9時より開催いたしますので、よろしく願いいたします。

○散会の宣告

○議長（小沢惣一君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午前 9時51分）

平成19年第3回千代田町議会定例会

議事日程(第3号)

平成19年9月14日(金)午前9時開議

(その1)

- 日程第 1 認定第1号 平成18年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第2号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第3号 平成18年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
認定第4号 平成18年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第5号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第6号 平成18年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 一般質問

(その2)

- 日程第 3 議員派遣の件
日程第 4 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14名)

1番	福	田	正	司	君	2番	小	林	正	明	君
3番	柿	沼	英	己	君	4番	富	岡	芳	男	君
5番	細	田	芳	雄	君	6番	黒	澤	兵	司	君
8番	野	村	年	男	君	9番	大	谷	直	之	君
11番	小	林	榮	一	君	12番	青	木	國	生	君
13番	野	中	角	次	君	14番	坂	本	金	光	君
15番	川	島	悦	男	君	16番	小	沢	惣	一	君

○欠席議員(1名)

7番 今 井 和 雄 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	襟 川 幸 雄 君
副 町 長	高 木 敬 司 君
教 育 長	大 澤 洋 生 君
総 務 課 長	栗 原 則 雄 君
企画財政課長	川 島 賢 君
税 務 課 長	加 藤 忠 夫 君
住民福祉課長	吉 永 勉 君
経済課長兼農業 委員会事務局長	野 村 耕 一 郎 君
建設水道課長	林 節 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	塩 田 稔 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君
農業委員会会長	柿 沼 博 君
監 査 委 員	松 澤 初 江 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 議 （午前 9時00分）

○開議の宣告

○議長（小沢惣一君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第1に上げられています認定第1号から認定第6号までの案件について1件ずつ処理いたします。

まず、認定第1号 平成18年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度千代田町歳入歳出決算につきまして質問を行いたいと思います。

いろいろありますが、歳入の面で質問いたしますといろいろ雑音が入りますので、なるべく雑音は避けるようにしたいということで、この点については討論のほうに回しますが、1点目の質問は町営住宅の利用についてでございます。総数93戸のうち、利用が86戸ということで空きが7戸であります。駒形団地が6戸、長良団地が1戸ということで、長良団地についてはほぼいつも満杯のような話を聞いているわけでありまして。ところが、いろいろ、どこでもいいというふうに申し込んでいるように聞いているのですが、あいていないから入れないと、こういう情報があるわけでありまして。その辺のところは、どうしても6戸もあいているのに満杯だというふうになっているのか、この辺のところ、どのような運用をしているのかお聞かせを願いたい。

そして、この7戸の空き室、これが前々から、前にも言いましたけれども、区画整理に対応していわゆる政策的空き家的な答弁があったわけです。きょうも出てくるかもしれませんけれども。そういった中で、昨年補正で2戸ですか、4戸ですか、取り壊しをしたと。この点についても、どういう理由があって取り壊しになったのか。この辺は、そのときにも申し上げましたけれども、いわゆる区画整理の都合で空き家にしたと、政策的空き家というか、取り壊ししたと。ということは、この4戸がこの7戸の中に入っているのかどうかという問題も含めてなのですけれども、実際には4戸入れると11戸空き家があったのではないかというふうに私は思うのです、取り壊した分も入れると。そうすると、その分がいわゆる何らかの理由で使われていなかった、このところがどのようにこの間運用されてきたのか、詳しくご説明を願いたいと思います。

それから、みどりの風に対しまする補助金3,500万でございますが、要綱を制定前にみどりの風は建設を開始したという点について、要綱の制定、これが今裁判になっているわけでありましてけれども、

要はその要綱制定がどういう目的でやられたのか、この辺が不明確だと思うのです。本来であれば、この補助金というものの、232条の2で規定する補助金、いわゆる寄附と同じですから、議決をしてから建設を開始する、これが本当ではないかというふうに私は考えているわけでありまして。その議決がされているというふうな形でいっているようでありまして、そこも裁判のほうでどう判断が出るかはわかりませんが、あえて質問をさせていただきますのは、要綱制定前に建設を開始したということについて、さらに逆に、建設を開始したのに、後から要綱制定して、その要綱に基づいていわゆる補助金を出すというのはいかなるものかというのが私の質問するところでありまして。この辺はあべこべであるということをおのほろは思っていますけれども、町長はそういうふうには思っていないと思っておりますけれども、町当局が、要は町長というのは町の代表です。住民の皆さんのすべての代表であって、いわゆる役場、行政のある一部の代表ではないのだということなのです。そして、一たん5,610万8,000円で事実上否決になったものを3,500万円でも可決をする方向に持っていったということは、やはり町長の大きな意思が働いていたのではないかと、この辺が争点になろうと思うのです。

要は、議会の役割というのは何かというと、地方団体の意思決定の場でありまして。一たん地方団体の意思決定をした否決というものに対して、それを町長が、町当局がひっくり返す形で補正を組んで、そして3,500万円を出したと、要は団体意思の決定に対して逆らった運営をしているのではないかと、いうふうに私は考えているわけでありまして。そういった意味で、どのような立場であえて主張し、強調してきたのか。きょうあたり、町長といいますが、襟川幸雄氏側の答弁書が出るのではないかと、12日に行われましたから、私のほうへその答弁書が届くのがきょうだとは思いますが、それらも含めて、どのような答弁書を出したのかも含めて町長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

1回目とします。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

まず、町営住宅の関連でございます。駒形町営住宅が6戸あいてございます。それから、長良住宅も現在1戸あいているような状況でございます。議員もご承知のように、駒形町営住宅につきましてもかなり老朽化が進んでいる状況でございます。区画整理の事業に伴いまして、進捗状況に合わせて、その対象地区の方に入らせていただくために用意している部分もございますけれども、かなり傷んでいる部分がございます。先ほど取り壊しのお話が出ましたが、取り壊したものにつきましては、区画整理事業の道路が通る予定地でございます。昨年それを取り壊してございます。

それから、今現在のあきにつきましても、極力、傷みの激しいものにつきましては、里東のほうがあれば里東に移っていただくなり、長良のほうがあればそちらへ移っていただくと。ただ、家賃の関係がございまして、長良のほうへ移っていただく可能性のほうが高い場合が多くございます。なかなか長良住宅のほうはあきが出にくい状況もございまして、駒形の町営住宅につきましても老朽化が激しいものですから、雨漏りが特にひどい状況でございます。改修がちょっと難しいという状況でござ

いまして、今解体の方向で検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） ご質問にお答え申し上げます。

みどりの風の補助金の関係でございますが、ご質問者が原告となりまして今係争中でございますので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「まだ町長が言ってないよ」「答弁拒否なら答弁拒否でいいんだよ」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 特別養護老人ホームみどりの風の補助金に対してただいま質問がございましたが、ご承知のとおり、ただいま被告ということで裁判中でございます。そのため、細かく話していかどうかということもございます。きょう何か答弁云々といいますが、決着すればかなりきれいな形でそれが出てくると、そんなふうに思いますが。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 町営住宅については、要は改修は難しいと、改修は難しいから貸さないというふうに認めたということでもいいのかどうか。要は、何のために町営住宅があるのか、また公営住宅法でいけば、ちゃんと住民にこれを改修をして、その分まで家賃取っているというふうになっているのです。そこを何で改修できない、改修が難しいから使わせない、こんなばかな話ないです。あべこべです、それはまさに。改修をして借りられるようにしていくというのが当然の立場ではないのですか。このところをなぜ改修が難しいというのか。老朽化して使えないという、使えるようにするのが当たり前ではないのですかというのです。

それからもう一つ、要は道路の予定地だから取り壊したと。ここは、では別に改修しなくても住めたのでしょうか。住んでいた人がいたのでしょうか、2戸も。それをなぜ取り壊さなければならないのか。道路の予定地に入っているというのです。まだ道路をつくっていないのです。その予定地になっているから壊したのだ、こんなばかな話ないのです。これも法律をどう解釈するかという点で、非常に解釈の仕方があべこべなのだというふうに私は思っているのですが、あえて課長が改修が難しいから入れないというのは言っていませんけれども、ほかへ入りたいのならば、長良団地ならばあれだけでも、あきがないと。では、駒形団地に入りたい、駒形団地でもいいですよという人に対してあいていないからと言っていないのかどうか、その点も含めてご答弁願います。

それから、みどりの風に対しまする補助金、これも、要は私が原告になって裁判になっているから答弁を差し控えるというのが、私は今裁判のことで質問しているのではないのです。決算で質問して

いるのです。決算のことで質問しているのですから、決算でどうしてこういう使い方ができたのだというのを聞いているので、それに対して裁判やっているから答弁控えますでは、これは余りにもひどいのではないですか。この辺はまた何とか弁護士さんのほうに話して、こういう態度ですよということで裁判所にも訴えたい、それから住民の皆さんにも訴えていくつもりですが、これは関係のないことですが、答弁拒否をするからなのです。

それで、町長は、これが終わった暁にはすっきりするでしょうと。どうやって終わるかどうかわからないでしょう。要は、答弁書はもう出しているでしょう。町長という立場で、襟川幸雄氏個人に対して3,500万円返還をするように判決を出してくれというのが今回の裁判の趣旨なのです。これは明らかに裁判の問題になっておりますが。福祉課長が言ったのは、裁判になっているから、この決算に対しては答弁は差し控える、町長のほうは、私の言っていることは間違いのないのだから、終わってみればわかるよということなのですけれども、そこまで言ったから、私のほうも、それでは言わせていただきますよということで質問しているのですから、またこれも答弁拒否してもいいのですけれども、要は、町長というのは千代田町の代表なのです。襟川幸雄さんというのは個人です。この人に対して、町に3,500万円返還しろと。今、年金の問題で、舛添厚生労働大臣がいわゆる返還するように求めて、自主返還をするという方向にはなっているわけですよ。問題は、ここのところが町長としての立場で要求をする側で今いるはずなのです。だから、返還を求めつつもりがあるのか、ないのかというぐらいは本当は言えるはずなのです、住民の代表として。そのところが今回の裁判の重要な争点なのです。住民が主権者なのか、町長が主権者なのか、その認識が、町長の場合には、自分たち、町当局が主権者であって、住民の意見などどうでもいいやというのが、私から見るとそういうふうにとれるわけですが、そういった意味で裁判が必要だったということなのです。だから、あえて言わせていただきますが、3,500万円が千代田町にとって損害になったのか、ならなかったのか、これは考え方はここで聞かせていただきたいと思います。

[「議長、動議」「動議賛成」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） では、細田議員の動議についてお伺いします。

○5番（細田芳雄君） 今質問していることに対しましては、裁判中だから答えられないということが答えとして出ているのに、さらにそこについて質問しているのは質問の間違いであると思いますが。

○議長（小沢惣一君） それを質問の間違いだからということではないですか。

○5番（細田芳雄君） やめるべきである。

[「賛成」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質問を続けられて、やめましたので、質問を続けていいですか。

では、答弁願います。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） なかさと公園の住宅団地の問題ですけれども、なかさと公園ですか、駒形ですか、が空き家があってどうのこうの、直せばいいということでございますけれども、ご承知のとおり、あそこは借地でもございますし、もう耐用年数が過ぎて、直して入れるような状況ではないのです。そういうところで、町の、私の考えとしては、逐次あいたところに、1人入っていて、ほかの2つがあいていて1人だけ入っている、では1カ所にまとめて、残ったところは壊していこうと、そういう考えなのです。それを直して入れたのでは、直すのが建てるよりかかるというのです、私が聞くと。そういう状況ではないと。アパートもいっぱいできているし、どうしてもそういう収入的に困っている人は、では瀬戸井の長良団地へ入ってもらうとか里東に入ってもらうとか、そういう苦労して調整をして、一日も早くあそこをきれいに返すと、区画整理にも絡んでおりますし、そういう考えで進めております。直せばと、今から直すという話ではない、新しく新築するという話で、どうしても必要なのであれば、町のほうの土地もありますし、財政がそういう方向で理解ができればそういう方向でつくっていったらいいのではないですか。

それと、さっきのみどりの風の関係ですけれども、勝手に思いつきで、あなたは自分でいいと思っているから裁判かけていると思いますけれども、私は町の町長として、皆さん方にご意見を伺って、そして採決して、いいよと、それではということを出しておいて、それが裁判で負けるようなことがあったのでは行政はやっていけないと。それをどういうふうにするかは、それはその都度その都度広報で知らせていきたいと私は思っておりますので、議会のご理解もいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 大体方向性が出てきましたけれども、なぜあけておくのかについて、いわゆる改修するのは容易でないと、耐用年数が過ぎているからあけておくと、改修しないのだということ、その判断は要はどこでやったのか。課長がやったのか、それではほかのところはすべて耐用年数が過ぎていないのかどうか、このところをひとつお願いしたいと思います。

それから、要綱制定で建設進めてしまってから補助金を回したということについても、まだどうしても答弁できないというようなことは、この辺も含めて、あとは大体予想はつきますから、討論に回させていただきます。

では、一応3問目でございますので、やめておいて、どういう答弁をなさるか聞きたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） そのとおりでございます、駒形団地は修理をして入るような状況ではございません。3世帯しか入れない、1人で2つ入れる、次を、その裏を見ると2人入って1つ、そういうものをとりあえず1カ所にまとめてもらって、それで順次、あいていると、あいているのにどうして入れないのだと、理由を言っても、その理由を聞き取っていただけないのです。壊さなければだめだよ、早くそういう方法をとってと言うけれども、なかなか動いてくれないのです。居心地がよほど

いいと思います、8,000円ですからいいと思うのですが、居心地がいいからそこではなくて、町の財産ですから、1カ所に入ってもらって、それであいたところを順次壊していくと。そして、ただで借りているのではないですから、家賃を払っているのですから、土地を返していこうと、そういう考えで進めております。

それと、建物ができないうちに決めるとかなんとかと、要望ですね。国でも何でも、計画に基づいて補助金を出しているのです、国も県も。当初も町もそうだったのです。ただ、2年契約ということで、建設中でもあるし、少しでも出した方が、千代田町にせっかくなつくってくれる人のためにも、そこへ入所する人のためにもいいと思って、再度、それが金額が妥当であったかわかりませんが、理解が得られる線まで落として、少しでも協力できればいいということをお願いして決定させていただいたということでございます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 認定第1号 平成18年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いいたします。

日本国憲法第30条で、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」ものであるとっております。また、税は経常経費の財源となるものであり、生産活動や所得を生む源である、財産や資本を食いつぶすようなものであってはならないと言われております。

そこで、町民税、これについてちょっと資料から抜粋してみました。個人町民税収入額、平成17年度3億6,810万円、納税義務者5,275人、納税者1人当たり6万9,800円、18年度、税収入額3億8,499万円、納税者5,494人、納税者1人当たり7万100円、そうしますと、税収が1,689万円、納税者が200人ほど増えております。こういうふうになっておるわけでございます。

そして、千代田町財政危機突破計画、数値目標、実施結果についてお尋ねいたします。町税等の滞納金の徴収強化、こういうのをうたっているわけですが、数値目標、効果額、単年度で400万、5年間で2,000万を目指していると、こういうふうにはやっているわけでございますが、17年度実績におきましてもすごい数字です。976万1,168円、収入未済額9,868万8,724円、18年度実績652万1,249円、それから未済額、これが1億192万8,643円、こう見まして、実績のほうで323万9,919円、17年度よりも減っているということでございます。職員の徴収に対する誠意や努力には心より敬意を申し上げるところでございます。町税の徴収等はいろいろ要件があると思っておりますけれども、財政危機突破計画そのものの内容ではいかがかなと、こういうふう思うわけでございます。この辺についてお答えをいただきたいと思っております。

続いて、決算資料11の歳出、その他の経費で補助費等について伺います。補助費、これは17年度なのですが、6億8,773万8,000円、補助金その他の額ということで1億9,747万1,000円、納税者1人当

たり約3万7,000円の負担相当になるわけでありまして。それから、18年度、補助費等の額なのですが、7億4,563万3,000円、補助費その他の額なのですが、2億6,371万円、納税者1人当たり約4万8,000円相当がこれは使われているわけがございます。そういうことを加味しまして、補助金、補助事業の見直しについて伺います。

数値目標では100万円、5年計画で500万の計画をしているわけがございます。17年度の実績なのですが、503万1,000円、もう既に17年度でこの計画は達成されていると。それから、18年度実績668万1,000円、こういう数字になっております。合計しますとすごい数字になります。671万2,000円も目標値より超していると、こういう結果でございます。それから、補助費なのですが、5,789万5,000円増えておりまして、補助金、補助事業の見直し、こういうことで、18年度668万1,000円の削減額、18年度はこういう実績ができるわけですが、財政危機突破計画との相関性が全然見当たらないと、こういうことでございまして、この辺についてお答えをいただきたいと思っております。

それから、納税者に4万8,000円相当の補助金ということで一般補助金が出ているわけですが、これは国県補助金等も使われると思っております。一般財源と、それから国、県の補助金の金額がわかれば教えていただきたいと、こういうふうに思っております。

それから、住民基本台帳ネットワーク、これについてちょっと伺います。住民基本台帳ネットワークシステム、各種行政の基礎である住民基本台帳に氏名、住所、性別、生年月日、こういうものをコード化してネットワーク化を図っていると、こういうふうに言われております。一般にいろんな手続だとか、業務上かなり効果は出てきております。しかし、前回も質問しました、群馬県でも3市5町1村が加盟していないと、こういうお話をしたわけですが、現状はどんなような状況になっているのか。

これは、主食、副食ではないのですが、これに伴いまして、もととなる住基カード、これが前は33枚、今年度7枚と、合計40枚ぐらいの発行ではないかと思っております。前回伺ったのですが、住基カード、これは千代田町で使えるのかどうか。私持っていないので、申しわけないのですが、その辺について伺いたいと思っております。この住基カードなのですが、普及率が過日の報道紙に載ってございました。全国平均で1.11%です。群馬県では全国40位、0.57%だそうです。こういうふうな状況を見た中で、町の対応等についてお答えをいただきたい、こういうふうに思っております。

それから、続いてバランスシートについて伺いたいと思っております。平成18年度と19年度、前年度と今年度、比較しますと正味財産が減っていると、こういう結果が出ているわけですが、一般の法人によりますと、資産というものは減らないような報告がなされているわけですが、どういうわけでこういうふうになっているのかご説明をいただきたいということで、以上をお答え願いたいと思っております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） ご質問があったわけですがけれども、ちょっとなかなか理解できなく

て申しわけございません。答弁がちぐはぐであれば、初めに謝っておきます。

税についてでございますが、税の重要性と社会を支える仕組みについては国民すべてが知っているわけでございます。また、議員が言われたように、憲法第30条、納税の義務、これも当然国民全員が知っておりますし、義務であるという認識であろうと思います。それと、補助金の話も出ましたけれども、補助金といいますのは、国や地方公共団体が直接的または間接的に公益上必要がある場合に交付する金銭的な給付であるというふうな考え方があります。

ご質問の財政危機突破計画の計画とその実績が大分かけ離れている部分があるというふうなことでございます。財政危機突破計画につきましては、平成17年2月につくったものでございます。そして、その数値目標につきましては、平成16年度と比較してどのくらい改善が図れるかという計画になっているわけでございます。よって、あくまで計画は計画でございます。実績がそういうふうに出てきたということでご理解いただきたいと思えます。

それと、バランスシートの関係でございますけれども、資産、財産といいましようか、減っているということでございますが、ほかに動きがない場合、当然建物等については減価償却がございますので、減るということは考えられますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 質問にお答えを申し上げます。

住民基本台帳ネットワークの関係でございますが、未加入は杉並区、国立市、福島県の矢祭町、それから横浜市につきましては、住民の選択で可能というふうなことでございまして、

住基カードのほうなのですが、19年3月末現在の交付枚数が35枚でございます。他の町村で交付を受けた方が千代田町に来て、そのカードで諸証明等をとれるかどうかということなのですが、本町の場合、自動交付機をまだ入れてございませんので、証明の交付等はできない状況になっております。本町の方が自動交付機のある他の市、町に行きまして利用は可能ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 先ほど課長からお答えいただいておりますから、減価償却しているから資産が減ったと、こういうお話をいただきました。減価償却しているから資産が減っているのだというふうなお話でありましたが、固定資産台帳とかそういう、それに附属する備品台帳、こういうものをつけているのかどうか伺います。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 当然、バランスシートをつくる上では、固定資産関係、財産関係の台帳はつけております。ただ、ここへ持ってくる数字につきましては、年に1回、6月から7月にかけて、俗に言う決算統計という国からの調査があるわけですが、その中で分析した数字を入れてつくっているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 余り明快なお答えいただけていないので、ちょっとあれなのですが、もう少し、数字的なものですから、資料があるように、資料を提出していただきたいと、こういうふうに思います。

それから、財政危機突破計画やっていて、結果でありますから、16年に対して、それはそれで結構だと思っておりますが、補助費等に関しましても、これはお金が増えていると、使われていると、こういうことなので、17年度に対していかがかというふうに言っているわけで、16年も基準にしているかと思えますけれども、そういうふうな計画に基づいてやっていて、補助金その他の額、これも6,600万増えていると。普通ならば、私たち能力ありませんから、この数字を見ますと、この数字が減っていないのではないかと、こういうふうに単純に考えるわけでございます。その辺をもう一回答弁していただきたいと思えます。

それから、実質公債費比率ということでこの間報道紙に載っていました。群馬県、それから千代田町、我々の千代田町は実質公債費比率10.7%という非常にいい内容ができています。しかし、全国的に見ますと非常に財政悪化の自治体があると、こういうふうに言われています。そんな中で、いろんな内容をあらかず、そういうものが総務省のほうでつくられ始めてきているわけでございます。そういうことで、ほかに記述、財政に関する、またはそれを目安にする何か基準を新たに設けていくかどうか伺います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 大変財政に関心があるようで、ありがとうございます。

最初のバランスシートの関係でございますけれども、先ほど申しましたように、財産等の台帳は所管課のほうでちゃんと整備しております。決算統計の、つまり平成18年度の決算をつくったものを細かく細かく分類して分析していくわけですが、それを国のほうへ年に1回報告するわけですが、その数字を使ってバランスシートをつくっておりますので、細かく示すといえますと、台帳を全部持ってこないのご理解いただけないというふうなことになるので、ちゃんと正確につくっていくということをご理解いただきたいと思います。

それと、財政危機突破計画の実績云々でございますが、計画というのはあくまで基準年というのが必要であります。基準年に対してどのくらい改善されるのかどうかということが一番重要なことでもあります。ですから、基準というのはあくまで平成16年度というのが基準になってきます。平成17年度、18年度、19年度と続いていくわけですが、あくまでそれは平成16年度がベースになりまして、その時点よりもどのくらい改善されたかということでございます。補助金関係につきましては、計画は計画でございますけれども、実績としまして、平成17年度で約500万、18年度で660万から補助金が削減されているということでございますので、何か少し勘違いされているのかなという気もいたします。

それと、実質公債費比率の関係でございますけれども、これはあくまで一般会計だけではなくて、特別会計、下水道、それから上水道、そういったところの借金、それから町の一般会計から下水道会計等への繰り出し分、そういったものも含めまして、それらをすべて含めて実質的な公債費であるよと、ですからその数値を出しなさいと国が定めているものでございます。これが25%以上だと、借金するのが難しいですよということでございます。千代田町につきましては10.7です。県下第7位です。問題はないと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 一般会計歳入歳出決算について、確認のため質問いたします。

最近、病院の妊婦受け入れで、それを拒否されて大変大きな社会問題になった問題があります。私は、もしあの妊婦が母子手帳を受けて妊婦健診を受けていたならば、ああいうたらい回しにされるような事態は起きなかったのではないかと思います。

そこでお聞きしますが、決算書の116ページによりますと、母子健康保健事業、妊婦委託健康診査事業におきまして118万円ほど支出されていますが、決算資料の、これは資料のほうで18年度に妊娠届を出された方が町で102人いるとありますが、そのうち何人の方がこの母子手帳を受けて健康診査を受けたのでしょうか、そのところをお聞かせいただけます。

それから、その健康診査について、委託先はどこでやっているのか。

受診料について、無料でやっているのか、一部受診者が負担しているのか。

また、町ではこういうことは聞いておりませんが、妊婦のたらい回しというようなことが過去にあったのかどうか。

あと、2点目といたしまして、これは決算書の108ページ、邑楽館林医療組合の負担金として3,000万円支出されていますが、さきの新聞報道によると、館林医療組合の管理者、館林市長が県に対して医師の派遣を強く要請したとありましたが、現在館林厚生病院は産婦人科の医師の確保が行われたかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） ご質問にお答えを申し上げます。

母子手帳の交付者が昨年度102人ございまして、2枚の受診券をお渡し申し上げております。それで、受診用の交付は201枚交付をいたしました。このうちの受診者につきましては、延べで174人でございます。前期、後期で受診券をお渡ししておりますので、その2回の健診につきましては本人負担なしということで受診が可能でございます。19年度につきましては、それを3枚に拡大をしたということでございます。

それから、管内1市5町の中では、現在お産ができる医療機関というのは2カ所になってしまいました。町内にも小西先生があったのですが、今はもう産科のほうはやってごさいませんので、2カ所でございます。幾日か前といたしますか、妊婦がたらい回しにされて死産をしたというのがございましたが、館林邑楽管内ではそういう事実はないと聞いております。

それから、厚生病院の関係でございますが、従来産婦人科がありましたが、医師の関係で、今常勤が1人、非常勤が1人で、産科はやらずに婦人科のみの健診を行っている。分娩につきましては、市内の開業医等を紹介して、そちらでお産のほうはしていただいているという状況であります。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） 一般会計歳入歳出決算について幾つかお伺いいたします。

まず1点目ですが、決算書の43、44ページ、3項の貸付金元利収入については収入未済額が約1,838万円ほどありますが、これは調定額3,354万円に対し、収入済額1,500万円よりも多い金額になるわけですが、その理由と収入未済額の内訳についてお尋ねいたします。

2点目でございます。157、158ページ、3目21節の奨学金貸付金として1,680万円が支出されておりますが、奨学金貸し付け者の数、継続、新規、それぞれ何名分になるのかお伺いいたします。

3点目でございます。さきに財政危機突破計画にのっとり、町有バスを売却したわけですが、この売却により、人件費、車検整備費、定期点検整備料、自動車保険料、自動車税、燃料代などが不要になった反面、一方ではバスの借上料等が増えたことと思います。差し引き、年間経費がどれくらい節減できたのでしょうか。概算で結構ですので、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わりにさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 歳入の貸付金元利収入で収入未済額が大変多いと、こういうご質問でございます。

この未済額のうち10万円につきましては、奨学金の貸付金の返還金でございます。残りにつきましては、住宅新築資金の元金あるいは利子、それから滞納繰り越し分の元金、利子、延滞金等でございます。ですから、1,828万9,610円というのが住宅新築資金に係るものでございまして、滞納繰り越し分につきましては、11件の方が滞納しておりますので、鋭意督促等によりまして催促をしていると、こういう状況でございます。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会関係ですが、奨学金貸付金返還金で、貸付金元利収入の調定額、収入済額、収入未済額のうち奨学金については、内数ですが、調定額が798万円、収入済額が788万円、収入未済額が10万円

で1件となっております。

それから、歳出のほうで、決算書の158ページですが、奨学金貸付金としまして、月額5万円の12カ月分60万円が1件分となりまして、18年度は新規が4件240万円、それから継続が24件1,440万円で、合計28件1,680万円となっております。よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 町有バスを廃止したことでどのくらいの経費節減になったかということであろうと思います。

町有バスの廃止につきましては、財政危機突破計画の中で計画に入っております。平成17年度につきましては、バスを売却いたしまして約320万円の売却益が出ております。また、18年度につきましては、議員の皆様へ配付いたしました財政危機突破計画の数値目標、実施結果に計上いたしましたとおりでございますけれども、ただ、この中には人件費が含まれてございません。人件費につきましては、正職員削減計画の中でトータルで見えておりますので、入ってございませぬが、その部分を加味して申し上げますと、もし現在でも町有バスを使用している場合の年間経費につきましては約1,000万円程度、平成18年度から町のバスを廃止しましたので、民間のバスを利用しております。各費目ごとにバス借上料が予算計上して執行されておりますが、それを足し上げてみますと約300万円になります。よって、差し引きしますと約700万円の効果、つまり経費の節約ができたというふうなことになるかと思っております。バスの廃止に当たりまして、多少のご不便はあろうかと思っておりますが、財政危機突破計画推進のためでもございまして、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） ありがとうございます。

ただいま、収入未済額1,838万9,610円のほとんどが住宅新築資金の貸付金償還金の滞納であることが明らかにされたわけですが、滞納者は先ほど11件と伺いましたから、いつごろから滞納しているのか、また回収の見込みはあるのかお伺いいたします。

次に、奨学金の返済について、未納があるとのことですが、これまでなかったと聞いておりますので、残念であります。

そこで、幾つかお伺いいたします。まず、今回の未納者はどんな立場の人、職業なのでしょうか。また、病気で滞ったとか、勤務先の会社が倒産したとか、何か特別な事情があったのかお尋ねしたいと思います。

次に、未納者本人及び保護者は、返済のおくれたことをどう思っているのでしょうか。

3点目として、未納金は19年度に繰り越しされたわけですが、現在も滞納になったままなのでしょうか、お尋ねいたします。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 住宅新築資金の関係でございますが、滞納者で一番古いのが52年に貸し付けをいたしました方で、57年の上期、9月と3月、2回に分けて納めていただいておりますので、57年の上期から滞納になっております。この方につきましては、平成4年の上期で返済予定でしたが、まだ完済されていないということでございます。新しいものにつきましては、平成5年に貸し付けをした方が平成9年の上期から入っていないという、17年の下期で終わる予定で貸し付けをしたのですが、完済していないというのが現状でございます。人によっては分割といいますか、内入れ等で入れてくれておる方がおるのですが、なかなか督促を出しても応じてくれないような方が何人かおりまして、また、これはいずれ不納欠損処理をしなければいけないのかなというのが1件ございまして、自己破産か何かして、今他人の方が住んでいるというのがありますので、今後それらに対応していきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） お答えいたします。

奨学金の滞納なのですが、まず1点目は、滞納者1名、先ほど申し上げたように、金額的には10万円の滞納繰り越しになっております。滞納されている方なのですが、職業は県職の公務員でございます。なお、先ほど、病気その他の特別な事情あるいは会社の倒産とか、事情がある方とされたのですが、公務員でしたら倒産もございませぬし、病気その他の事情についても報告も申請もされておりませぬから、多分ないのだと思っております。

それで、この奨学生のご本人が滞納されていることをどう思っているかというご質問ですが、この質問は、人の心の中まで確認することはちょっとはかりかねるものですから、お答えできませんけれども、ただ言えることは、以前からそういう傾向があって、納期を過ぎても入金をされないという状況にあったわけです。そういうときには職員が電話催促をしていたようでございまして、毎年決算ぎりぎりに入金をされていたという実情がまずあるわけです。今年もまた同じような状況であったわけですが、決算期をたまたま1日納期がずれた、従って、現在は入金をされていますけれども、1日おくれたことで入金があったものですから、収入未済額になって、決算上はそういう処理になっていると、そういう実情があります。ただ、そういうことを考えますと、今後そういう滞納者に一層のご理解をいただく努力をしたいと思っておりますけれども、最悪の場合には、保証人が2名ついておりますので、今後はそういう保証人のほうにお願いをすることも考えなければいけないかとは思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） ご答弁ありがとうございました。

再度確認させていただくわけなのですが、奨学金貸付事業は、進学意欲がありながらも、経済的

理由からか進学できない、そういった方に資金を貸し出して人材の育成を図る、そういった崇高な目的でございます。また、町独自の事業であり、施策の目玉の一つと認識しております。今後、高進学率と申しますか、あるいは経済的な状況が思わしくない、世の中の風潮でもございます。今後、貸付金を求める方の数が増える可能性も当然出てくると思われます。そういった場合、よもや、返済未納者が増えた場合、この制度そのものが存続に影響を及ぼすことが心配されるわけでございます。

そこで、再度教育長にお尋ねしたいわけですが、申請時に返済についてどのように説明しているのかお伺いしたいと思います。

また、この制度の趣旨を利用者によく理解してもらうことも一番大事なことと思っております。この点について、再度かと思いますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） お答えいたします。

奨学金貸付制度というのがありまして、高校を卒業する直前に本人がどうしても進学をしたいと、相当の理由があってももちろん進学をしたいわけですが、幾つか条件があって、成績が一定以上であるとか、あるいは大学に進学をするだけの経済的な余力に欠けているとか、そういう条件をまず聴取した上で申請を受け付けるわけですが、受け付ける段階で誓約書をもらうのですが、その誓約書には保証人を2名つけていただくこと、それから、もちろん保証人以前に、きちんと大学を卒業して経済的な力がつけば、就職をすれば当然返納してもらおうということが条件になっております。この返納の条件も、1カ月5万円の奨学金を出したのを2万5,000円ずつ、つまり倍の期間をかけて返済をするわけです。もちろん利子は無利子ですから、非常に有利な奨学金、しかも町単独でやっているわけですから、奨学生としては非常に助かっている人がたくさんいて、先ほど質問にもあったように、有為の人材を世にいっぱい送り出してきている実績もあるわけです。

そういう状況を考えて、この貸し付けの時点で、これまでもきちんとそういう制度の貸付制度もあられし、それから貸し付けられた金を目的以外に使わないことだとか、返済の、完済をするとか、いろんなものについてはきちんと説明をしておりますし、そこそこ理解をしているはずだと思っております。これ以上の制度の説明をする必要はないぐらいにきちんと説明をされておりますから、その点では全く問題はないと思っております。要は、貸付金を受けて社会に出て、その奨学金を受けた本人が職についたときに、今度は自分が返納した金で次の奨学生を生む財源になるということを認識していないのではないかと、そういうふうにも思っているのです、その辺については今後制度の中につけ加えて、貸し付けをするときに付け加えて説明をしていこうかなとは思っています。教育委員会の貸付制度の中身、それから貸し付けるときの説明の問題については全く問題はないと思っております。

終わります。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 一般会計について質問いたします。

まず1点目は、経済の問題でありますけれども、国の来年度予算では公共事業が3%削減が予想されており、地方により一層しわ寄せがあるものと思われま。公共事業に頼らない地方の活性化が求められており、また社会保障費の増加、硬直化、それと地方交付税の減少等により自主財源の拡充が求められております。こういった中で、近隣の市町を見ますと、明和、館林、太田、先日の新聞の記事で工場誘致をより一層図っていくというような話があります。千代田町も自主財源が8割あり、安心かと思いますが、今後の方向性についてお聞きしたいと思います。

それから、消防費の問題であります。18年度に赤岩1区の住宅密集地で火災があり、発見が早く、風がなかったことが幸いし、しかしながら、近所の家では非常に怖かったというようなお話がありました。防災機能の強化の面からも再度見直しと申しますが、県道沿いの、もしそういうことがあった場合の対応と申しますが、そういった防火水槽、消火栓等の配置あるいは数等、検討されているのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、公立学校の耐震化の推進策でございますが、平成20年から5年間で自治体に計画策定を要求されているものと思われま。幼稚園や体育館等と思われま。先日の柏崎の新潟の地震では、災害時の避難場所等に指定されておったわけでありま。避難所としての機能が十分になかなか発揮できなかったというようなお話でありま。そういった意味で、学校の避難所の運営のマニュアルを定めているのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、資産運用についての質問でありますけれども、今、館林邑楽の農業共済の監査委員を仰せつかってやっておるわけでありま。数十億円のお金が普通預金でゼロ金利ということで、そういったことで、今後、裁判事例で徳島の方で出ていたわけでありま。そういった改善しなくてはならないというような判例が出ました。そういった意味で、関係管理者のほうも報告されておりましたけれども、どのような方針と運用をするのかお聞きしたいと思います。

それから、18ページの町営住宅の住宅使用料の収入未済額が599万円ほどありますけれども、この額は何人分で、またその原因は何であるのかお聞きしたいと思います。

それから、61ページ、62ページですが、広域公共路線バス事業負担金として1,030万円ほどが支出されておりますけれども、決算資料によりま。各路線の利用者数の減少が気になります。特に千代田・邑楽・館林線では、平均乗車率が1便当たり3人で、既に県の補助金が打ち切られているようですが、このまま利用者数が減少していった場合に、他の路線についても県補助金が打ち切られるおそれはないのかお聞きします。また、乗車率アップに向けての対策は考えているのか、さらに打ち切られた県補助金はどれくらいだったのかお伺いします。

以前、課長と話したときに、邑楽、館林と相手があることだからというようなお話でしたけれども、その考えは確かに間違いではないと思いますが、どのようなお考えですか。

以上で終わります。

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時19分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

確かに、国においては非常に厳しい予算編成だと思います。そのあおりを受けて、地方も厳しいということでもあります。ただ、太田、特に明和においては税収が好調ということで、そういった心配は今のところはないのだと思いますが、長期的にはどうかなというところもあると思います。

ご質問の工業団地関係の問題ですけれども、企業誘致については、必要があればやはり考えなくてはいけないのかなという部分もあるかと思います。ただ、ご存じのように、現在の町の財政状況を見ますと、自主財源もかなり多いと、財政的に、財政力指数が1を超えるということになればかなり有利になるかと思えます。ただ、1に届かないとなれば、結局、税収が増えても交付税で減らされて相殺されますと、さほどの利益がないといえますか、うまみがないという部分もあるかと思えます。そういうことも含めまして、現在のところはそういった計画はないということで、将来的には必要が出てくれば、またそれは検討しなくてはいけないというふうなことでご理解いただければありがたいと思います。

それともう一点、広域公共バスの関係でございますけれども、館林方面が3路線、太田方面1路線、計4路線で広域公共路線バスを運行しておりますが、この4路線の年間の利用者につきまして、平成16年度が10万186人、平成17年度が9万7,623人、平成18年度が9万6,929人と年々減少傾向にあります。収支率につきましては、ご存じのように、館林・邑楽・千代田線で平成18年度は17.6ということで、2年間収支率20%を下回っております、18年度は補助金がカットされております。この県からの補助金の額につきましては、もしいただいておりますとすれば約100万円程度かなというふうに思います。

その他の路線の収支率についてもどうかということでございますけれども、明和線と太田線につきましては高い収支率になっておりますので、当面心配はないと思います。館林・千代田線につきましては22.8ということでございます。平成17年度が21.6でございました。ちょっと危ないかなという感じがしたのですが、18年度になりまして1.2%増えております。特に収支率を上げる一番手っとり早

い方法が、学生の利用者が増えていただくというのが、これが一番早いわけでございます。逆を言えば、学生が利用するかしないかによって減るということも十分考えられるわけです。そこら辺も注意しながら、今後利用推進のための啓発運動は行っていきたいと思っております。

また、路線バスの改善対策の関係なのですけれども、館林方面の路線バスにつきましては、館林及び大泉町を除く郡内の4町で定期的に会議を開いているわけですが、今回、担当者レベルで利用者増に向けた対策会議を現在進行中であります。今後、アンケート調査を行ったり、群馬県の補助事業でフォローアップ事業というのがあるのですが、路線バス活性化のための検討協議、そういったものを取り入れて実施していく考えもございまして、十分今後検討していきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 質問にお答えいたします。

防火水槽等の関係でございますが、柿沼議員おっしゃられましたとおり、過日の火災におきましては、正月早々ということでございましたけれども、負傷者を出すというような痛ましい火災があったわけでございます。

そこで、防火水槽と消火栓の関係でございますけれども、防火水槽につきましては、町内に117カ所、一応設置してございます。消火栓につきましては202基、これにつきましては、町の建設水道課のほうで年間一応管理をしていただいて、消防組合の施設関係の負担金で一応賄っているところでございます。それで、近辺が、増田ガソリン屋さんの十字路から東、旧えびすやさんですか、そこまでが水道管の布設がされてございません。消火栓ですと、最低75ミリ以上の管が布設されていないと非常に無理だというようなことでございます。ですから、一番いいのは、沿線に空き地でもあれば防火水槽を設置することが一番よろしいかとは思っておりますが、過日も1区の区長さんがその点をやはり心配をさせていただきまして、私どものところへ来ていただいたところでございます。何力所か当たったようでございますけれども、なかなか個人の所有地ということで、いい返事がいただけなかったというようなことでございますが、今後また、場所的な問題もございまして、そのような形の中で、また平成19年度において防火水槽を1基、一応設置する予定となっております。実際工事を発注いたしますのは館林地区消防組合ですけれども、町の総合計画にも一応毎年1基ずつ、防火水槽については設置するような計画になっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

それと、耐震関係につきましては、この間の新潟県の中越沖地震におきましては非常な被害があったわけでございます。千代田町におきましても、震度4というようなことで震度が掲示されたわけでございます。そのときに、防災マニュアルにおきまして、震度4になれば一応初期動員をかけるというようなことで、早速当日は初期動員をして、町内の被害状況等、一応一通り見て回ったと。幸い、本町におきましては、町への被害の状況あるいは大泉警察署、そして消防組合のほうへ被害の届け出がなかったというようなことで一安心したところでございます。

それで、これが、平成7年か8年かですけれども、「もしものときの避難場所」というようなことで、公共施設が40カ所、避難場所に一応指定をしております。このようなことで、各出先の窓口にもこの「もしものときの避難場所」というようなことで、これと同じものが窓口を用意されておりますので、住民等の要望等があればまた改めてお知らせしたいと、そんなふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） ご質問にお答えいたします。

町営住宅の家賃の滞納状況でございますが、議員がおっしゃるように595万1,580円という状況でございます。滞納者の件数でございますけれども、現在入居している方が20名、現在は入居していない方につきましても3件ほどの滞納となっております。この滞納につきましては、現在も週1回程度の訪問を行いまして、家賃の滞納につきまして回収のほうを行っている状況でございます。今年に入りましてからも、通知につきまして若干強目の通知を発送いたしております。保証人の方ももちろんございますので、そちらに連絡をするというようなことも通知に入れまして、現在滞納整理のほうを進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 会計管理者、塩田稔君。

○会計管理者兼会計課長（塩田 稔君） それでは、公金の管理についてというご質問ですが、決算説明のときにもお話ししたのですが、公金の効率性という観点から、平成17年の4月からペイオフが解禁になって、利子のつかない預金につきましては全額保護されるということで、それを定期等に変えた場合には1,000万と利子だけということになっております。

なお、町の現在の運用状況なのですけれども、18年の3月31日現在で説明させていただきますが、財政調整基金ほか各種の基金なのですけれども、総額で26億6,100万ほどございます。このうち、現在26億3,400万、約99.6%に当たるのですが、定期預金として積んでおります。

なお、ふだん公金を出し入れしている預金なのですけれども、それについては決済用預金として利子につかないのですが、それについても日ごろ、月々の支払いを想定して3カ月定期ですとか短期で運用しております。そのような状況なのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） それでは、耐震関係についてお答えいたします。

昭和56年以前の建物について、新耐震基準の適用ということで全国で進められているところでございますが、ご存じのように、中学校につきましては平成16年度耐震工事を済ませており、東西小学校につきましては18年度に耐震診断を行いまして、西小が補強が必要ということで、現在19年度で実施設計を進めているところです。また、これらの小中学校の校舎については耐震診断、補強工事が終了するわけですが、体育館につきましては耐震診断は済ませてありまして、今後工事を検討していくこ

とになると思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、野村耕一郎君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） それでは、館林邑楽農業共済組合関係の共済掛金関係につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

詳細につきまして、私どものほうでまだ把握しておりませんので、後日組合のほうとよく確認をさせていただきたいと、このように思うわけでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 町営住宅のことですけれども、保証人がいるわけですので、今後お話をさせていただければと思います。

防火水槽が計画に入ったということで、大変よかったなと思います。

それから、耐震化も体育館も視野に入ったということで、これも推進がなっているのかなと思います。

それから、避難所の運営マニュアルですけれども、物資の受け入れ、名簿の作成、そういったところもやっていただければなと思います。

資産運用についてですけれども、農業共済のほうではまだ会議を開いていないのですけれども、3カ月国債というようなことが検討されているわけですけれども、安全を両立する形でぜひともやっていただきたいなと思います。

最後になりますけれども、千代田・邑楽・館林線において打ち切られた県補助金が100万円ほどということですが、再交付するためにはどういった条件、また案があるのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） 町営住宅の家賃につきまして、先ほど保証人のほうにも連絡をというふうなお言葉をいただきました。通知のほうに、実は今年度既にそういったことも入れております。それから、最終的には3段階ぐらいの通知を考えておまして、最終的には退去勧告に近いような形のことまで文書として発送しようということで現在検討をさせていただいております。保証人につきましても、本来でしたらなるべく通知は出したくないわけですが、何回か行かまして、どうしても場合には出させていただく方向で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

公共路線バスの収支率につきましては、支出の中に占める収入の割合でございます。これが20%を

切って、2年続けますと県の補助金がカットになるということであります。収支率が低いということは、つまり利用度が少ない、公共性が低いというふうなことで県が補助金をカットしているのだと思います。

再交付ということですが、利用者が増える、あるいは館林関係の3路線につきましては、70歳以上の方については無料となっております。そこら辺のところの関係市町の中で議論に上っているところでもあるのですが、もし将来、たった100円でも有料化になっていけば収支率も上がってくるという部分もありますが、とりあえず収支率20%を超えてくればまた県の補助金がいただけるということでございますので、ぜひ利用者増に向けて努力していきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度一般会計決算の認定につきまして、原案のとおり認定することには賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

その第1は、何といたっても財政運営であります。この間、町長のほうは合併をしなければ交付税が減ってしまうと、こういうふうな形で、いろいろな住民を惑わすような、そういうことが言われております。そして、財政課長も、今千代田町の財政危機はまだなっていないのだと、ではなぜ財政危機突破計画をやるか、国が交付税を減らすと、こういうことで大変な事態が予想されるから、そのときのためにとっておくと、こういうことなのですね。

皆さん、この平成18年度の決算資料、平成14年度は0.689の財政力指数だったのです。それで、今これが、18年度は0.802ということで大変上がっている、1に近いところに来ているのです。ここが惑わす大もとなのです。要は、交付税が減る要因というのはどういうことがあるか。確かに国が交付税を減らしたいということで減ってくる、こういう要因があるわけですが、それからもう一つ要因は、住民の皆さんから税金を多く取る、いわゆる基準財政収入額が大きくなって、需要額より増えれば交付税はなくなって不交付団体となる、ここのところが皆さん、当局はわかっている惑わすようなことを今この間ずっとやってきたのです。これがこの決算で明らかなのです、18年度の決算で。要は、今の議論の中でも、0.802ですか、ということで、県の中で8番目ですか、7番目ですかというようなことを言っているのです。太田、明和が不交付団体になりました。それを目指してとは言いませんけれども、要は交付税が減るといふことの認識がどういうことになるかというのがちょっと私としては承服できないということなのです。

ということは、先ほども言いましたけれども、基準財政需要額というものが減って基準財政収入額が増えれば不交付団体になるし、また財政力指数が上がっていくのです。ここのところが、平成14年度から見ても、財政危機の突破の理由がこれを見ただけで崩れるのです。ここのところがわかっているやっています。それで、要は、議員の皆さんがそれで当然だということですから認めてきてしまったのです。ここに問題があるということをお願いしたい。

それから、都市計画税、新たにこれを18年度取りましたね。そして、その導入のとき、財政課長は何と言ったか。館林と同じように、目的税でありますから、目的を明らかにしていく方向でやっていきたい、そういうふうに言ったですよ、皆さんご記憶のことだと思います。それが早く、平成18年度当初から、この決算からあいまいになり始めているのです。平成19年の予算、まだ決算していませんからわかりませんが、どんどんあいまいになる可能性がある。この間、補正のときにも申し上げました。そうしたら、財政課長は何と言ったか。下水道に使っていると言うのです。だけれども、7,000万そっくり区画整理に使ってしまったのではないですか。これでそっくり使ってしまったから、明確にしているといえば明確にしているかもしれませんが、しかし、皆さん、目的税というのは区画整理だけではないでしょう。下水道もあるのです。そういうところに使うようにするというのでやってきたわけです。その財政運営が、この中でいわゆる使えなかった金、1億8,588万2,000円繰り越したわけです。そうすると、これを後年度に繰り越して一般財源化してしまうのですよね。そうすると余計あいまいになってしまうということをお願いしておきます。

それから、町営住宅の利用問題、先ほどで町長は、これ以上改修しても金がかかってしょうがないのだと、だから使わないのだと。だけれども、私が質問したのは、だれが、それでは、これ以上使ったら、金かけたら損するのか、その判断をだれがしたのかということを知っているの。それをとぼけて、それで判断したのだから、だから、私が判断したとか間違いはないと言わなければ、そうは言っていないが。要は、改修をして住民の皆さんに十分使ってもらおうようにするというのが地方公共団体町長の責任なのです。その責任を放棄して、私が使わないというふうに判断したのだから、それがどこが悪いのだみたいな、そういう開き直りをやるところに問題があるのだということをお願いしておきます。

それから、3つ目と申しますか、4つ目と申しますか、現職の議員のいわゆる親族の会社に2回もまた契約をしたと、2回契約した。これは、92条の2というのは、議員の側のいわゆる責任というか、義務と申しますか、義務と言うとちょっとおかしいのですか、そういうことで倫理観というものがちょっと私はおかしいと思う。何でもかといいますが、92条の2というのは、契約をしてはならないというものの中に、事実上の権力、実力者、その人と契約をしてはならない。緑地建設は現職の議員の会社でしょう。奥さんの会社は野村造園土木です。堂々と2つ並べているのです。それをわかっているやっています。これは確かに議員の側の、現在の教育長が総務課長のときでしたか、何かそれは議会の議員の問題だというふうなことを言っていたわけです。確かにそういうことなのですが、私が今

言いたいのは、そういう状況がわかっていて、わざわざ18年度、17年度はたしか1回だったですか、それを2回も今度はとっている、だんだん、だんだん増えていってしまう可能性もある。減る可能性もあるけれども、それは町長の判断によるかなというふうに思うわけですがけれども、要は当局として倫理観、これもないというふうに言わざるを得ないわけでありませぬ。

それから4点目は、みどりの風に対しまする補助金、これも今係争中だから答弁しないと、それでいて、一方であんなのに負ければ行政やっつけられないのだというような、こういうことを言っているわけですが、私はこのところに問題があるというふうに思うわけでありませぬ。要は、その補助金を受ける団体あるいは個人が建設計画を出して、そしてその何%を補助するということを明確にして、そして議決をすると、それから建設に入るとするのが通常の考え方なわけだ。なぜこの問題が明らかになったかといいますと、平成17年の7月1日に町長が、これで千代田町に特養ができるというふうに言ったわけだよね。その大もとは何かというと、平成17年の6月26日ですか、そのころに、ある国会議員の方かどうかわかりませぬ、秘書かどうかわかりませぬが、国の補助金の内示があったという。それまでは、町長でさえ、これでできると言えなかつた。内示があったから、できるというふうに言い切れたわけだ。国も県も、これは少なくとも、そういう建設計画が明確に出していない限り、こんな1億8,000万であっても幾らであっても内示しようがないわけだ。ということは、計画ができていたということだよね。

しかも、襟川町長が、この邑楽郡で1つつくる、その選定委員になったのが8月26日だそうですね、平成16年ですか。そして、8月30日に、現在のみどりの風の理事長であります飯塚生氏が1週間の間にこの建設計画の概要書を出したわけだ。それまでは千代田町には特養の計画がないということをお私たちは証言を得ている。ということは、その後、千代田町にたまたま、今現在は副町長であります、助役が、たまたま千代田町に申請があったから、これを応援するというふうには言っていたかどうかわかりませぬけれども、そういう形であったということで、進める方向でやっているということをお言っていたわけだ。ここまでは私もちょっとまゆつばものかなというふうに思っていたわけだ。平成17年の7月1日に、先ほど言った、町長のところへ行って聞いたところ、その内示があったから、これで千代田町にもできるというふうな町長の弁があったわけだ。その間は、町長は、あれは民間がやるのだ、県がやるのだ、おれは知らないよと、こういうようなことを言っていたわけだ。だけれども、裏ではそういうことが出ていた、国の方へも。そういうことで、この3,500万円の補助金は不当であるということをお申し上げるものであります。

評価する点を1点入れておきますが、小学校卒業までの医療費の無料化、これについては評価をしたいと思ひます。

最終的に、財政再建は何のためにやるか。住民の皆さんにある金をすべて還元をするということが大もとなわけだ。ただ、要は、財政危機突破をして、節約をしてできた金を住民の皆さんに還元するのだというのが千代田町という地方公共団体のやる仕事なわけだ。ところが、千代田町は、いいです

か、平成18年度、これは後でも言いますけれども、国保値上げ、水道値上げ、都市計画税を取る、それから各種補助金をいろんな点で名目をつけて減らしてきたということですから、要は本来の何のために財政再建をやるか、住民の皆さんのために効率よく財政を運営して、節約をして還元をしていく。ところが、還元どころか、逆に、先ほど黒澤さんが言いましたように、どんどん住民負担は増えているのです。増税あるいはそういった、判断の、見解の相違だと言う人もいますけれども、要は、本来還元すべきものを、補助金を減らしたというのを、私はこれは住民負担を増やしたというふうに認定をしなければならないということなのです。

そこが見解の相違だということで、この間町長も言ってきたわけでありましてけれども、以上、要は地方自治というのは何かというと、住民の皆さんと一緒に協力をして、そして納税の義務でお金を出すということです。その金を効率よく使ってくださいよということで町にお願いをしているのです。そうではないのですか。その運営をする方法が、先ほど言ったように、財政課長が、別に交付税が増えることがいいことだとか悪いことだとか、その辺わからないように言っていて、それでいて、財政危機突破は国のそういう交付税を減らすということが今の原因でやっているのだというふうに強弁をしているのです。わかっていてやっているということを申し上げなければならない。

なぜそういうことになるかということ、この決算を、こういう決算をわかっているのに、住民の皆さんの代表である議会が賛成多数で決めてしまうということに、認定してしまうということになれば、これは今もこの討論を聞いた議員の皆さんがこれで賛成して認定してしまえば、これはわかっていて住民の皆さんに負担をかけたというふうに私は全住民に訴えるものであります。

以上申し上げて、反対討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 認定第1号 平成18年度千代田町一般会計歳入歳出決算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

決算内容につきましては、決算審査の意見の中で松澤監査委員から報告のあったとおり、審査に付された決算関係書類はどれも正確であり、適切な予算執行が行われたということで、私もそう思います。本会議での説明や常任委員会での審議を通して、平成18年度の計画された事務事業については、その目的が十分達成されたものと判断しております。

平成18年度は、千代田町財政危機突破計画がスタートしてから2年になります。町当局は、公共事業から人件費、補助金に至るまで根本的な見直しを行い、経費の削減に努めたと思います。そして、そこから生じた新たな財源については、住民福祉の向上を図るための少子化対策として、小学校卒業までの医療費の無料化、これは大きな成果を上げていると思います。また、安全安心対策として、小学校、中学校、公共施設へのAED、除細動器というのですか、私たちも講習会でやりましたけれど

も、それを設置したわけです。それから、小学校、中学校の耐震診断実施、こういうことにつきまして積極的に町独自の事業をやっていくということを高く評価いたしております。

ここ数年、日本経済は好調であると言われておりますけれども、反面、国、地方を取り巻く財政状況は依然として厳しい、これは説明の中で財政課長ですか、言っておりましたけれども、私もそのとおりだと思います。交付税なんかは現にどんどん減ってきているわけですから、そういう厳しい面があるということを見て、今後とも財政危機突破計画を根幹に据えて健全財政を強く推進されることを要望しまして、決算に対する賛成討論といたします。

また、前者が述べておりました、今回の認定を賛成多数で認定してしまえば、これは町民に対する不当のような反対討論がありましたけれども、断じてそんなことはありません。都市計画税についても、目的税ですから、そのとおり全部目的税に使っております。そういうことを、都市計画税は取った、ほかのものは水道は上がったの、何でも上がったと言っておりますけれども、その分サービスは増やしております。住みよい生活をするためにはサービスを向上しなくてはならないということは、反対した方も常に述べているところで、サービスを向上するということはお金がかかります。今年度の決算書につきましては、議員皆様に全員で賛成いただくよう討論申し上げまして、終わりとします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成18年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定することに決定しました。

○認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、認定第2号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして質問を行いたいと思います。

これは、平成18年度では国保税を値上げしたわけでありましたが、この決算で見ますと、247ページ

から248ページあたりに明らかになっておりますが、退職者療養費、高額療養費、療養給付費、これにつきまして、まず退職者療養費については72万7,000円減額補正をしているわけです。それで、さらに33万4,736円不用額となっております。ですから、要は、当初予算に対しまして100万、110万近く、いわゆる不要であったというふうに見ても私は過言ではないというふうに思うのです。ということは、当初予算に72万7,000円足して、そしてそのうちの33万4,736円は使わなかった、事実上半分ですね。補正しなくてもいい金だったのではないかと、35万近く。

それから、高額療養費も同じ理由であります。780万円減額補正して、さらに不用額42万3,393円、こういうことで事実上減額と不用額という形になっていく。

療養給付費についても、この例に挙げているのは、これはすべて退職者ですね。4,665万2,000円を減額補正をして、さらに791万1,958円不用額としている。要は、値上げをする理由には、どうしても医療費がうんとかかるのですよというのを見せなければならないのです。そうでしょう。それで、減額補正と不用額と、そのうんとかかるかもしれないという想定、ここが前々から言っていますけれども、国保なんかの場合には、歳出がどのくらい必要であるかというのを先に見て、その分をどこで歳入で見ると、こういう状況ですね。ですから、最初にこれを値上げをする前はうんと見ておくのです。それで、これだけ足りなくなりそうだから、だから値上げしなければならない、こういう論法になっていると思うのです。その辺が違うのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

また、真の医療費抑制策というのについては、要は住民の皆さんの健康を守るという国民健康保険法の目的、これを達成するための社会保障であるわけでありまして。ですから、その社会保障を十分やっていくためには医療費の抑制という、本当の意味での医療費の抑制は、住民の皆さんが健康で暮らせるというための医療費抑制です。ところが、今の、はっきりは言っていないのですけれども、医療費抑制のために今後期高齢者医療制度なんというものをつくって、差別的なものをつくろうとしているわけです。この決算の中でも繰越明許で出ておりますから、この辺は明らかですが、要はそれを行うことによって健康を害す人も出てくるというふうに私は思うわけです。そういう運営がされているこの後期高齢者医療制度、これは真の医療費抑制策ではないというふうに私は判断しますか、町当局はどのように考えるかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 川島議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

国保税を値上げしておいて、不用額と補正で減額をしていると。療養給付費につきましては、毎年毎年伸びております。今後の予測として足らなくなるだろうということで値上げをさせていただいたわけですが、退職者につきましても1,000万円近く毎年伸びております。それらを見越して予算組みをしましたが、予想を下回ったということで不用額なり補正減をしたわけですので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、後期高齢者医療の関係が出てございましたが、こちらにつきましては、現在広域連合の

ほうで検討しておりますが、まだ保険料等も定まってはございませんが、今の老人医療、こちらとさほど変わらないような状況になるのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 当初予算で、簡単に言いますと5,200万円、先ほど言っただけで5,200万円大きく見ていて、その分減額し、不用額というふうになったと。今の答弁でいきますと、それを認めたというふうに、退職者問題についてはもう既に認めているということで、質問はしませんが、討論のほうに回します。

質問は、後期高齢者医療制度、これから広域でやるから、保険料も決まらないで、老人医療費と大して変わらないのではないかと言うけれども、大変な変わりが出てくるのです。その辺が課長はわかっていると思うのですけれども、要は75歳以上の人を隔離してしまう、別にしてしまうのです。今まで扶養されていた人も、今度は単独の被保険者になるのです。保険料は決まっていなからというように話ですけれども、その保険料の標準といたしますか、その辺が検討されているところで、東京都あたりですか、これでいきますと最低で1人当たり月3,100円、最大で6,200円と、こういうような試算も出されている。これが確実にそうなるというふうには私も言えないわけですが、その辺は課長も同じだと思うのですけれども。

多分、問題は、では今度は75歳以上の方が、単独でひとり暮らしの人が、6,000円として7万2,000円、年金から取られて、それで病気になったときに、それが滞納があったら資格証明書を発行されるというのです。そうすると、病気になったって医者に診てもらえないというのが現実ではないですか。しかも、問題は、働いている人ならば何とかそれはその分の金を出せるわけです。今までだったら、同一世帯でせがれなりなんなりという形で、せがれの金で払っていれば何とかなつたのです。今度は、これが極端なことを言いますと単独になってしまうのだから、この辺はだれがあれしたって、住民の皆さんの中で、親が大変な状態のときにせがれが知らぬよとは言わないと思います。でも、最悪の場合はそういう状況が起こってきてしまう可能性があるのです。家族が遠くに暮らしている人とか、そういうものがわかっていて、この後期高齢者医療制度というものを導入している。

しかも、これまでは少なくとも私たち議員がこういった問題について議論できたのです。ところが、この後期高齢者医療制度を創設することによって、群馬県で議員が20人ですか、30人ですか、このくらいしかいなくなってしまうのです。群馬県全体です。それは、私が後期高齢者医療制度の問題のときに明らかに言ったでしょう。確実に住民の監視が力が少なくなる、これを言ったわけですよ。そんなことはないと言わなかったですか。その辺のところをもう一度ご答弁願いますが、社会保障がいつの間にか住民を陥れる、そういう凶器に変わり得る状態だということなのですが、課長はその辺わかっていてやっているのか、わからないでやっているのかお聞かせ願います。当局はです、課長と言うと申しわけないので、町長ということをお願いしたい。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 後期高齢者医療につきましては、医療費が年々伸びているということで、小さい組織よりは大きい組織にしたのが効率的といたしますか、だろうということで、国の施策として法が制定されましてやっておるわけございまして、千代田町はそこから抜けますよというふうな、こんなわけにもいかないのはご承知かと存じます。

今言われましたように、高齢者のひとり暮らしで年金等収入が少ない方、こちらの方は最悪の場合は医療扶助といたしますか、そういうのもございまして。実際、現在でも1名、ある程度年金をいただいておりますが、その年金だけでは足りないということで、医療費の扶助だけを受けている方もございまして、必ずしも医者にかかれぬという状態は起きないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ただいまの説明でいきますと、結局、効率的だということなのだね。効率的というのが、単独でやっているよりも全体、群馬県という大きな形にすれば効率的になると。効率よくして、その効率がよくなった分が本来住民に還元されるなら、被保険者に還元されるならまだメリットとして考えられるわけです。このところが、効率的になって、さらに先ほど言ったような最悪の場合が想定をされる、そして、今課長は医療扶助と言ったのですか、医療扶助を受けられる人はなかなかいないのです。なぜかというと、医療扶助というのは生活保護の感覚なのです。だから、生活保護を受けなければ医療扶助を受けられないというものでないのですけれども、要は生活保護に準じた収入というふうになってしまうわけです。

例えば生活保護の基準の125%なり130%のところの人に医療扶助だけでもできるというふうになっているのではないですかというふうに私は聞きたいわけですが、そうやってきますと、完全なひとり暮らしだったらそれで可能性はありますけれども、要はひとり暮らしでも食わなければならないわけです。それで、今度は扶養されている人は単独で保険料を払って、それでこの医療扶助というのは、同居しているせがれあるいは近所のせがれが面倒見れますよということになれば医療扶助を受けられなくなるのではないですか。そういうことがわかっていてやっているとしたら私は思えないのですが、いかがなものでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） わかっていてとか、そういう問題ではなくて、これはもう国のほうの施策として打ち出されたものですから、千代田町はそれに参加をしないと、こんなようなわけにはいかないのはご承知かと存じます。

世帯で1人ではなくて、生活をしている方が何人かおられますと、なかなか医療扶助というのは支給されません。ただ、単身で年金だけでは賄い切れないというのが判明すれば、先ほど申し上げましたような医療扶助の相談にも私どもで乗っておりますので、議員さんのところへそのような相談がござ

いましたら、ぜひ住民福祉課のほうへ相談に来るようにお話をいただくようお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度国民健康保険決算につきまして、原案のとおり決することには賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

まず最初は、何といたってもこの値上げが妥当であったかどうかという問題であります。これに対しまして、当局も、要は最初の見積もりが大きかったということは、幾ら大きかったかというのは議論のあるところではありますが、簡単に言うと、当初予算で多く見て、それで今度は値上げをしたから必要なくなったという部分もあって減額をする、不用額にする、まさに水増し予算であったことをこの決算は明らかにしているというふうに私は判断をいたしました。従いまして、この決算の認定には賛成できない、このように申し上げるものであります。

さらに、後期高齢者医療制度につきましては、真の医療費抑制策とは考えられない、まさに医療費を、本来医療を受けなければならない人が受けられなくなる心配があるこの制度である。町当局は、国がやることだから、これに逆らうわけにはいかない、抜けるわけにはいかないと、こういうふうに関き直ってしまうわけです。ここのところがやはり問題なのだということを申し上げたい。そのところを、やはりそういう問題点をカバーしていくのが地方自治体の仕事なのです。そういうふうには私は思う、カバーをしていくというのが。では、抜けられないのであったら改善をしていく、そういう問題点を改善をしていく立場でやってもらわなければならないというふうに私は思っているのです。その姿勢がないということをお願い、反対討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 平成18年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論をいたします。

本町の人口も、高齢化は避けられず進んでおります。また、中長期的には国保の医療費増大が見込まれ、後期高齢者においては所得に応じた自己負担をしていただくということで、財政規律を保っていくのも大事だと思います。今後、町の健康づくり支援事業の拡充をご期待申し上げ、医療費の低減に努力していただきたいと思います。それによって国保の値上げの先延ばしができると思います。今

年度3,000万の黒字になりましたが、今後も財政規律に目配りした形の国保財政をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定することに決定しました。

○認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、認定第3号 平成18年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

13番、野中角次君。

[13番（野中角次君）登壇]

○13番（野中角次君） 18年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

というのは、今、私の家内が埼玉の循環器・呼吸器センターという病院に入院しております。7月9日に手術をしまして、そして2週間ばかり麻酔で寝ておまして、起こされたときには脳梗塞を起こしてしまいました。従って、今も余り体も動かない、言葉も出ないという立場で病院に、ICのほうへ7月からずっと入っております。

それで、7月4日に入院し、7月31日までの医療費が、これは町へ来るほうの金です、保険のほうから出る金、これが922万3,300円、個人の支払いは4万4,900円、それで8月1カ月の医療費がずっと下がりがして、153万という莫大な金額が保険のほうから出るわけです。非常に保険はありがたいなと、保険がなかったらとても医者へかけることはできないだろう。二月でもう1,000万の上を超えてしまっておるわけですから、普通にしていたのではとても、議員の報酬ぐらいではとてもやっていけない。従って、私は、保険というものは本当にありがたいな、町もうまくやってくれているな。ま

して、我々議員は住民の代表であり、立派にその代表の資格を全うしていかななくてはならない。税金にしる、保険にしる、滞納なく、住民の見本となるべき人間として議員はやっていかななくてはならないのではないかと、そういうふうに思います。

私もこんなにかかるとは思わなかったです。実際、朝の9時に入って、次の日の夜中1時過ぎても何の話もない。心配して看護師に聞いたらば、手術室まで来てくれということで、手術をやっている部屋の前まで、せがれ2人と、嫁が2人はその日は泊まるわけになっていましたので、5人して4階で待っていたのですけれども、2階が手術室で、2階におりていったら、出血が激しいので、いまだ終えませんというだけで医者は引っ込んでしまったのです。

それで、後でいろいろ聞いた話なのですけれども、頭のほうへいつている動脈と肺動脈というのが、見本で見ると交差しております。その肺動脈のほうへ動脈瘤が付着して、心臓のすぐ上ですので、悪いところを切っても、バイパスをつけるのに針の通る間がないということで、どうしてもはがさなくてはならないということで、はがしたところが、やはり高血圧で何十年となくいた人ですから、血管がもろくなって破けてしまった。それを縫ってしても、縫い目の針目からまた出血をするというような状態で、抗血剤を使い、そして布でまいて血をとめたという状態です。ですから、その間に抗血剤を使って、血を固める薬ですから、脳梗塞が起きてしまっているということはもちろんあり得るのですけれども、そういうはがすときに切れるという説明は私は受けていなかったのです。ただ脳梗塞だとか心筋梗塞だとか不整脈だとか、そういうことは出るということには同意して同意書に署名はした。

それは個人的な余計な話ですけれども、いずれにしても、保険がなかったらとてもではないけれども病院には連れていけなかったな、改めて保険のありがたみがわかりまして、いろいろ話も出ていますけれども、保険というものは、多少高くてもきちんと納めるものは納めて、かかったものは出してもらおうというような方法をとっていかなくてはならない。保険があるから、人間、年をとっても維持していけるのだと思います。ということで、この3号の千代田町老人保健特別会計歳入歳出に対しては賛成の立場として意見を述べましたので、皆さんよろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成18年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定することに決定しました。

○認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、認定第4号 平成18年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして質問を行いたいと思います。

介護保険法の成立によって、今野中さんがいろいろ、保険があったのでよかったという、その論がありました。もちろん保険がなければできない部分、しかし、その保険が、先ほど言いましたように凶器となる場合もあると、運用方法では凶器となる場合もあるということを経験しなければならぬわけでありませぬ。

平成18年度介護保険会計、これは18年度に介護保険料の値上げはしておりませぬ。しかし、19年4月から値上げをしたわけでありませぬ。その根拠は、やはり介護保険にいっぱい金がかかるから、こういうことでありませぬ。しかし、実際には、保険給付費、地域密着型介護サービス給付費、介護予防住宅改修給付費、こういったところで全体で不用額4,200万、これがいわゆる値上げ分になっているのではないかと。

そこで、質問は、平成19年になって、4月になったからということですが、それで上げたのだから関係はないと言うかもしれませぬが、平成18年度の決算でこの4,200万円が不用額として出ている、そして繰り越しという形になるかと思うのですが、この点について、値上げ分との差し引きといひませぬか、これはどのくらいあるかお聞かせを願ひたい。

それから、地域密着型介護サービス給付費144万円ですか、100%執行しないのです。なぜこれを執行しないか、ここはまた先ほどの補助金の問題が出てくるのです。皆さんご存じのように、千代田町はあの特養をつくったために、地域密着型介護、グループホーム、あるいはこういう地域密着型の介護というもののサービス給付、これが減らされたというふうに私は判断をしなければならぬのでありませぬ。この総合計画で、グループホームを当局からわざわざ切って、そしてその計画は3年間はないと、こういうふうに言っているわけだ。その理由はなぜかといひたら、あの特養ができて、ちゃんとそれなりの施策をやっているから、こういうことなのです。

しかし、皆さん、特養とグループホームの違いは、もう当局はよくわかっているのです。それでいて、あっちができたのだから、こっちはやらないというか、まさにごまかしの最大のものです。グループホームというのは、認知症の方しか入れない、またいわゆる小規模でできる、あのような大きな施設でなくてもできるということなのです。そして、今最も重要なことは、そういう地域密着型の介護サービスを要求している人がいっぱいいるのです。町長は、待機者がいっぱいいるからというよう

なことを言いました。皆さんも言いましたね、福祉を考える会の皆さんが、待機者がいっぱいいるのだと。だから、みどりの風に補助するのは当然だと、こう言っているわけですね。

しかし、皆さん、本当に必要なのは地域密着型介護サービスだということ、待機者がいる人、この人が多いのです。何回も言いましたけれども、ああいう特別養護老人ホームへ入る人は一応1の人でも入れないということでない、また低所得者でも入れないということではない。しかしながら、介護度4、5を中心として、そこに入所順序を決めると。入所判定委員会、これはだれがやる、施設側です。施設側の都合でどうにでもなってしまうのです。そのところがわかっていてやっているというふうに私は思っているわけですが、一方で、こういう予算では、あっちに3,500万円出しながら、こっちの地域密着型介護サービス給付費、それから保険給付費、これを不用額として3,500万も出しているわけでありませう。

介護予防住宅改修給付費、これは80%執行していないのです。84万6,000円のうちの64万8,267円、これを執行していないということなのです。こういう金がいっぱいかかるから、いわゆる値上げをしなければならぬでしょうというふうに、当局はそういう形で3年間の介護利用問題を含めて計算をして、値上げをしなければならぬという資料をつくるわけです。皆さんがそれに納得をすればそれでオーケーということになってしまうのが、これが今の千代田町の行政の運営の仕方です、当然のことなのですが、しかし、それをわかっていて、当局がそういうふうにごまかして、それを、はい、わかりましたと議員の皆さんが応援してしまう、だから認定だと。監査委員がオーケーと言ったからオーケー、議会がオーケーと言ったからオーケー、こういう形になってしまうところに問題があるわけで、あえて質問をさせていただきますが、保険給付費の不用額というのはその値上げには関係ないというふうに主張するのか、また地域密着型介護サービス費100%を執行しなかった、これはどういう理由なのかお聞かせを願いたいと思います。

1回目になります。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 議員のご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のように、当初計画数値より大幅に利用者が減ったために不用額あるいは補正減をしてございます。19年度値上げをというお話でございましたが、介護保険につきましては18年度に値上げをさせていただきます、17年度に第3期の計画をつくりまして、初年度の18年度につきましては計画書に基づいて予算編成をいたしました、予想したより利用者が下回ったということで、各項目で不用額が出てしまいました。

あと、地域密着型、こちらにつきましては、18年度計画策定時点では町内には特老1カ所というのがございましたので、計画には入れなかったわけですが、18年の12月、昨年12月で特老のほうもいっぱいとなりましたので、その後、何かほかの町の密着型の施設を利用したいということで、3名ほどそちらを利用させていただいております。これにつきましては、設置されております町

あるいは市と本町におきまして協議をいたしまして、相手方の市なり町なりでよろしいですよというお話をいただきましたので、利用させていただいているわけでございます。

それから、住宅改修等も残が出たわけでございますが、こちらにつきましても予想して予算計上したほど利用がなかったということでございますので、ご理解をいただければと存じます。19年度予算につきましても、これらを踏まえまして、現実には予測したようなことで予算を組ませていただいておりますので、これほど多くの不用額は出ないと思いますので、何とぞご理解をいただきたいと思ます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 要は、私が聞きたいのは、利用者が減ったではなくて、多くなる予定で予算組みをしたのではないのかということなのです。うんとこれだけの、4,200万ですか、分も含めて、利用が出るであろうということで予算を組んだのでしょうか。それが思ったよりも減ったというのが問題なのです。なぜ思ったよりか、逆に言うと、私は、要はそのところが思ったよりわざわざ、もともと水増ししていたのではないかと、そういう疑いを持っているのです。4,200万分、水増ししていたのではないかなど。その疑念をどう、では説明していくか、吹っ切らせるのか、ご説明を願いたいです。

いわゆる町外に地域密着型で3名利用をお願いしていると。いいですか、このところ、皆さんよくご存じのことだと思いますけれども、みどりの風に対します補助金、これを出すときに千代田町の住民の利用が優先である、そういう保証はないところまでわかったわけでしょう。それで、優先にしてもらうために出すのだというけれども、この特養では実際には優先にならないのですよね。地域密着型のものをつくったのならば、他町から入る場合でも、今課長が言ったように、その施設のある自治体、ここと協議をしてオーケーですよというふうにならなければ入れないのです。それを千代田町は逆をやっているのではないですか、3名は。そうではないというふうに言えるのですか、この3名は。千代田町にないから、ほかのところへやってもらったのではないですか。そこが保険があって、本来はそういう、先ほど野中さんが言ったように、うんと保険で補てんをされるものはいいいけれども、要は、今の国保にしても介護保険にしても、保険料を払っても、そういう利用したいけれども、なかなか利用できない状況になっているのです。ですから、そのところを利用しやすいようにするとか、あるいは千代田町の地域密着型を優先してやるとか、そういう考えが、町長、町当局全体が考えるべきではないのかということなのです。

あえて聞かせていただきますが、要は、町外に回してと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、それによっても結局保険がなければできないでしょう。その3人がなぜ、では町外にお願いしなければならなかったかお聞かせを願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問でございますが、地域密着型ならば町優先ということでございます。しかし、あれも民間の人が私がやりますよといってやってもらうような国の施策でございます。国からも補助金は出ない、県からも出ない、ただ個人でやってもらって、中身は全く同じなのです。そういう方向でやってくれば、国、県が補助しなくても助かるからということで、した施策なのです。たまたま千代田町は、民間で特老をやってくれますよという人がいたので、やってくれる人がいればどっちでも構わないです。だから、当初も言うておりましたけれども、満タンになればまたやってくれる人がいればまたお願いしますよというようなことを言うておりましたと。やる人がいないのに、密着型、密着型と言うてもらっても、町としてはどうにもならない。こういうのは私がつくるからお願いします、そういう話でもあれば、それはいいことだから協力したいと、そういうふうにしておりますので、ご理解いただきます。

あとは、介護保険の関係は、ご承知のとおり、3年、3年で見直ししておりますけれども、当初は厳密な老人の数だとか、そういうものを計算していただいて把握して、それに基づいて保険料を決定いたしました。3年間のうちに緊密に、低い保険料でしましたので、3年間で赤字を出すというような状況だったのです。それに基づいて、単独保険料ですか、一般会計から出すとか、そういうわけにはいきませんので、借入れをして対応する、そういうことで値上げをさせて3年間それで様子を見る、そういうことで進めている介護保険ということなので、余ったことはいいことだと、それだけかかる人がいなかったのだから、そういうふうに解釈していただければと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 問題は、たまたま特老ができたから、だから地域密着型をやらなかったのだというような話ですね。私が質問しているのは、要は3名の方がなぜ、では町外に頼まなければならなかったかということを知っているのです。こういう地域密着型がないからではないのですかということ。私には聞いて、そこはさっきは言わなかったけれども。だけれども、今町長が言ったのは、たまたま特老ができたから、町としてはどうにもならないと、民間がやってくれなければどうしようもないというようなことですね。

しかし、私が言いたいのは、要はそういう地域密着型を優先してやるべきではないのですかということを知っているのです。それを町長が、おれが判断したのだから、これも間違いないよと言うのかもしれませんけれども、そこがあえて聞かせていただきますが、その理由をもう一度お聞かせ願いたい。3名の方がなぜ、では町外に頼まなければならなかったかということ、町長も含めて。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 言っていることはちょっと理解できないのですけれども、何で地域密着型をつくらなかったかと、町でつくれというのですか。一般の人がつくるのです、あれは。

「町でつくったって悪くはないんだよ」と言う人あり]

○町長（襟川幸雄君） 町で反対するでしょう、あなたは。あなたは何でも反対でしょうね。そういういいかげんなことを言って、町民が不安になるようなことを言うのであれば、それはもう、バッジつけているのだから、真摯な気持ちで対応していただかなければ本当に困る。

3名の方だって、いっぱいになっているのだからどうしようもないでしょう。ほかと、では明和の町長さん、お願いしますよと、お互いにやりくりしましょうよと、そういうことで契約するのと全く同じことで、そういう対応ができるのですからと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 地域密着型の関係でございますが、先ほども申し上げましたとおり、みどりの風が12月にいっぱいになったと、いっぱいですので、入れませんよね。その後、3名の方が入所したいというお話が出まして、それで、何か自分で館林を希望された方は施設といたしますか、グループホームのほうとお話をされまして、それでうちのほうへ相談に来たわけでございますが、本来ですと、それが瀬戸井があきがあればそちらへ入ってくださいよというふうになったわけですが、そういう状態ではなかったものですから、他市町にお願いをして入れていただいたと、こういうものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度介護保険特別会計につきまして、やはり原案のとおり決することには賛成できないということを申し上げたいと思います。

保険給付費、不用額総額で4,200万、これが余ったから、町長も余ったのはいいことだというようなことで言っておりますけれども、その余らせ方といたしますか、この辺が私は納得しません。要は、それだけの利用があるはずだからということでいろいろな値上げをすると、それだけの金が必要なのだということで値上げになってしまうわけですよ。ところが、実際にはそんなに必要でなかったということです。そういう点で賛成できないということでもあります。

それから、地域密着型介護サービス給付費、これも先ほど町長が言いましたように、町がやったって悪くないもの、そういうふうに私は考えているわけです。昔は措置の時代といって、要は町がやるべきだったと、やるべきなのだという中で、民間にお願いをして町が補助金を出してやっていたということですから、その辺の違いがやはり今出てきているのではないか。この3名の方が、後から特養ができて、いっぱいになってしまってから来たからとなってくると、待機者がいっぱいいるからあ

れをつくったのだという、その理由そのものはそれで済むかもしれないですけども、地域密着型というのがやはり必要な時代であったということは皆さんおわかりいただけるのではないかと思います。そこがわからないなら、とどうにもなりません。そういうことで、町長と議員が、監査委員がわけがわからぬと言っているわけですから、千代田町は重症です。そういう状況で介護保険会計が運営をされているということに対しては、私は賛成をできないわけであります。

何だかんだいいながらも、別に特養をつくってはいけないとか、地域密着型のものをつくってはいけないというふうには言っていないのです。また、金がかかるから値上げをしなければならないといっても、そこが本当に必要な額なのかどうかというのを十分見きわめなければならないということをお願いしているわけです。ですから、当初予算のときにそれだけ必要だというふうに認めていて、それで、それが後になって思ったよりも利用が減ったから減額もする、余らせる、これは本末転倒だということをお願い、反対討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 平成18年度千代田町介護保険特別会計に賛成の立場から討論いたします。

3年ごとの見直しで18年度値上げしたわけでありますが、予想を下回った形の利用ということで不用額が4,200万出たわけでありますが、今後の高齢化等を考えますと、財政規律と介護保険制度の維持等を考えますと妥当であるというような見解であります。

また、グループホームのことでありますが、町長が申しましたが、補助率が非常に低いことで民間もなかなか手を挙げづらい事業であります。そういうことで、瀬戸井にできたところが満床というようなことで、今後もそういった待機者が出るというようなことで、我々の判断が正しかったということを確認し、賛成の立場から討論いたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

13番、野中角次君。

[13番（野中角次君）登壇]

○13番（野中角次君） 私は賛成の立場から討論いたします。

ただいま川島君が、なぜ千代田の人がみどりの風ですか、入れないのかと、ほかへ3名行ったということを行っているようですけれども、介護保険というのは、そのところがいっぱいになれば、またほかへ頼んで入れてもらおうと。またあるいは、大泉、邑楽町、館林の人も、こっちがあいていればこっちへ入ってもらおう。これはお互いに融通し合ってやっていかななくてはならないことなので、まるっきり構わないでおけというわけにはいかない。それで、基金が余ったから住民に還元をするのだと、誠にいい話で、私も喜ばしいことなのだけれども、やはり年間80万以下の所得の人というのは5万か6万で入るわけですから、それを足してやらなくてはならないのが町の行政ですから、危険があって

も決して不思議ではないと思うのです。

私は耳が少し遠くなったから、川島さんの言うことが聞き取れなかったか、行き違いがあるかもしれないけれども、介護保険というものはこういうものであって、決して、余ったから、これを全部還元してしまえということではなく、ある程度はとっておいて、それで足りない人にはそれから出してやる、それが行政のやり方であろうと私は思うが、長くなるとまた何だかんだ言われるから、この辺で終わりますけれども、賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成18年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定することに決定しました。

ただいまから1時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時16分）

再 開 （午後 1時20分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 認定第5号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定することに決定しました。

○認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、認定第6号 平成18年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 水道事業会計決算に対しまして何点が伺います。

水道事業で有収水率というのですか、これが75.8%と非常に低いのですけれども、その原因、恐らく老朽管ですか、そのための漏れているというのか、なくなってしまうのでしょうか、その辺の詳しいことを伺いたと思います。

それと、営業未収金3,556万円と計上されていますが、これは未収金ということですから、水道料の滞納だとは思いますが、これは何件分ぐらいでこのぐらいの金額になったのかお尋ねします。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） 細田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、水道の有収水量率につきまして75.8%という、資料のほうにお示ししてございますとおり、昨年から比べますと0.1ポイントほどは改善されてはおりますけれども、依然として低い数字となっております。数年前から、一昨年ですか、水量のほうが落ち込んでまいりまして、主な要因といたしますと、やはり議員がおっしゃいますように、老朽管によります漏水ということが一番の原因というふうに考えられております。その原因でございますけれども、石綿セメント管とかかなり古いもの、昭和40年代ごろ施工したものがございます。この辺が、30年以上が経過しておりまして、かなり老朽化が進んでおります。それに加えて、道路に布設されております関係上、近年の交通量の増加、それから輸送関係の車両の大型化なども大きく影響しているものと考えられております。最近また頻りに地震等も発生しておりまして、地中埋設管に対する影響がかなりあるものというふうに考えております。

現在のところ、昨年からですか、漏水修理のほうの対策を講じさせていただきまして、19年度に予算を計上させていただいております。19年度に、地域を限定いたしまして、委託によります漏水調査を3区域ほど行っております。ここの中で11カ所漏水が発見されております。それから、今年度に入りまして、自然発生的に出てきております漏水がございます。これにつきましては、既に21件ほど修

理を行っております。この傾向を見てみますと、同じ路線の中、100メートル足らずのところ、例えば昨年も修理をしたところのちょっと先がまた漏れているとか、接続箇所のところはかなり傷みが見受けられております。このようなことを見てみますと、やはり一番の原因といたしますと、老朽管によります接続口あるいは傷みによります漏水、これが一番の原因というふうに考えております。

それから、営業未収金でございます。決算書の333ページでございます事業貸借対照表に、流動資産のところの営業未収金でございます。こちらにつきましても、議員のおっしゃいますように水道料の滞納という形でございます。この件数でございますが、まず1世帯といたしますか、1回の滞納は1件というふうに数えますと、延べで4,000件ほどになってまいります。同じ方を集約いたしますと、人数にいたしまして約580ぐらいの件数となってまいります。こちらにつきましても、上下水道の係のほうで班編成を行いまして、滞納整理のほうは行っている状況ではございます。また、今後につきましても、より一層滞納整理の関係も強化してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） 有収水量のほうですか、それは老朽管で、道路との関係が深そうな今答えなのですけれども、そういうことで、非常に壊れやすいというのですか、古いから壊れやすいというのか、その時代はそれしかなかったから、そういう石綿管を使ってやっているのでしょうかけれども、75.8%という有収水量ですか、これはやや4分の1なのです。4分の1の、家庭に届かないうちになくなってしま量なのでしょうかから、今調査はしていて、どこが漏れているかというのを調べているということですが、これは古いところは交換をしなくてはならないのでしょうかから、伏せかえを早めてやらなくてはならないという方向で考えてはいるのかいないのか。

それと、水道料の滞納のほうについては、滞納を少なくするように努めているということですが、まず払っていない方が、これは水ですから、うちによっては、収入が少なくなってどうしても水代が払えないのだといううちもあるのでしょうかけれども、調べた結果、そういうふうに家庭の事情で、ここのうちは払ってもらうのは無理かなと判断するうちがどのぐらいあるのか、そういう判断はまたしているのかどうかということもお聞きしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） ご質問にお答えいたします。

まず、給水管に関しまして、古いものにつきましては、特に石綿管につきましては、毎年、ここのところ1キロ程度の改修を目標として実施してきております。ただ、この状況を考えますと、もう少し距離のほうを延ばしていかなくてはならないかというふうに考えております。また、古いものにつきまして、布設がえにつきましては積極的にもう少し増やす方向でやらせていただきたいというふうに考えております。

それから、滞納世帯につきましては、ここ数年また若干増えてきております。中には、リストラに

遭ってしまったですとか、それから転職の関係でどうしても行けなくて職を失ってしまった方ですとか、確かにいらっしゃいますけれども、今までの滞納の方でまたそのまま、前月のがかさんでしまつて、また今月がちょっと厳しいというような、そういった状況もございます。この辺につきましても、内容をもうちょっと精査いたしまして、それと例えば外国人の方、表現はちょっと悪いかもしれないのですけれども、こちらにいらっしゃいまして、今現在どこにいるかわからないという状況の方などの水道料金もすべて含んでございます。この辺につきまして、内容をもう一度精査いたしまして、きちんと、例えば欠損ですか、そういった処分ができるものにつきましては、きちんとまた中身を確認いたしまして、そういった処分のほうもさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度水道事業会計につきまして、1点だけ質問をさせていただきます。

335ページの本年度給水人口は19人減少、そして配水量については2万3,515トンの減少となったということなのですが、これは、要はこの間の増大計画、施設の増大計画が水増しされていたのではないかと、水量が、多く水が必要であるということで、その総量の配水量をカバーするために施設を拡大してきたわけでありましてけれども、それがだんだん減少する状況、この減少状況について当局のいわゆる分析といいますか、この減少傾向は続く見込みであるというふうに見ているのかどうかということであります。

要は、これが減って、それで一応、先ほどの問題のように、漏水管が、石綿管の布設がえということになってきて、配水量が減って金が入るほうが減る、そういうことになりますと、なかなか修理をするのにお金がかかるという状況になろうと思うわけですがけれども、こここのところが、平成18年度では水道料金の値上げをしたということでありましてけれども、その過大見積もり、いわゆる配水量の過大見積もりというものはなかったというふうを考えているのかどうかお聞かせを願いたいと思います。要は、石綿管の布設がえというものを優先してやっていたら、これだけの問題が起らなかった可能性もあるという点でどのような分析をしているかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） ご質問にお答えを申し上げます。

まず、給水水量の減少ということでございます。近年の洗濯機ですか、電気機器、その節水型などの普及も一つの要因というふうに考えております。それから、先ほど議員がおっしゃいましたように、17年度に水道料金の値上げをさせていただいております。この辺の影響も、水道料金の値上げということも影響があったというふうにこちらではとらえております。それに加えて、節水型の電気器具、そういったもの、それから値上げに伴いまして、住民の方々の節水意識というものが大分変わっ

てきているというふうに考えております。

それと、給水人口でございますけれども、これに関しましては、アパートなどの人口の移動ということで、たまたまこの時期につきましては若干の減少ということというふうに考えております。また、住宅団地のほうにつきましても人口が増えておりまして、新しくまたうちができていような状況もございますので、施設に関しましては、例えば第1浄水場、この辺の老朽化もございます。第5浄水場がかなり、一番新しい状況でございますけれども、給水区域等もこれでまた水量に少しでも余裕があれば、そちらをもうちょっと回転をさせていくという使い方をしなくてはならないというふうに考えております。老朽化した施設につきましても、改修を加えながら、新しいものとあわせて給水を計画的に行っていかななくてはならないと思いますので、よろしくお願いいいたします。

それから、配水量の見積もりに関してでございますけれども、現在まだそこまでの使用に至ってはいいと考えております。というのは、住宅団地が全部造成が終わりますと、世帯数もかなり増えてまいります。そのエリアまで全部カバーできるだけの水が確保されているというふうに考えておりますので、ただ、そこら辺の伸びる度合いのスピードがちょっとゆっくりになってしまったかというふうには考えておりますけれども、給水能力につきましては必要な量を確保するだけの施設というふうに考えております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 団地の需要があるのに、人口が100戸だか増えているわけですね。それが増えているのに、なぜ、それでは19戸減るのだという、こういう問題ではないですか。そこが、先ほどのあれでいくと、何か外国人ですか、アパートのほうが減ってしまっているからということですが、団地分の100戸分は増えていいはずでしょう。それなのに、これだけ減ってきているということが私としては理解できないわけです。

それで、今の説明でいきますと、施設の能力は適切だったということに言っているわけです。問題は、ではその施設の能力が見積もった額の今の配水量は何%だというふうに分析しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時41分）

再 開 （午後 1時46分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） 失礼いたしました。

先ほどの川島議員のご質問でございます。人口が減ってきているということでございますけれども、

世帯数のほうは減少はしてきておりませんで、給水栓の数としては伸びている状況でございます。

それから、計画につきましては、人口が2万人ということで構想が出てきております。単純に人口割から申し上げますと、やや60%の能力で今稼働していると、そういうふうと考えられると思いますので、現在ですとまだ40%余力があるという状況でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 40%がまだ余力があるということではありますが、そういった中でさらに減少傾向にあるのではないかと。要は、先ほど値上げしたために、節水意識が増えて大きくなって量も減ったと。そうすると、この60%というのはもっと下がってってしまう見込みなのではないのですかというのが私の聞きたいところなのですが、その辺をどう分析しているのかということなのです。

先ほど細田議員のほうで質問した部分で、漏水の原因は何なのだということで、結局、前にも私、それを質問しましたね。そうしたら、有収水量率とは関係はないとは言わなかったわけですが、具体的に漏水が原因だと言ったのは今回が初めてなのです。そうすると、漏水が原因で11カ所見つかったと、今後これから直していくということになって、そうすると今度は40%を余した余力でもって、売りが少なくなって需要が増えると、漏水管を直さなければならないということになると、当局としてもちょっと矛盾が出てくるのではないですか。このところがやはり、私のほうは前々から過大見積もりだと言っていたわけでありまして、現在の建設水道課長ですか、は漏水が原因だからということで、有収水量率をそういうふうにして、さらに修理もしていかなければならない。となってくると、このままでいくと量は増えないで、例えば今度、あそこへガソリンスタンドができるとか、そういうようなことを言っても、人口はそんなに増えないのではないかなと私は思うのですけれども。そうなってくると、この決算の額ぐらい、あるいは減ってくる可能性もあると。そういう状況の中で、出る金は多くなるということで、ではその穴埋めを水道料金値上げというふうにしていった可能性もあるわけですが、その辺はそんなことはないと言い切れるのかどうかお聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） まず、漏水の関係でございます。これに関しましては、修理のほう、緊急の課題というふうにご考えております。これにどうしても経費のほうがかかってしまうわけでございますけれども、これに関しましては、また財源のほうは今まで同様の方法、例えば積立金でありますとか、そちらのほうを利用させていただいて、とりあえず直します。それを優先として、有収水量率をまず上げることを考えていかななくてはならないというふうにご考えます。その上で、水道料金を徴収のほうもきちんとやるような形、要するに漏れてしまっている水ではなくて、全部売れる水のような形、お金に変わる水にしていって、水道料のほうをちゃんと回収をして、それからまた施設改修ですとか、そちらのほうへまた充てていかななくてはならないというふうにご考えております。

それから、現在の浄水場の能力でございますけれども、常に100%で稼働するというごことで、非常に危険も伴いますので、60%ですので、かなり余力が残っている状況でございますけれども、これで

また老朽管のところへ思いっきり加圧をかけたような水を流しますと、さらにまた漏水の危険性も出てまいります。その辺も考えますと、送水圧力なども若干調整を行いながら、100%の水を送り出していくというふうな方向のほうが間違いないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度水道事業会計につきまして、原案のとおりには認定できないというふうに考え、討論をしたいと思っております。

問題はどこにあるのかということではありますが、この335ページでも明らかになっておりますように、供給状況です。本年度末の給水人口は1万1,692人です。それで、先ほど課長が言いましたように、2万人の目標の、2万人が使えるだけの施設をつくってあるというところに問題があるのだということを申し上げたいと思っております。

そして、いわゆる具体的な配水量、これについては、2万人ですべてが最大になれば、それは危険な状態は確かなのですけれども、そういう状態にはなり得ないということなのです。要は、もともと水増ししてあるのですから、2万人という形で、ですから、そういう状態にはなり得ない、絶対ないとは言えないかもしれませんが、なり得ないというのが私の判断であります。それなのに、そういう危険な状態になってしまうかもしれないということでこの会計運営をやっているところに、先ほどの国保会計とか介護保険会計とかと同じように、いわゆる住民に対しましてまともな資料という、まともな資料は出しています、2万人だと。それで、実際には1万1,692人だということだけれども、実際に、では何でそれだけ必要だったのかというのはやっぱりあいまいなままなのだ。そのところを、いろいろ手もみしてと申しますが、うまくごまかして、それで水道事業会計をやっているというふうに言っても過言ではないということを申し上げるものであります。必要水量を水増しして、そのツケを住民の皆さんに値上げという形で押しつける、これについては私は賛成できないわけです。

それと、会計そのものが社会保障というか、いわゆる命の水であるわけでありますよね。その命の水というものを十分満たすためにはこの間の増設が必要だったというふうに言ってきたわけであるわけですけれども、その命の水を今度は、いろいろあって、どういうわけか滞納に攻撃が集中しているわけです。この滞納を攻撃するというのが、本当に、いわゆる払えるのに払わないという状況の人ではないというふうに私は思うのです、水道料金ぐらいは。それを、やはり議会は滞納を攻撃をする、これはこれから一般質問でやりますけれども、要はそういう状況で、先ほど住民税の滞納を攻撃、

水道料金の滞納も攻撃、国保税はまだ出ていなかったか、そういうことで、いわゆる本来社会保障というのが一般財源でやられるべきところを、この水道事業会計については独立会計だということで一般財源からの補てんをしていないというところにも問題があるということを示し上げ、本来そういう値上げをする前に一般会計で、要は水増しをしたということについては当局の責任であると私は考えているわけです。だから、その分を住民の皆さんにツケを回すのではなくて、一般会計で補てんをしてもいいのではないかという、そういう立場からの討論であります。

以上、終わります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 認定6号、平成18年度千代田町水道事業会計決算について賛成の立場から討論いたします。

水道事業は、最も必要なライフラインとして位置づけられ、生活に欠かすことのできない飲み水の供給を安定的に行っているものであります。その施設設備の維持管理はもとより、会計独立の原則から、その適正な運営管理がなされることが重要であります。

18年度決算において純利益が計上されており、営業努力がなされているものと思います。しかしながら、水道料金の滞納が増加傾向にあります。滞納者対策についても、今まで以上に積極的に料金の徴収対策に取り組むことを要望いたしまして、平成18年度水道事業会計決算の賛成討論といたします。議員諸兄のご賛同をお願いします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第6号 平成18年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定することに決定しました。

○一般質問

○議長（小沢惣一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。

最初に、2番、小林正明君の登壇を許可いたします。

2番、小林正明君。

[2番(小林正明君)登壇]

○2番(小林正明君) それでは、議長の発言許可をいただきましたので、これより一般質問に入らせていただきます。

千代田町立西幼稚園の新築移転計画についてお尋ねいたします。西幼稚園開園以降長年経過し、園舎の老朽化、園の庭、駐車場も狭く、また県道を横断せざるを得ない危険な状態でもあります。すなわち、現在の場所においては十分な園児教育が難しくなっているのではないかと考えております。つきましては、以下の質問をさせていただきます。

1、西幼稚園の開園年度とその時点での園児数、現在時点での園児数について。

2、新築移転の予定年月、積立金等の予算計画、移転場所等について。

3、認定こども園の考えはありますでしょうか。もしあるとすれば、町内一円と考えるのか、東西の2園で考えるのかお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長(小沢惣一君) 教育長、大澤洋生君。

[教育長(大澤洋生君)登壇]

○教育長(大澤洋生君) ご質問にお答えいたします。

西幼稚園のまず開園の年度ですけれども、昭和44年の開園でございます。当時の記録を調べますと、当時、園児数は5歳児のみが対象になりまして、88名という状況であったようです。また、本年の9月1日現在における園児数は、3歳児が30名、4歳児が30名、5歳児が28名で、偶然にも合計88名という状況になっています。

次に、2問目の老朽化した園舎の移転計画でございますけれども、町の総合計画では、予定年度は平成21年度、予算計画を2億4,720万円、移転の予定地についてはさまざまな事情があってまだ決定をしておりませんが、そういう状況にあるわけです。

最後に、3番目の認定こども園の整備の予定はあるのかというご質問でございますけれども、幼稚園と保育園の両者の機能をあわせ持つこども園整備ということについては、少子化対策上からも行政が取り組むべき課題であることは承知をいたしておるところでございます。ただ、こども園の設置者というのは教育委員会ではなくて、町長の設置による、町長のほうの所管になるかと思っておりますので、教育委員会が設置をするもの、管理者も町長でありますし、設置後の管理運営を教育委員会部局でやるのか、また町長部局でやるのかということについてもまだ決定をしておりません。従って、このご質問に関しては、教育委員会がこのようなご答弁を申し上げる立場にはないことをまずご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほど申し上げました総合計画上での園舎の移転新築費用でございますけれども、こども園整備の方向性によって、園舎の規模だとか時期、新築移転計画、大きく変わってくることが予想され

ますし、その事業規模はもちろん変わってまいります。あわせてこのことについてもご理解をいただきたいと思うわけでございます。

最後に、このこども園整備の方向性については、現在副町長が委員長になって幼保一元化のプロジェクトチームが発足をしておりますので、この成り行きが注目されますけれども、いずれそういうチームの検討結果が出されると思いますので、その検討結果が出るまでの期間、しばらくご理解をいただきたいと思うわけでございます。幼保の一元化については、事千代田町ではなくて、近隣の市町村もそういう方向性に進んでまいりますし、もっと極めて考えていきますと、幼保の一元化のときに民間委託ということもあわせて、そういう意見も出てくるだろうと思っています。そういうすべての部分を総合して、これからもご指導いただきたいと思っています。

終わります。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） 群馬県においても、昨年12月に認定こども園制度がスタートしたということで、先般、群馬広報で読ませていただきましたし、また先般と申しますか、2月の末日ごろだったのですが、明和の認定こども園の見学研修等もさせていただきました。私たちの千代田町だけの問題では当然ございませんが、少子化、子育て支援対策として保育園あるいは幼稚園の充実化というのはもう言うまでもありません。

今伺いましたところ、副町長がリーダーとなって認定こども園のプロジェクトチームを立ち上げたということ伺いました。非常に心強く思っております。それとまた、民間委託ということも将来的には考える方向にあると、非常に前向きなご答弁をいただいてありがたく思います。

ただ、現実として、子育てというのは私自身はもう終わったわけですが、今まさしく団塊の世代の子供たちがその任を背負っているわけです。子供というのは、個人の子供ではあるのですが、私は社会の宝と思っております。幼児教育、保育教育がうまくいけば小学生のいい子も育つと、よって中学生もよく育つと、言うなればスタートが一番大事なところでございます。そういったことで、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる、あるいは認定こども園になった時の話ですけれども、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる、あるいは幼稚園と保育園が一緒になっていきますから、いわゆる預かりの時間もかなり自由がきくと、選択肢が広がる、もろもろいい面も当然ございます。そういったことで、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

今後、保育所の充実化というのも当然求められると思うのですけれども、やはり財政の効率化といえますか、あるいは人的な、保育士さんと、それから幼稚園の場合は教諭ですけれども、交流等も含めて、言うなれば能力アップにもつながるかと思えます。そういったことで、ぜひともこれから本当に前向きに、予算なんかについても、子育て支援ということでは可能な限り増額する方向にやっていたいただければと思います。ちょっと取りとめのない話になりましたけれども、もう一度その点についてご答弁いただければと思います。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） ご質問の趣旨がわからなかったのですが、要は、今進めているプロジェクトチームの結果が出ないと前には進めないのですが、教育委員会としては、その結果が出た段階で当局と協議をしながら、前向きにどういう形にするのか、あるいは幼稚園をこれからどういうふうに取り組んでいくのか、教育委員会としての要望書に盛り込んでいく考えではございます。幼保一元化とはいっても、教育としての子供の育成も大事なことはわかっていますので、そういうものを切り離せないとは思っております。

終わります。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） これは要望になりますけれども、前向きな答弁をいただきましたので、安心できると思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小沢惣一君） 以上で、2番、小林正明君の一般質問を終わります。

続いて、1番、福田正司君の登壇を許可いたします。

1番、福田正司君。

[1番（福田正司君）登壇]

○1番（福田正司君） 議席1番の福田でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、これから一般質問をさせていただきます。

私からは、町政運営における収納率向上施策につきましてお伺いをいたします。なお、この件につきましては、午前中の審議からいろいろ滞納の問題も出ております。また、平成18年3月議会の一般質問におきまして質問させていただき、収納率向上に向けての各施策を実施するとの答弁をいただいておりますので、その効果確認を含めた意味合いで質問させていただきますので、わかりやすい答弁をいただきますようお願いいたします。

今定例会におきまして、平成18年度の決算内容が示されました。平成18年度、町の財政状況を見ますと、財政力指数や公債費比率では前年度と比較して改善が図られております。しかし、総体的には税収の確保による財政の安定が今後の町政執行上の大きな課題であり、責務であろうと思っております。

国の三位一体の改革に伴い、2007年度、地方に対して個人住民税で税源が移譲されます。税の収納率が向上しなければ、税源移譲があっても実際の歳入には十分反映がされないわけでありまして、自治体にとっては死活問題にもなりかねません。ある一定の基盤整備を行い、町民の生命と財産を守る、そして住民サービスを提供するのが行政としての使命であり、そのためには債権管理を適正に行い、必要な歳入を確保することは、財政状況のよしあしにかかわらず、町民間の公平性を確保し、町政の

信頼性を高めていくためにも必要不可欠であります。

18年度決算において、若干ではありますが、町税の収納率が向上しております。これは、町として徴収体制の充実強化など徴収努力の成果であると一定の評価をしておりますが、まだまだ多くの収入未済額、不納欠損額があり、今後も税負担の公平の原則にのっとり、さらなる改善努力が必要であると思われます。滞納額につきましては、差し押さえ等の処分を行わない限り5年で時効となり、不納欠損として処理されるわけであり、このような不納欠損については、その額の大小にかかわらず、税の公平性の観点から見ると極めて問題であると思われます。義務をしっかりと守っていただいている町民の皆さんが不公平感を募らせることのないように、収納率向上に向けた取り組みを強力に推進していくことが必要だろうと思います。それらを踏まえまして何点かお伺いをいたしますので、具体的にお答えをいただきたいと思っております。

1つは、平成18年度末における町税、国保税、介護保険料等の滞納者数と滞納額についてお答えください。町民税につきましては、個人、法人別でお願いをいたします。

また、滞納者の多くはどのような立場の方なのでしょうか。生活が本当に逼迫している方なのでしょうか。

さらに、滞納者に対する対処方法とその取り組みの成果はどうなっているのでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 福田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1問目の税目別の滞納者数及び金額ですが、平成18年度末の個人町民税の滞納者数は475名で、金額は2,984万8,732円、法人の町民税の滞納者数、法人数は7社、金額は211万7,300円でございます。

次に、固定資産税ですが、滞納者数は337名、金額は6,817万1,352円でございます。

次に、軽自動車税でございますが、滞納者数は119名、金額は109万2,300円です。

町税の最後に、平成18年度より新規導入をいたしました都市計画税につきましてですが、固定資産税と一体的に課税し、徴収しておりますが、滞納者数は39名、金額は69万8,959円でございます。

次に、特別会計についてですが、国民健康保険税は、滞納者数435世帯、金額で7,832万1,802円でございます。

介護保険料は、滞納者数で59人、金額は236万1,500円でございます。

一般会計及び特別会計の合計した千代田町全体ですと、滞納者数1,464人と法人7社、合計で金額は1億8,261万1,945円でございます。

次に、2問目の滞納者の多くはどのような立場の方なのか、生活が逼迫している方なのかということですが、滞納者の実態として無職または派遣社員等の方が多数を占めておる状況でござい

ます。また、高額滞納者には自営業者の方が多いのが実態でございます。

滞納者の生活状況ですが、長引く景気低迷により、雇用状況は向上せず、定職につくことがまだ困難な状況であり、無職の方はもちろんですが、収入の安定しない派遣社員や自営業者の方の中には、収入がないか、少額で日常生活が困難な状況であり、納めたくても納められないといった状況の方も多く見られます。しかしながら、高齢者を初めとする多くの低所得者の方々には、税に対するご理解をいただき、生活を切り詰め、納税、完納していただいております。

しかし、その一方で、税金は滞納しているが、預貯金も多額の財産を所有されている方も事実あります。このような方には、督促状、催告書や戸別の訪問等により納税のお願いをしておりますが、再三の交渉等にもご理解いただけない場合におきましては、納税の秩序維持及び税の公平を保つために差し押さえ等の滞納処分を執行しております。

最後に、3問目の滞納者に対する対処法とその取り組み成果でございますが、平成17年度より、役場管理職によりまして町税等収納率向上対策特別班を編成いたしまして滞納整理を実施しておりますが、18年度につきましても継続して滞納整理を実施し、その成果も出てきており、今年度も引き続き実施していきたいと考えております。また、これに加え、国民健康保険、介護保険等特別会計担当職員や都市計画税を事業費とする担当職員と税務課職員とで、合同滞納整理を年度末、出納閉鎖時前等、適宜実施しており、全庁挙げて収納率向上及び滞納対策に取り組んでいるところでございます。

支払い能力があるにもかかわらず、再三の訪問徴収や催告に応じない、いわゆる悪質滞納者へは、県の税務事務所と連携をしながら訪問徴収等を行っております。それでも応じない場合は、法に基づき滞納処分を行っております。そういったことをやっても応じない場合には、法に基づき滞納処分を行っております。納期内納税者と滞納者との不公平がないように、納税に対する理解並びに啓蒙を初めといたしまして、今後も収入未済額の減少や収納率の向上を図りながら、行政運営の根幹であります財源確保に努めてまいりたいと思いますので、今後とも一層のご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 1番、福田正司君。

○1番（福田正司君） 全般的には、全職員挙げての収納率向上に対する取り組みによる成果が活発になってあらわれてきているというふうに思います。

しかしながら、その中であって、国民健康保険事業における保険税の収納率がなかなか改善がなされない、もう万策尽きてしまったのでしょうか、それとも町の対策としてもう新たなものが見出せないのでしょうか。これでは、一生懸命働いて生活費を切り詰めながらも完納されている国保の被保険者はもとより、その不足分を一般会計より繰出金として補てんされている他の社会保険被保険者としては不公平感を一層感じることにまいりますし、納税意欲を喪失することにならないかも心配であります。

昨年の一般質問のときにも申し上げましたが、私は、納税する能力を十分に持ちながらも滞納を続

ける悪質な滞納者と、生活困難でせっぱ詰まった方とは明確に区別をして、悪質滞納者には徹底した自治体の執行権を行使し、強い姿勢で対応することが必要であろうと思われます。それには、納税に対する啓発を行う立場にある我々議員も含め、町職員や特別職が率先することは言うに及びません。

本年3月議会で、細田議員より、職員、特別職、議員に滞納者はいるのかとの質問がありました。答弁によりますと、職員、特別職につきましてはありません、そのほかの団体で未納者がいることを確認しておりますとのことでありました。とても信じがたいことではありますが、それが事実とするならば、その後町としてどのような納税の働きかけをしたのでしょうか。そして、改善がされたのか伺います。

また、その団体とは何であるのか。3月議会の答弁からすると、おのずと公職にありながら滞納しているのが議員ということになってしまいますが、そういう認識でよろしいのでしょうか、明確な答弁をお願いいたします。

2回目を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 福田議員の2問目の質問にお答えいたします。

税金の対応につきましては、納期限までに完納されない場合には督促状を送付いたします。それでも完納されない場合には催告書を送付いたしますが、これにも応じない場合には、自宅や職場を訪問して、直接面会して納税をお願いをしております。しかし、それでも納めていただけない場合、納期限までに納められた方との公平を保つために、また大切な財源である町税等を確保するために、やむを得ず滞納している方の財産を差し押さえすることなど滞納処分を行うこととなります。差し押さえた財産が、例えば預貯金であれば全額引き出し、滞納している町税等へ充当いたします。ご質問のケースにつきましても、今ご質問いただきましたとおり、段階を経て交渉してご理解及び納付をしていただかなければならないために、最終的にやむを得ず貯金の差し押さえを執行し、納付となっていた税金の本税分をほぼ完納いたしました。

また、その方の所属団体ということですが、大変残念ではございますが、町政の主導的立場でご活躍しております議会議員でございます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 1番、福田正司君。

○1番（福田正司君） 驚きもあるのですが、最近、日本人の道德心の低下という部分が叫ばれております。憲法に規定されている国民の3大義務の一つであります納税の義務を怠る人が公職の立場にありながらいるということが、まず心から懸念をしております。どんな理由があるにせよ、大多数の町民の皆さんが家計をやりくりして納税の義務を果たしてくださっている中であって、まして公金で報酬を受けている立場にある者が税金を滞納しているということは言語道断であり、そのよ

うなことは町民の皆さんが許すわけがありません。傍聴に来られている多くの町民の皆さん、そしてまた、それ以外の多くの町民の皆さんがこの議事録を町のホームページ等でご覧になります。本当に許すわけがないというふうに思っておるところであります。

もちろん、議会内のことでもありますので、議員の倫理観要綱策定などでの論議はいたします。町としても毅然とした態度で納税を即していただきたいと思ひますし、法に準じて差し押さえ等の手段もとるべきところであろうというふうに思っているところでもあります。また、町政執行の監視、町民福祉の向上、町民への奉仕を職責とするしかるべき立場の人でありますことを考え合わせれば、払ってもらえないで済むことではなくて、法律に照らし合わせた強固な対応を検討すべきところであったというふうに思うところでもあります。税の適正、公正という観点からも、収納率のさらなる向上に向けて実効ある取り組みをされますことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小沢惣一君） ただいまの質問は要望ということなのですけれども、町長のほうからの何かコメントはございますか。今までの慣例からいって、質問でない要望については、この前の議会でも申しましたように、要望については議事録から削除したらどうかというようなこともございましたけれども、質問ということでしたらば、また町長のほうからの何かコメントがあるようでしたらば、最後の3問目の質問もお受けできるかと思うのですけれども。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） それでは、ご要望ということでございますが、私の心の中で個人情報保護法というようなことがございますので、本来ならば、町民を代表してというような身分の方が滞納して、差し押さえ、執行されるまで平気であるということに遺憾を覚えております。そういう人は次の選挙には多分立候補しないのかなと、そんなふうに思っておりますが、公表できることが町民に対して一番いいことですが、私が公表しろと言っていないので、議会のほうでその辺はとくと協議して、その任をつかんでいただければと思っております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 以上で、1番、福田正司君の一般質問を終わります。

続いて、15番、川島悦男君の登壇を許可いたします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議長の許可を得まして、一般質問を通告に従いまして行いたいと思ひます。

第1点目は、社会保障の原則についてということでございます。千代田町は、社会保障の原則を相互扶助によるものであることを強調し、行政を進めているわけではありますが、社会保障の原則は、一般財源により、病気になったとき、失業したとき、さらには老齢になったときに政府が保障をするこ

とを意味し、その実現のために行政があるというふうには私は考えております。そして、町長がその代表者としているはずであるわけでありますが、いろいろな点でその見解の相違が出てきているわけであり、要は、千代田町がどのような行政運営をやるかということであり、社会保障の原則を相互扶助であるというふうに言い換えることがどういう役割を果たすのかということであり、

先ほどの水道料金の問題、国保の問題、そして一般税の問題、滞納を攻撃するということが当然のように行われているわけであり、要は当局がそれを攻撃して、滞納整理を強化するということになるわけであり、もちろん、先ほど福田議員が言いましたように、払える能力のある人に対してやるものと、それからやはり払いたくても払えないという、そこは明確にしなければならないというふうには考えているわけであり、

そして、問題は、要は、一般財源でやる住民税と国保税、水道料金、これは明確にしなければならないというふうには私は考えるわけであり、要は、国保税にしても、水道料金は税とは言いませんけれども、国保税については目的税、都市計画税も目的税ということです。一般財源、先ほど言いました住民税とか所得税とか、そういったもので行政を行っているわけですから、それで足りない部分、目的税として国民健康保険を取るということでもあります。従いまして、社会保障の原則が相互扶助であるということであれば、今言いましたように、片やまじめに生活を切り詰めてまで納税をしているのに、払える人が払わないと、こういうような状況になる。血税の不公平感を強調して、そしてそういうことを主張するようになるわけであり、ですから、当局がこの一般財源により行政を行うという原則、これが社会保障なのだということに考えず、あくまでも相互扶助であるのだということで主張するのかが今回の質問の趣旨であります。その答えによって、またいろいろ質問を考えていかなければならない。

特に国民健康保険法では、社会保障を原則としてやっているということですから、そこがわざわざ、相互扶助を、助け合いの精神をもとにした社会保障であるというふうには主張しているわけであり、そこに大きな食い違いがあるということですので、あくまでも相互扶助が社会保障の原則なのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

1 回目を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

社会保障につきましては、憲法25条第2項において「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されておりますが、社会保障の内容につきましては記述されておらず、社会保障制度審議会の勧告の中で定義づけられた疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活

を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることといたしております。これらの文言からしますと、すべて国が保障するというようにとれ、議員もこれをとらえて質問をされているのではないかと思います。

社会保険、いわゆる医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険、介護保険については、各自が保険料を払い、各種リスクの補償をするというシステムで、原則として強制加入であります。また、国民健康保険を例にとりますと、法の目的では「事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と規定しております。しかし、一方では、地方税法で、「市町村が課することができる税目」を規定した第5条第6項で、目的税として国民健康保険税を課せるとなっております。また、介護保険では、市町村は保険料を徴収しなければならないとなっております。以上のようなことから考えますと、相互扶助であると言っても過言ではないと申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 町長のほうは、保険についても強制加入だと、だから保険税についてはかけることになっているということですよ。しかし、法律では目的税、取ることができる、取らなくてもいいのです。そのところは、町長の考え方一つで変わってくるわけです。要は、町長が、金があるのだから、そんなの全部やってやるよという形でやれば一番いいわけですよ。そんなことはないから、目的税としてそういう税金を、国保税にしてもかけることができるというふうになっているのではないかなというふうに私は思うのです。

あえてその辺が違うというのであればあれなのですが、要は相互扶助だという形で納税義務があるものと、その納税がどういう場合に義務が発生をするかということです。先ほど言いました社会保障の原則というのは、一般財源でやるべきではないかというのが私の主張なのです。それに対して、違うのだと明確に言ってくれば私のほうもいろいろ助かるのですけれども、残念ながらその辺をごまかしているようなのですけれども、要は、いわゆる一般財源で金が足りないから相互扶助でやるのですよという、これは社会保障が原則で、二の次が足りない場合にとることができる、そうなるのではないのですかということを行っているのです。町長が今言っていたのは、ちょっとその辺があいまいなのです。だから、そのところを明確にさせていただきたいというのが今回の質問の趣旨なのです。

要は、例えば水道会計は、地方公営企業法によって一般財源はなるべく使わない、単独でやりなさいと、自主会計でやりなさいということになっていることはなっているのです。しかし、要はそのところが、地方公営企業法というのは法律なのです。法律というのは、憲法のもとで、憲法の範囲内で法律をつくることのできる。条例も、憲法、法律、条例、そして規則、要綱、こういうふうになっているわけです。その範囲を逸脱している可能性があるということなのです。相互扶助を強調して、それで憲法が規定している法律内で行政を行うという、できるということとかけなければならないと

いうことは違うのだということ、そこを町長はあくまでもかけなければならないというふうに考えているのではないかというふうに思うのですけれども、その辺はどうなのか、もう一度お聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えをいたします。

先ほど平成18年の決算、各種特別会計の決算を認定していただきましたが、介護保険を初め老人保健特別会計だとか、そういった各種特別会計の合計を見ますと、税収のほとんどぐらい使ってしまうということですから、当然一般会計からそれを補てんしてくるというわけにはいかないと思います。先ほど申し上げましたとおり、独立的各種保障制度につきましても、協力をしてもらって、そしてその運営に当たるといことが町の方針でもあるし、国の方針でもあるし、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） やはり一般会計から出すわけにはいかないということですよ。ということは、水道事業でも、この間千代田町は一般会計から出したことがあるのではないですか。国保には一般会計から出していますよね。介護保険にも繰出金を出していますね。では、そういうことはどう考えているのですか。何のためにそれは一般会計から出したのですか。

要は、その事業会計をスムーズに行うために地方自治体がそれを一般財源から出すことができる、そういうふうになっているのではないのですか。それは、あくまでも言いますように、相互扶助であれ、社会保障であれ、それは出すことができるというふうに私は考えます。だけれども、法律の趣旨はどうなっているのだということなのです。町長が今言ったように、一般会計から出すわけにはいかないのだから、それを崩して出すのかというふうなことになるちょっとまた行き過ぎがあるというふうに私は思うのです。だから、そういうふうに都合のいいときには出しておいて、出すわけにはいかないと今度は言い出すわけでしょう。これでは余りにも愚弄し過ぎているのではないですか。

要は、社会保障というのは、一般財源でやり切れない部分について住民の皆さんにお願いをして、そういう目的税を取っているということなのです。それで、介護保険については明確に相互扶助であるということで、水道、企業会計と同じように一般財源から出せないようなあれになっているわけですが、でも、出してはいけないという法律はないのです。でしょう。だから、憲法があって法律があるわけです。ここで、出してはいけないという法律があるのなら、これは出してもらえればあれですけども、要は介護保険法で、介護保険ができた時点で相互扶助でやるというのはそういうことなのです。社会保障が充実をしていけば、本来であれば、それは介護保険料を取らなくたってやって差し支えないというふうに私たちは思っているわけです、私だけかもしれませんが。そのところが、町長はそうは思っていないようだと思うのです。相互扶助なのだから、それが原則なのだと、こ

ういうふうに言っているのではないですか。そこを、出すわけにはいかない、その法律的根拠を、では出してください。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

出さないほうがいいのかということですが、あくまでも目的税で課税しておりますから、当然出してもらうことが当たり前の決まりでございます。そういう方法で徴収して足りない場合には、ではどうするかということ。介護保険の場合なんかでは、そういった特別の財団から借り入れて対応しますけれども、水道関係は住民の生活の問題ですから、一般会計から出したり、特別に大きな事業をやる場合は補てんしたり、そういうこともありますけれども、自分たちの使った自主財源で確保して対応しなさいというのが、そういう法律でもあるし、町の考えでもございます。

○議長（小沢惣一君） 続いて、2問目をお願いいたします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 発言通告の2点目は、社会福祉協議会への対応についてということでお伺いをいたします。

これは、町民の皆様へということで回覧板で回りました。この内容は、社会福祉法人千代田町社会福祉協議会会長、柴崎和男氏の名前で公印刷り込みということで、平成19年度千代田町社会福祉協議会会員会費募金協力をお願い。社会福祉協議会では、すべての人が安心して生活できる社会を実現するために、地域福祉活動や福祉団体の活動援助などの事業を行っています。これらの事業は、皆様からの会員会費（募金費）などで運営されています。よりよい地域社会の推進を目指すために、多くの方々の支援が必要です。これらの趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。なお、各家庭には区長さんまたは隣組長さんがお伺いいたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。一般会員、1世帯、年額500円、特別会員、個人大口、法人（企業）、年額1,000円、賛助会員、年額5,000円。事務局、千代田町社会福祉協議会、千代田町赤岩2119 5。個人及び法人の皆様につきましては、8月26日午前8時30分から10時ごろまでに自宅にお伺いいたしますので、ご協力のほどお願いいたしますというふうに、こういう回覧板が回ったわけでありまして。会費と称して、今言いました一般500円、個人大口1,000円、賛助会費5,000円と割り当てて寄附を集めたわけでありまして、これは公共の名による寄附集めと考えるが、町長はどのように考えるか伺いたいと思います。

地方財政法第4条の5では、割当的寄附金等の禁止、ということで明確にしております。「国は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。」というふうに明確に言っているわけで

あります。

問題は、いわゆる社会福祉協議会の名でやってあるわけですから、千代田町は関係ないというふう
に言うかもしれませんが、先ほどの町長の答弁を聞いておりますと。しかし、もし本当に千代田町と関
係がないのならば、区長さんあるいは隣組、いわゆる区長さんというのが、区長会といいますか、そ
れが今町政の補完勢力というふうになっているわけです。それを使って間接的に集めたと言っても私
は過言ではないと思いますが、町長はどのように考えるかお聞かせをお願いします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の会費につきましては、先ほどお話ししたとおり、社会福祉協議会の定款に規定さ
れた、会の目的に賛同した者から納入していただくようになっていると、従いまして、ご指摘のよう
な割り当て寄附ではない、このように考えます。もし納得がいかないようでしたら、社会福
祉協議会事務局でご確認いただければと。なお、区長さんも社会福祉協議会の理事あるいは評議員と
いう一員でございますので、その辺もご理解をいただきたいと考えております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 案の定、町は関係ないというご答弁だと思いますが、要は、そうやってきま
すと、では社会福祉協議会は民間の団体で、私たち住民は協力しなくてもいいということなのかどう
か。社会福祉協議会へ行ってそんなの聞けというのだったら、町長は区長会にこういうあれをしたこ
とはないということなのかどうか、区長会は関与していないということなのか。あくまでもその辺を、寄附ではな
い、強制的な集めではないと。公共の名でやっているのではないのですかと、社会福祉協議会は公共
ではないのかということになってしまうわけですね、町長が知らん顔するのだったら。そのところ
をもう一度お願いします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 区長は理事であり、評議員でありますから、その席で議決して、こういう方
法でお願いして徴収しようと、そういうことで決定したのだと思います。ですから、私が、区長は私
の仲間でありますけれども、社会福祉協議会の役員でもあります。そういう人たちが役員で決定した
中でお願いをして、だから強制ではないと思います。払わない人に無理に取ってくるようなことはな
いと思いますけれども、一応そういうことでお願いをして、それで社会福祉協議会の運営をしていこ
うということなのですけれども、その辺はご理解をいただければと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 区長さんが評議員としてなっているから、だからそれが社会福祉協議会のほ
うに出たときをお願いをされて、それを区長会のほうで隣組を通じてこういう回覧板を回して、隣組

長に徴収をさせるということが強制ではないと言うけれども、要は、では何のために隣組長さんは区長の名前を使うのですか。そこところが、要は住民のほうは区長や隣組長が来ればなかなか断るわけにいかないと、それを承知の上でやっているのではないのですか。区長会の事務局は総務課だということですよ。それは、総務課は町長の命令に反して、ではやっているのですか。町長の命令があってやっているのでしょうか。そこるところをもう一度お願いします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 何か区長さんがほかのことをやると違反みたいことを言いますが、町長の命令でやらなくても、ほかの仕事でもそういった役員をやっているならば、当然そういう意向で、町のためになることであればお願いをしてやると思います。区長がやることを一々、これはだめ、あれはだめということではございません。あくまでも地域の区長として登録されて、町と協力しながら、町のほうの通知のお願いをしたり、いろんな協力をさせていただいています。そのほかにも、社会福祉協議会の役員として、社会福祉協議会に奉仕をして協力していると、そういうことだと思しますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） ただいま川島議員の方から、区長会の事務局は総務課です。町長の命令によりましてやるのならば、一応区長会を通じてやる、今までもやっております。しかし、今回の場合は社会福祉協議会ということでございますので、私どもの手から離れたところにございまして、まして、町長の答弁にありましたように、これは社会福祉協議会の定款によって、会の目的に賛同していただけるということでございますので、そういう形でございまして、今回の場合は総務課のほうと切り離して考えていただければと、そんなふうに思えます。

○議長（小沢惣一君） 以上で、15番、川島悦男君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

午後3時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時01分）

再 開 （午後 3時15分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○日程の追加

○議長（小沢惣一君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3から日程第4までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議員派遣の件

○議長（小沢惣一君） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、2件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣を行うことに決定しました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（小沢惣一君） 日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（小沢惣一君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 平成19年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る6日から本日までの9日間、議員各位には終始熱心にご審議を賜り、ご提案申しあげました議案をご決定、ご認定いただきまして心から御礼申し上げる次第でございます。

9月の定例会は決算議会とも呼ばれ、平成18年度の千代田町一般会計を初め各特別会計の予算の執行状況、行財政運営の1年を総括するものでございます。会期中、議員各位並びに監査委員から寄せ

られた意見、ご指摘等を真摯に受けとめまして、今後の予算執行、行財政運営に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、国内あるいは海外に目を向けてみますと、相変わらずの犯罪や自爆テロ等により多くの生命が失われております。誠に痛恨な思いでございます。一日も早い平和な日々を望むものでございます。

また、さきの台風9号では、首都圏を直撃し、大きな被害をもたらし、本県においても西毛地区を中心に道路が寸断されるなど大きな被害となり、現在も復興工事に努めているところでございますが、幸い本町におきましては大きな被害もなく、こうして通常に行行政運営が図られるということに感謝をしたい気持ちでございます。

日本経済の動向を見ますと、景気の拡大は持続しているものの、地方自治体を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況でございますが、今後とも行財政全般にわたり全身全霊を傾けていく所存でもございますので、一層のご支援、ご協力を賜りたいとお願い申し上げます。

最後になりますが、間もなく田園は黄金色に輝き、刈り入れの時期が参ります。議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛をいただき、一層ご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（小沢惣一君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る6日から本日までの9日間にわたり、平成19年第3回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間、議員各位には終始ご熱心にご審議を賜り、諸議案も無事議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

9月定例会は決算議会とも呼ばれ、平成19年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定など6つの会計の決算が認定に付されましたが、すべての決算が認定となりましたことにつきましては、執行当局の詳細説明を初め決算資料や十分な参考資料提出など、予算執行が健全になされた成果と認めるものであります。

また、監査委員より、町の歳入の根幹となる町税など、収納率向上の取り組みについて高く評価されました。しかし、依然として未収未済額が計上されていることに対する適切な対応などの要望もございます。本町を取り巻く財政状況は、景気回復傾向にあるとはいえ、いまだ相変わらず厳しい情勢が懸念されており、自主自立の活力あるまちづくりに向け、町当局におかれましては、健全財政維持のより一層の努力をされますようお願い申し上げます。

終わりに臨み、会期中、議員各位から寄せられました要望や意見等を尊重していただきまして、行政の執行に十分反映されるようお願い申し上げますとともに、町執行部並びに議員各位の今後のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

閉 会 （午後 3時23分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成19年 月 日

千代田町議会議長 小 沢 惣 一

署名議員 福 田 正 司

署名議員 小 林 正 明